

令和 5 (2023) 年度

自己点検評価書

(評価対象年度：令和 4 年度)

令和 5 (2023) 年 5 月



内容

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	4
1. 尚綱学園の建学の精神	4
2. 尚綱学園の教育理念	5
3. 尚綱学園の使命	6
4. 尚綱大学の理念、使命・目的	6
5. 尚綱大学の個性・特色及び今後の計画等	7
II. 沿革と現況	8
1. 本学の沿革	8
2. 本学の現況	10
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	11
基準 1. 使命・目的等	11
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定	11
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映	15
基準 2. 学生	19
2-1. 学生の受入れ	19
2-2. 学修支援	24
2-3. キャリア支援	29
2-4. 学生サービス	33
2-5. 学修環境の整備	36
2-6. 学生の意見・要望への対応	44
基準 3. 教育課程	49
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定	49
3-2. 教育課程及び教授方法	54
3-3. 学修成果の点検・評価	62
基準 4. 教員・職員	67
4-1. 教学マネジメントの機能性	67
4-2. 教員の配置・職能開発等	74
4-3. 教員の研修	78
4-4. 研究支援	80
基準 5. 経営・管理と財務	84

5-1. 経営の規律と誠実性	84
5-2. 理事会の機能	91
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック	94
5-4. 財務基盤と収支	98
5-5. 会計	101
基準 6. 内部質保証	104
6-1. 内部質保証の組織体制	104
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価	107
6-3. 内部質保証の機能性	110
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設置した基準による自己評価	112
基準 A. 地域連携	112
A-1. 地域連携に関する方針及び体制の整備	112
A-2. 大学の有する知的資源の社会への還元	114

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 尚綱学園の建学の精神

尚綱大学（以下、「本学」という。）を設置する学校法人尚綱学園（以下、「本学園」という。）は、明治21(1888)年、当時の^{せいせいこうこうちやう}済々黌^{せいせいこうこうちやう}長であった佐々友房をはじめ木村弦雄・津田静一・内藤儀十郎・合志林蔵らの有志により設立された済々黌附属女学校を源とする。佐々らは学校創立にあたり、「済々黌附属女学校創立ノ主旨」（以下、「主旨」という。）を起草し、初代校長の内藤儀十郎が5月1日の開校式において読み上げた。

「済々黌附属女学校創立ノ主旨」

女子^{また}モ亦国家ヲ組織スルニ重要ナル一分子タルヲ知ラバ、女子教育ノ必要^{さと}ヲ悟ルニ足ラン。彼ノ妙^か齡^{みやうれい}ナル女子ガ遂ニ良妻^{ついで}タリ賢母タルヲ知ラバ、以テ女子教育ノ必要ナルヲ悟ルニ足ラン。其良妻トシテ家政ヲ經紀シ、男子ヲ輔翼シ、其賢母トシテ子女ヲ教育シ、且ツ博愛慈善ノ泉源タルヲ知ラバ、亦以テ女子教育ノ必要ナルヲ悟ルニ足ラン。今ヤ我輩^{わがはい}此ニ見ル所アリ。爰ニ本校ヲ創立シ大ニ女子教育ノ事ヲ拡張セント欲ス。

方今、教育大ニ進歩シ女子教育モ亦盛ナラズトセズ。然ルニ我輩女子教育ノ弊ヲ見ルニ、或ハ封建ノ余習ヲ墨守シテ徒^{あるい}ラニ旧轍ニ拘泥シ、女大学・烏丸等ヲ以テ其主義トシ、明治昭代ノ女子ヲシテ文明ノ婦人タラシムル能ハザルモノアリ。或ハ智識ヲ偏尚シテ徳義ヲ輕忽シ、虚飾ニ流レテ実行ヲ失シ、其弊タルヤ、女子ノ淑徳ヲ損ジ、我邦ノ美風ヲ失スルモノアリ。此二者共ニ偏スル所アルヲ免^{このに}レズ。是レ豈ニ中正ノ道ナランヤ。若シ夫レ文質彬々、智徳並進シ婉淑従順ノ徳ニ加フルニ、凜然タル貞操節義ヲ以テスルモノハ、是レ誠ニ我輩^{わがはい}ガ望ム所ナリ。

世運進歩スレバ、女子教育ノ課程モ亦之ニ伴ハザル可ラズ。是ニ於テ我輩ハ本校課程ニ体操科・英語科及ビ洋服裁縫等ヲ編入シタリ。現時教員ノ数既二十名余ノ多キニ達シ、生徒ノ数ハ之レト比例シテ僅々タルモ、入校希望者日ニ増加スルノ勢ナレハ、日ナラズシテ必ズ盛況ヲ見ルニ至ラン。特ニ教授ヲ担任スルモノハ、平生教育ニ熱心シ、一身抛^{いっしんなげう}チテ本校ニ従事スルモノナレバ同感ノ賛成スルヲ得、入校ノ生徒ヲ募リ、猶ホ他日ヲ期シテ課程ヲ増補シ、教授法ヲ改良シ、益々隆盛ノ域ニ臻ランコトヲ希望スト云フ。

（注）上掲は『熊本県私立尚綱高等女学校一覧』を基本に佐々友房編『済々黌歴史』等を参照し本文を整えた「確定版」に基づき、「掲載版」として、漢字の旧字体を新字体に替え（標題を除く）、片仮名に濁点を、読みにくい文字には振り仮名を付し、句読点を加えたものである。

「主旨」は三段から成り、第一段には女子教育の必要性、第二段には女子教育の理念、第三段には教育課程の編成方針と入学者増強への望みが記されている。本学園はこの「主旨」を建学の精神が記されたものとして扱っている。ただし、明治時代に書かれた文章であることから、これに現代語訳と注を添え、要約、集約を行って理解の便宜を図っている。さらに、この「主旨」の文章の中から建学の精神を表す箇所について、次のように要約し説明を加えて表示している。

＜建学の精神＞

「智と徳を兼ね備え社会に貢献し得る女性の育成」

本学園は、明治 21(1888)年に創設された済々黌附属女学校をその源としており、同校創設に際して創立者の佐々友房らが遺した「済々黌附属女学校創立ノ主旨」の中には、女子教育の必要性、女子教育の理念などについて縷々述べてあり、その中から建学の精神を表す箇所について要約したものである。

2. 尚綱学園の教育理念

明治 24(1891)年 10 月に、済々黌が熊本県内の他の諸学校と合同して九州学院を設立するに当たり、済々黌附属女学校は本黌を離れて独立することとなった。これを機に校名を尚綱女学校と改め、明治 29(1896)年 4 月に私立尚綱高等女学校と改称した。「尚綱」とは、儒教の古典『中庸』のなかの「衣錦尚綱（錦を衣〔き〕て綱〔けい〕を尚〔くわ〕う）」を典拠とし、君子の道のあり方を説く句である。

明治 45(1912)年に財団法人尚綱財団を設立し、戦後の学制改革により昭和 22(1947)年 4 月に尚綱中学校が、昭和 23(1948)年 4 月に尚綱高等学校が発足した。昭和 26(1951)年 3 月には財団法人尚綱財団を学校法人尚綱学園に組織変更し、本学園が昭和 27(1952)年 4 月に設立した短期大学は熊本女子短期大学と称した。昭和 50(1975)年 4 月に尚綱大学が設立され、その際に熊本女子短期大学は尚綱短期大学と改称され、さらに平成 18(2006)年 4 月に尚綱大学短期大学部と改称された。このように本学園の設置する学校は、基本的に「尚綱」を長く用いてきており、この言葉に本学園の教育理念が凝縮されているものとして扱ってきた。この歴史を踏まえて、本学園では学園全体の教育理念を次のように整理している。

＜教育理念＞

「尚綱 表面を飾らず内面の充実に努める」

本学園は、校名である「尚綱」の二字に凝縮された言葉をもって教育の理想の姿とし、本学園の教育理念としている。「尚綱」とは、中国の古典『中庸』の一節「衣錦尚綱」（錦を衣て綱を尚ふ）、すなわち、錦を着た場合はその上から薄物をかけ、きらびやかな模様を表に出さないようにするという君子の道のあり方を説いた句に由来する。この句には、表面を飾らず内面の充実に努めるという、人としての心構え、あり方が含意されている。

3. 尚綱学園の使命

また、本学園の使命は、学校法人尚綱学園寄附行為第3条に次のように定められている。

＜学園の使命＞

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校を設置し、人類社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

以上の本学園の建学の精神、教育理念、学園の使命は、平成28(2016)年度に策定した「全学グランドデザイン」において組織全体の存在意義すなわちミッションと位置付けられ、平成29(2017)年4月に「尚綱学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI 2013－2022～」に組込まれた。なお、令和3(2021)年4月に「尚綱学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI 2013－2022～」は4回改正を行っており、「全学グランドデザイン」及び「尚綱学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI 2013－2022～」の詳細については、基準項目1-2において後述する。さらに、令和5(2023)年4月からは「第二期中長期計画 2023年4月～2033年3月」を策定する。

4. 尚綱大学の理念、使命・目的

本学園は、尚綱大学（以下、「本学」という。）のほか、尚綱大学短期大学部、尚綱大学短期大学部附属こども園（※）、尚綱高等学校、尚綱中学校の5つの学校・園を設置する女子総合学園である。本学園は、前述の建学の精神、教育理念、学園の使命のもと130年の長きにわたって一貫した女子教育を行ってきた。

※ただし、尚綱大学短期大学部附属こども園については、男児も受入れている。

本学も、全学グランドデザインの体系の中で学園のミッションを受けて、併設の尚綱大学短期大学部とともに次のような理念を掲げている。

＜尚綱大学・尚綱大学短期大学部の理念＞

智と徳を兼ね備え自律的に学修を続ける女性を育成し、基礎的・応用的研究を推進して成果を発信し、地域社会に貢献する。

この理念のもと、本学は使命・目的を学則第1条に次のように定めている。

＜尚綱大学の使命・目的＞

（目的）

第1条 尚綱大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学術研究を教授し、広く社会と文化の発展に寄与するとともに、建学の精神に則り、先進的知識と高度な技能とを修得して、智と徳とを兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性を育成することを目的とする。

以上のとおり、本学は尚綱学園の建学の精神に則り、教育理念に基づいて、社会に貢献し得る女性の育成を使命・目的に掲げている。

5. 尚綱大学の個性・特色及び今後の計画等

本学は県内唯一の女子大学である。昭和 50(1975)年の設置以来、明治の半ばより続く女子教育の伝統を受継ぎ一貫して女子高等教育を担ってきた。熊本県内はじめ九州各県の女子の大学進学希望者が増加したことを受け、熊本女子短期大学の実績の上に、熊本市清水町楡木（当時）の清水校地（現・熊本県菊池郡菊陽町の武蔵ヶ丘キャンパス）に文学部 1 学部の単科大学として発足した。その後、平成 18(2006)年 4 月には、文学部を文化言語学部文化言語学科に、平成 30(2018)年 4 月に文化言語学部文化言語学科を現代文化学部文化コミュニケーション学科に改組し、令和 3(2021)年 4 月、九品寺キャンパスに移転した。また、平成 18(2006)年 4 月には、熊本市中央区九品寺の九品寺キャンパスに生活科学部栄養科学科（入学定員 70 人、3 年次編入学定員 10 人、収容定員 300 人）を設置した。さらに、令和 5(2023)年 4 月には、武蔵ヶ丘キャンパスにこども教育学部こども教育学科（入学定員 70 人、3 年次編入学定員 5 人、収容定員 290 人）を設置し、3 学部体制とする。

現代文化学部は、4 つの専門領域（情報メディア文化、観光文化、日本・東アジア社会文化、文芸文化）から 2 つの専門領域を選択し、文化を多面的に学ぶこととしており、司書や一般企業及び自治体での企画・広報・営業等の職種の他、需要が高まっている日本語教師を目指している。

生活科学部は、管理栄養士養成施設として、卒業生は病院、学校等の施設の管理栄養士又は栄養士として、あるいは栄養教諭及び食品・栄養分野のスペシャリストとして活躍し、地域社会の要請に込えている。

こども教育学部は、短期大学部幼児教育学科において培ってきた幼児教育・保育の経験と実績を基に、幼稚園教諭一種免許状・特別支援学校教諭一種免許状・保育士資格の取得が可能な学部として新設する。

また、本学は小規模の大学であって、少人数教育を実施し得る条件が整っており、学生と教職員の関係も密で、きめ細やかな学修相談、学生生活相談、進路相談が行われている。同時に、学修支援センター、就職・進路支援センターを設置して、全学的な学生支援の体制も整備されている。

併設の尚綱大学短期大学部とともに尚綱地域連携推進センター、尚綱食育研究センター、尚綱子育て研究センターを設置して、研究を推進するとともに地域社会と連携し課題を共有しつつ地域の問題解決に取り組んでいる。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治21(1888)年 5月	熊本市昇町に済々黌附属女学校として開校（創立者佐々友房ら、初代校長内藤儀十郎）
明治24(1891)年10月	済々黌から独立して、尚絅女学校に改称
明治29(1891)年4月	尚絅女学校を私立尚絅高等女学校に改称
明治45(1912)年 5月	財団法人尚絅財団設立
大正 9(1920)年11月	生徒数の増加、施設面における充実のため、旧飽託郡大江村九品寺（現在の九品寺キャンパス）に移転
昭和22(1947)年 4月	学生改革によって尚絅中学校発足
昭和23(1948)年 4月	新制の尚絅高等学校となる。
昭和26(1951)年 3月	尚絅財団法人から学校法人尚絅学園に組織変更
昭和27(1952)年 4月	熊本女子短期大学開学（家政科）
昭和40(1965)年 2月	尚絅学園第二校地（現在の武蔵ヶ丘キャンパス）を購入
昭和42(1967)年 4月	熊本女子短期大学家政科を家政科家政専攻と家政科食物栄養専攻に分離
昭和43(1968)年 4月	第二校地に熊本女子短期大学幼児教育科を開設
昭和44(1969)年 4月	熊本女子短期大学附属幼稚園を開園
昭和50(1975)年 1月	尚絅大学設置認可
昭和50(1975)年 4月	尚絅大学開学（文学部国文学科入学定員50人、文学部英文学科入学定員50人） 熊本女子短期大学を尚絅短期大学に、同短期大学附属幼稚園を尚絅短期大学附属幼稚園に改称
昭和61(1986)年10月	セントメアリー大学（ネブラスカ州オハマ市）と友好校協定締結（同大学への留学は平成19（2007）年6月が最後）
昭和63(1988)年 5月	尚絅学園創立100周年記念式典を挙行
平成 5(1993)年 4月	尚絅大学文学部国文学科に「国語・国文学コース」「書道コース」を、同英文学科に「英語・英文学コース」「コミュニケーションコース」を設置
平成 6(1994)年 4月	文学部英文学科コミュニケーションコースにおいてセントメアリー大学（ネブラスカ州オハマ市）への留学制度を開始
平成10(1998)年 4月	ウッドベリー大学（カリフォルニア州バーバンク市）と友好校協定締結（同大学への留学は平成12（2000）年8月が最後）
平成12(2000)年 6月	尚絅短期大学子育て研究センターを開設
平成13(2001)年 4月	尚絅大学文学部英文学科の「英語・英文学コース」を「英米文化コース」に変更
平成18(2006)年 4月	尚絅大学に生活科学部栄養科学科（入学定員70人）を開設 尚絅大学文学部（国文学科・英文学科）を文化言語学部（文化言語学科）に改組するとともに、「日本コース」「書道コース」「米英コース」「英語コミュニケーションコース」の4コースを設置 尚絅短期大学を尚絅大学短期大学部に名称変更並びに家政科家政専攻を総合生活学科、家政科食物栄養専攻を食物栄養学科、幼児教育科を

	幼児教育学科に改称
平成19(2007)年 7月	文化言語学部文化言語学科の「英語コミュニケーションコース」の留学制度における派遣先をセントメアリー大学（ネブラスカ州オハマ市）からモンタナ大学（モンタナ州ミズーラ市）へ変更（同大学への留学は平成22（2010）年12月が最後）
平成20(2008)年 4月	文化言語学部文化言語学科の「日本コース」を「日本文化・日本文学コース」に、「米英コース」を「米英文化コース」に変更
平成22(2010)年 3月	生活科学部栄養科学科の第一期生が卒業
平成22(2010)年 4月	文化言語学部文化言語学科の入学定員を100人から75人に変更するとともに、「日本文学・言語コース」「書道コース」「アメリカ・東アジア文化言語コース」「地域文化・社会コース」の4コースに改編・新設
平成23(2011)年 9月	文化言語学部と台湾・慈済大学人文社会学院東方語文学系との間で学部間交流協定締結
平成23(2011)年12月	尚綱大学図書館本館（九品寺キャンパス）完成
平成25(2013)年 3月	尚綱大学短期大学部子育て研究センターを尚綱子育て研究センターに改組
平成25(2013)年 5月	「尚綱学園の長期ビジョン（将来像）及び中期行動計画」策定 尚綱学園創立125周年記念式典を挙行
平成26(2014)年 4月	文化言語学部文化言語学科の「日本文学・言語コース」を「日本文学・日本語コース」にコース名を変更するとともに、「アメリカ・東アジア文化言語コース」「地域文化・社会コース」を「現代コミュニケーションコース」に再編統合 尚綱食育研究センターを開設
平成26(2014)年 6月	尚綱大学と台湾・慈済大学との大学間交流協定締結 韓国・仁徳大学校と大学間交流協定締結
平成26(2014)年 7月	尚綱ボランティア支援センターを開設
平成27(2015)年 4月	尚綱地域連携推進センターを開設
平成28(2016)年 4月	尚綱大学短期大学部附属幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行
平成29(2017)年 4月	文化言語学部文化言語学科の「日本文学・日本語コース」と「書道コース」を「日本語日本文学コース」に統合
平成30(2018)年 4月	文化言語学部文化言語学科の募集を停止
平成30(2018)年 4月	現代文化学部文化コミュニケーション学科（入学定員75人）を開設
平成30(2018)年 5月	尚綱学園創立130周年記念シンポジウム開催
平成31(2019)年 2月	台湾・高雄大学と大学間交流協定締結
平成31(2019)年 3月	中国・上海杉達学院大学、マレーシア・Southern University Collegeと大学間交流協定締結
令和2(2020)年 2月	尚綱大学・尚綱大学短期大学部グローバル化推進センターを開設
令和2(2020)年 7月	韓国・済州大学校と大学間協定締結
令和3(2021)年 1月	九品寺キャンパス大学7号館完成
令和5(2023)年 4月	尚綱大学にこども教育学部こども教育学科（入学定員70人）を開設 幼保連携型認定こども園尚綱大学短期大学部附属こども園を幼保連携型認定こども園尚綱大学附属こども園に名称変更

2. 本学の現況

・大学名 尚絅大学

・所在地

キャンパス	所 在 地
九品寺キャンパス	熊本県熊本市中央区九品寺 2 丁目 6 番 78 号
武蔵ヶ丘キャンパス	熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北 2 丁目 8 番 1 号

・学部構成

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	75	-	300
生活科学部	栄養科学科	70	10	300
こども教育学部	こども教育学科	70	5	290

・学生数、教員数、職員数（令和 5 年 5 月 1 日現在）

【学生数】

学 部	学 科	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	合計
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	52	40	61	43	196
生活科学部	栄養科学科	58	62	82	82	284
こども教育学部	こども教育学科	20	0	0	0	20
合 計		130	102	143	125	500

注）こども教育学部は今回の自己点検・評価の対象外ですが、数値のみ記載します。

【教員数】

学 部	学 科	教授	准教授	講師	助教	計	助手	合計
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	10	7	2	1	20	0	20
生活科学部	栄養科学科	6	4	3	1	14	8	22
こども教育学部	こども教育学科	4	5	1	0	10	0	10
合 計		20	16	6	2	44	8	52

注）こども教育学部は今回の自己点検・評価の対象外ですが、数値のみ記載します。

【職員数】

正職員	嘱託	パート	計
41	2	4	47

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

基 準	基準 1	使命・目的等
基準項目	1-1	使命・目的及び教育目的の設定
担 当	評議会	
責 任 者	山縣評議会議長	
担 当 者	山縣評議会議長	

1. 評価の視点及び自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
① 意味・内容の具体性と明確性	☐ 使命・目的及び教育目的を学則などに具体的に明文化しているか。
② 簡潔な文章化	☐ 使命・目的及び教育目的をわかりやすく簡潔に文章化しているか。
③ 個性・特色の明示	☐ 使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。
④ 変化への対応	☐ 社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点	
☐ 使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。	

エビデンスの例示

- ☐ 使命・目的、教育目的などを示す資料
- ☐ 個性・特色に関する大学の自己認識を示す資料（関係部分）
- ☐ 使命・目的、教育目的の改定があれば、その改定の理由と経緯を示す資料

関連する参照法令等

- ・学校教育法第 83 条（目的）
- ・大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）、第 40 条の 4（大学等の名称）

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。 ※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。 ※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。
1-1-① 意味・内容の具体性と明確性 【事実の説明】 尚綱大学（以下「本学」という。）の使命・目的については、尚綱大学学則（以下「学則」という。）第

1 条において、教育目的については、学則第 4 条において規定している。【資料 1-1-1】

(目的)

第 1 条 尚綱大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学術を研究教授し、広く社会と文化の発展に寄与するとともに、建学の精神に則り、先進的知識と高度な技能とを修得して、智と徳とを兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性を育成することを目的とする。

(学部)

第 2 条 本学に次の学部及び学科を置く。

現代文化学部	文化コミュニケーション学科
生活科学部	栄養科学科

(学部の目的)

第 4 条 現代文化学部は、高度なコミュニケーション能力を基礎に、高度情報化とグローバル化が進行する現代日本社会及び多様な表現文化について、広い視野から調査・分析する能力を修得し、ビジネスや行政の場で協働して問題を解決できる女性を育成することを目的とする。

2 生活科学部は、人間の健康と食のあり方を広い視野から深く教育研究することにより、食・栄養に関する先進的な専門知識と実践技術を身につけ、自律性・対話力・考察力を兼ね備えた専門職業人として、栄養教育、栄養管理、食育等を通して、広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

【自己評価】

学則に本学の使命・目的及び学部の教育目的を規定し、具体的に明文化されているものと判断している。

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

1-1-① に示したように本学の使命・目的については学則第 1 条に、教育目的については学則第 4 条に文章化されている。

【自己評価】

学則に本学の使命・目的及び学科の教育目的を規定し、簡潔に文章化されているものと判断している。

1-1-③ 個性・特色の明示

【事実の説明】

学校法人尚綱学園（以下、「本学園」という。）は、平成 29(2017)年 1 月に「全学グランドデザイン」を制定するに当たり、学園の源である済々黌附属女学校が明治 21(1888)年に創設され、5 月 1 日の開校式に当たり、初代校長内藤儀十郎によって読み上げられ、本学園が継承してきた「済々黌附属女学校創立ノ主旨」の中から、建学の精神を表す部分を「智と徳を兼ね備え社会に貢献し得る女性の育成」と整理・要約し説明を加えたものを学園の建学の精神とするとともに、校名の「尚綱」を「表面を飾らず内面の充実に努める」として学園の教育理念として再確認した。また、学校法人尚綱学園の目的を定めた寄附行為第 3 条「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校を設置し、人類社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。」を学園の使命とし、学園の建学の精神、教育理念、使命・目的及び目標、また学則、中長期行動計画をはじめとする諸計画、さらに三つのポリシー等の位置付けを「全学グランドデザイン」

の体系のなかに明確にした。【資料 1-1-2】

本学は、尚綱学園の建学の精神、教育理念並びに学園の歴史を踏まえ、併設の尚綱大学短期大学部と共通の「学校の理念」を次のように制定した。

（尚綱大学・尚綱大学短期大学部の理念）

智と徳を兼ね備え自律的に学修を続ける女性を育成し、基礎的・応用的研究を推進して成果を発信し、地域社会に貢献する。

これを、全学グランドデザインのなかに位置付けるとともに、学則第 1 条を「学校の使命・目的」として位置付けた。このように、本学の目的を規定する学則第 1 条は、本学園の建学の精神、教育理念、使命及び歴史を踏まえ、本学の使命に基づく内容となっており、本学の個性・特色が明示されている。

【自己評価】

使命・目的及び教育目的に本学の個性・特色を反映し、明示しているものと判断している。

1-1-④ 変化への対応

【事実の説明】

本学園は、創立 125 周年に当たる平成 25 (2013) 年に、学園の将来像を自ら描いて明らかにし、目標達成に向けた今後の重点施策を定め、学園全体の進むべき方向や行動指針を示すものとして「尚綱学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」を策定し、建学の精神、教育理念、学園の使命の重要性を再確認し、学園の現状を分析し、学園を取り巻く環境変化を踏まえ、長期ビジョンと 5 年後、10 年後の到達目標を設定した。その後の学園を取り巻く環境変化や計画の進捗状況等を勘案し、平成 27 (2015) 年に第 1 回、平成 29 (2017) 年に第 2 回、平成 31 (2019) 年に第 3 回の改正を行った。さらに、令和 3 (2021) 年度には、「長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI 2013－2022～」の残余期間が 2 年となり、総仕上げの期間であることに加え、積み残しの課題とコロナ禍の中で加わった DX（デジタルトランスフォーメーション）推進など新たな課題に対応するために、重点施策等を見直したうえで令和 3 (2021) 年 4 月に第 4 回の改定を行った。さらに、令和 4 (2022) 年度は、同中長期行動計画の最終年度となるために、積み残された課題に取り組むと共に、今後 10 年間の「第二期中長期計画」（2023 年 4 月～2032 年 3 月）を策定した。

これらの計画の策定にあたっては本学を取巻く環境の変化を踏まえ、全学グランドデザインにおける本学園の全設置校の「使命・目的」、並びに各学部学科の「教育目的」とこれらの位置づけを常に再確認してきた。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

【自己評価】

本学の理念及び目的について常にこれらを確認しているので、変化への対応を行っているものと判断している。

<資料一覧>

【資料 1-1-1】 尚綱大学学則

【資料 1-1-2】 「全学グランドデザイン」

【資料 1-1-3】 「尚綱学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI 2013－2022～」

【資料 1-1-4】 「第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月」

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

なし

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

なし

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

基 準	基準 1	使命・目的等
基準項目	1-2	使命・目的及び教育目的の反映
担 当	評議会	
責 任 者	山縣評議会議長	
担 当 者	山縣評議会議長	

1. 評価の視点及び自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 役員、教職員の理解と支持	☐ 使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しに役員、教職員が関与・参画しているか。
② 学内外への周知	☐ 使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。
③ 中長期的な計画への反映	☐ 使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映しているか。
④ 三つのポリシーへの反映	☐ 使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映しているか。
⑤ 教育研究組織の構成との整合性	☐ 使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備しているか。

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

※エビデンスの例示☑

- ☐ 使命・目的及び教育目的の策定及び改定への役員、教職員の関与・参画の状況を示す資料
- ☐ 使命・目的及び教育目的を学内外へ周知するための方法・手段を示す資料
- ☐ 中長期的な計画と使命・目的及び教育目的との関係を示す資料
- ☐ 三つのポリシーと使命・目的及び教育目的との関係を示す資料
- ☐ 教育研究組織に関する規則及びその構成を示す組織図・資料

※関連する参照法令等

- ・学校教育法第 85 条（学部）
- ・学校教育法施行規則第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）
- ・大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）、第 3 条（学部）、第 4 条（学科）、第 5 条（課程）、第 6 条（学部以外の基本組織）、第 42 条（専門職学科とする学科等）、第 58 条（外国に設ける組織）
- ・私立学校法第 45 条の 2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。 ※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。 ※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。
1-2-① 役員、教職員の理解と支持 【事実の説明】

学園の建学の精神、教育理念、使命は、学園の「全学グランドデザイン」の階層の最上位に「組織全体の存在意義」すなわち「ミッション」として位置付けられている。これをもとに常勤理事会は全学グランドデザインの制定に着手し、学園のミッションのもとに「ビジョン」として各設置校の理念、使命・目的の制定又は再確認を指示した。これを受けて、将来計画委員会は平成 31(2019)年 3 月に「全学グランドデザイン」を改正し、「尚綱の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI 2013－2022～」の見直しを実施した。さらに、令和 3（2021）年度は、長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画の残余期間が 2 年となり、総仕上げの期間であることに加え、積み残しの課題とコロナ禍で加わった新たな課題や DX（デジタルトランスフォーメーション）による変革等に対応するために重点施策等を見直したうえで、令和 3（2021）年 4 月に第 4 回改定を行い、それに基づき令和 4（2022）年度の事業計画を策定、実施した。また、令和 5（2023）年度から始まる「第二期中長期計画」（2023 年 4 月～2033 年 3 月）を策定し、それに基づき令和 5（2023）年度事業計画を作成した。【資料 1-2-1】 【資料 1-2-2】 【資料 1-2-3】 【資料 1-2-4】

【自己評価】

全学グランドデザインの最上位に位置付けられた学園の建学の精神、教育理念、使命は理事及び全教職員が参加して制定され再確認された。これら学園のミッションに基づいて制定された尚綱大学・尚綱大学短期大学部の理念及び尚綱大学（以下「本学」という。）の使命・目的（学則第 1 条）、さらには「尚綱の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI 2013－2022～」の策定と 4 回の改正、令和 5（2023）年度から始まる「第二期中長期計画」（2023 年 4 月～2033 年 3 月）は、学長・学長補佐会議、学科会議、各学部教授会、評議会における審議を経て決定され、尚綱学園の理事会、評議員会で承認されている。さらに直近では「第二期中長期計画」の全学説明会を全教職員対象に開催していることから、役員と教職員の理解と支持が得られていると評価している。

1-2-② 学内外への周知

【事実の説明】

尚綱学園は、全学グランドデザインの制定に伴い、学園の建学の精神、教育理念、使命について再確認を行い、尚綱学園及び大学・短大のホームページにそれらを掲載するとともに、尚綱学園の理事・評議員、全教職員、各設置校の学生、生徒等に配布される尚綱学園紹介誌「尚綱 GUIDEBOOK」（令和 4(2022)年発行）にも掲載している。【資料 1-2-5】 【資料 1-2-6】

また、学生便覧に学園の建学の精神、教育理念、尚綱大学・尚綱大学短期大学部の理念、本学の使命・目的（学則第 1 条）、本学における教育・研究目標を掲載し、入学時のオリエンテーションで学部長が説明している。また、全学共通の初年次教育科目「基礎セミナー」（必修）で、第 1 回目（もしくは早い回）に学長による自校教育として「尚綱学園・尚綱大学・尚綱大学短期大学部一建学の精神・教育理念・歴史・現在一」（テキストは CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2022 を使用）に関する授業を実施し、終了後、全員に「本学の使命・目的を学んで、あなた自身の 4 年間の目標や抱負を 200 字以上で述べなさい」というレポート課題を課しているが、多くの学生が「〇〇〇になって地域社会に貢献したい」という抱負を語っている。【資料 1-2-6】 【資料 1-2-7】 【資料 1-2-8】 【資料 1-2-9】 【資料 1-2-10】 【資料 1-2-11】

さらに、学長は地元のマスコミ等の取材に積極的に応じて、学園の建学の精神、教育理念、尚綱大学・尚綱大学短期大学部の理念等を紹介し、それらが雑誌・新聞等に掲載されている。【資料 1-2-12】 【資料 1-2-13】 【資料 1-2-14】 【資料 1-2-15】

【自己評価】

学園の建学の精神、教育理念、使命、本学の理念、教育・研究目標について、様々な媒体や機会を設けて学内外に周知を図っていることから、本学の使命・目的及び教育目的の学内外への周知は適切になされているものと判断している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

【事実の説明】

本学は尚絅学園の方針と全学グランドデザイン（平成 29（2017）年 1 月制定）の体系に従い、組織全体の存在意義すなわちミッションのもとに、尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念を定め、学則第 1 条を尚絅大学の目的及び使命に、学則第 4 条を学部・学部の目的として位置付けるとともに、それらの達成のために、平成 25（2013）年に策定された「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI 2013－2022～」について、大学をめぐる課題や環境の変化に対応し、2 年毎に 4 回の改定を行った。長期ビジョンのもとに、戦略として位置付けられる中長期行動計画については（1）教育と学修の充実、（2）学生の確保、（3）学修環境の整備、（4）学生支援の充実、（5）研究力の強化、（6）社会連携の拡充、（7）国際交流の体制整備と拡充、（8）IR 機能強化と自己点検・評価への適切な対応の 8 項目からなる尚絅大学・尚絅大学短期大学部における中長期行動計画のカテゴリーを制定し、単年度事業計画にも反映させてきた。最終年度の令和 4（2022）年度は、積み残された課題に取り組むとともに、この 10 年間の本学園の現状と課題、本学園を取巻く環境変化と今後の方向性を踏まえ、今後 10 年間（2023 年度～2032 年度）の学園と各設置校の目指すべき姿（ビジョン）を掲げ、その達成のために中長期的に取り組む重点施策を取りまとめた「第二期中長期計画」（2023 年 4 月～2033 年 3 月）を策定した。

【自己評価】

以上で述べたように、本学の使命・目的及び教育目的は、中長期行動計画に反映されているものと判断している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

【事実の説明】

評議会では、「全学グランドデザインの階層図」及び建学の精神、教育理念、学園の使命、学校の理念、学校の使命・目的、学部・学科・コース等の教育・研究目的、学校の教育・研究目標に続けて、本学 2 学部それぞれの三つのポリシーを体系的に表示した資料を用いて、全学グランドデザインの体系と三つのポリシーの一貫性、整合性を確認しつつ、三つのポリシーを決定した。本学 2 学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、「学生便覧」（令和 4 年度）に明確に記載されている。また、アドミッション・ポリシーは「平成 33（令和 3）年大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について」で示された入試区分の変更や、入試科目、評価項目の変更等に伴い、必要に応じて変更している。【資料 1-2-1】【資料 1-2-7】【資料 1-2-16】【資料 1-2-17】

【自己評価】

本学の 2 学部における三つのポリシーは大学の目的及び使命及び教育目的との一貫性と整合性を考慮して制定されており、目的及び使命教育目的を三つのポリシーに反映させていると判断している。

1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

本学は 2 学部 2 学科の教育組織のほかに、教育と研究の深化・発展と社会との連携を図るために、併設の短期大学部とともに尚絅地域連携推進センター、尚絅子育て研究センター、尚絅食育研究センター、尚絅ボランティア支援センター、グローバル化推進センターを設置し、教育と学修の充実、研究力の強化、社会連携の拡充に努めている。また、併設の短期大学部とともに、学生の学修支援、就職と進路選択の支援を目的とする学修支援センター、就職・進路支援センターを設置して、学生支援を推進している。

また、本学の使命・目的自身の見直しの必要はないが、教育目的を反映するために、先進的知識と高度

な技能を有する幼児教育を担う人材育成のため、令和 5（2023）年 4 月 1 日 4 年制のこども教育学部こども教育学科を開設する。特に、近年の保育の現場で求められる「特別な支援を必要とするこどもの教育」を身に付けた人材を養成できるという特色があり、短期大学部・幼児教育学科との 2 本柱で、幼児教育・保育の質的・量的ニーズに応えていく。【資料 1-2-18】

【自己評価】

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織、及び使命・目的及び教育目的に関連して社会連携と学生支援を目的とする組織が整備されているものと判断している。

＜資料一覧＞

- 【資料 1-2-1】「全学グランドデザイン」
- 【資料 1-2-2】「尚綱学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」
- 【資料 1-2-3】令和 4 年度事業計画
- 【資料 1-2-4】「第二期中長期計画」（2023 年 4 月～2033 年 3 月）
- 【資料 1-2-5】大学概要 尚綱大学・尚綱大学短期大学部（大学・短期大学部ホームページ）
- 【資料 1-2-6】「尚綱 GUIDEBOOK」
- 【資料 1-2-7】「令和 4 年度 学生便覧 尚綱学園 尚綱大学 現代文化学部」
- 【資料 1-2-8】「令和 4 年度 学生便覧 尚綱学園 尚綱大学 生活科学部」
- 【資料 1-2-9】「令和 4 年度開講授業科目シラバス 授業概要 尚綱大学（現代文化学部）」
- 【資料 1-2-10】「令和 4 年度開講授業科目シラバス 授業概要 尚綱大学（生活科学部）」
- 【資料 1-2-11】「尚綱学園・尚綱大学・尚綱大学短期大学部について―建学の精神・教育理念・歴史・現在―」（CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2022）
- 【資料 1-2-12】Tlpark Magazine #027 2022 年 5 月 1 日
- 【資料 1-2-13】くまもと経済 2022 年 10 月号
- 【資料 1-2-14】熊本日日新聞 熊日プレジデント倶楽部 2023 年 1 月 1 日
- 【資料 1-2-15】くまもと経済 2023 年 3 月号
- 【資料 1-2-16】令和 2 年 3 月の評議会資料及び 5 学科のアドミッション・ポリシー
- 【資料 1-2-17】令和 3 年 6 月の評議会資料及び 5 学科のアドミッション・ポリシー
- 【資料 1-2-18】尚綱大学こども教育学部こども教育学科―令和 5 年 4 月開設第 1 期生募集リーフレット

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、**【改善を要する点】**や**【参考意見】**として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

全学でこども教育学部の完成年度までの計画を共有する。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

こども教育学部の完成年度までの計画に基づき、開設年度の事業計画を作成する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

基準	基準 2	学生
基準項目	2-1	学生の受入れ
担当	入試委員会、入試課	
責任者	山縣入試委員長	
担当者	岡原入試課長	

1. 評価の視点及び自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知	☐ 教育目的を踏まえ、アドミSSION・ポリシーを定め、周知しているか。
② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証	☐ アドミSSION・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っているか。
③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持	☐ 教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点	
☐ 入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。	

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

※エビデンスの例示

- ☐ アドミSSION・ポリシーを示す資料
- ☐ アドミSSION・ポリシーと入学者受入れ方法との関連を示す資料
- ☐ 収容定員及び入学定員と学生数の現状との対比を示す資料

※関連する参照法令等

- ・学校教育法第 90 条（入学資格）、第 108 条（短期大学）、第 122 条（大学への編入学）、第 132 条（大学への編入学）
- ・学校教育法施行規則第 150 条（入学資格に関し高等学校卒業者と同等以上と認められる者）、第 151 条（特に優れた資質を有する者の認定）、第 152 条（入学制度の点検及び評価）、第 153 条（必要な在学年数）、第 154 条（高等学校に在学した者に準ずる者）、第 161 条（短期大学を卒業した者の編入学）、第 162 条（外国の大学等に在学した者の転学）、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）、第 178 条（高等専門学校を卒業した者の編入学）、第 186 条（大学への編入学の基準）
- ・大学設置基準第 2 条の 2（入学者選抜）、第 18 条（収容定員）、第 42 条の 2（専門職学科に係る入学者選抜）

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

アドミッション・ポリシーについては、平成 21(2009)年に策定後、必要に応じて見直しを行い、令和 5(2023)年度入学者までの編成を終了しており、令和 5(2023)年 4 月に設置することも教育学部についても新たに制定している。アドミッション・ポリシーにおいては、現代文化学部、生活科学部及びこども教育学部の教育目的を示し、入学者に求める意欲や学力、また各入試区分にて志願者に求められる能力・意欲・適性等と評価方法を表記し明確にしている。

アドミッション・ポリシーの周知については、学生便覧、募集要項及び大学ホームページなどに掲載しているほか、オープンキャンパスや高校の進路担当教員や高校生などを対象とした入試説明会などで説明を行っている。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】

【自己評価】

現代文化学部、生活科学部及びこども教育学部について、アドミッション・ポリシーを明確に定めて、それを学生便覧や募集要項、大学ホームページなどで広く周知し、かつ、入学前に履修しておくべき教科なども示しており、アドミッション・ポリシーの明確化と周知は適切に行われているものと判断している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【事実の説明】

令和 5(2023)年度入学者選抜で実施された入学試験の種類は、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用型選抜、社会人選抜、外国人留学生選抜、編入学選抜の 7 種類である。

現代文化学部では、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用型選抜、社会人選抜、外国人留学生選抜、編入学選抜の 7 種類の入試を実施している。総合型選抜では、体験授業と面接を行い、学校推薦型選抜では、学部・学科の特色を踏まえながら、面接を実施し、調査書等の評価を含めて適性や修学のための資質を確認している。一般選抜では、国語と英語を試験科目とし、学部・学科の特色を踏まえた傾斜配点と英語における英語資格のみなし得点制度の利用を行うとともに、大学入学共通テスト利用型選抜では、国語と外国語（英語、中国語、韓国語から 1 科目）を試験科目とし、一般選抜と同様に学部・学科の特色を踏まえた傾斜配点を行っている。

生活科学部では、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用型選抜、社会人選抜、編入学選抜の 6 種類の入試を実施している。総合型選抜では、口頭試問（面接含む）を行い、学校推薦型選抜では、アドミッション・ポリシーに沿って学科の特性を踏まえた口頭試問と調査書等の評価を含めて判定を行っている。一般選抜と大学入学共通テスト利用型選抜では、管理栄養士を目指すために必要と認められる基礎学力を判断しており、アドミッション・ポリシーに沿った試験科目となっている。また、令和 5(2023)年度入学者選抜では、実施内容を募集要項に記載するとともに、例年実施している高等学校の進路指導担当教員を対象とした入試説明会のほか、入試アドバイザー及び教職員による高校訪問等により周知を図っている。【資料 2-1-5】

こども教育学部では、学部設置認可が 10 月 27 日、教職課程認定が 11 月 25 日となったこともあり、令和 5(2023)年 1 月より総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、社会人選抜、外国人留学生選抜の 5 種類の入試を実施している。総合型選抜では、体験授業と面接を行い、学校推薦型選抜では、学部・学科の特色を踏まえた面接を実施し、大学入学志望理由書や調査書等の評価を含めて適性や修学のための資質を確認

している。一般選抜では、国語と英語を試験科目とし、学部・学科の特色を踏まえた傾斜配点と英語における英語資格のみなし得点制度の利用を行っている。

更に、一般選抜などの入試問題を作成するにあたっては、実施する全ての科目で本学の教員が作問を担当しており、外部委託は行っていない。

なお、入試における新型コロナウイルス感染症等の本学の対応及び受験生への配慮については、高等学校等における部活動等の諸活動の実績や資格・検定試験等の成績や追試験等の実施など、入学志願者が不利益を被ることがないように配慮している。入試当日の実施体制等については、「令和5年度大学入学選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（通知）」（令和4年6月3日付け3大学入学選抜競技会）に基づき、試験室の座席間の距離の確保や受験生控室の確保、試験室の机・椅子の消毒等、感染症対策を徹底した上で試験を実施している。

【自己評価】

現代文化学部、生活科学部及びこども教育学部がアドミッション・ポリシーに沿って多様な入学試験を実施して、学生受け入れ方法の工夫を行っているものと判断している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

令和5(2023)年5月1日現在の収容定員と在籍学生数については、【表2-1-1】に示すとおりである。定員充足率に関して、生活科学部は94.7%であり、適切な受入れ数を確保しているが、現代文化学部は65.3%と未充足の状況であり、新設のこども教育学部は募集期間が短かったこともあり、28.6%に留まった。

【表2-1-1】収容定員と在籍学生数（令和5（2023）年5月1日現在）

学部	学科	収容定員 (a)	在籍学生数 (b)	定員充足率 (b) / (a)
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	300	196	65.3%
生活科学部	栄養科学科	300	284	94.7%
こども教育学部	こども教育学科	70	20	28.6%
合計		670	500	74.6%

直近5年間の入学者数の推移については、【表2-1-2】に示すとおりである。令和5(2023)年度の入学者については、現代文化学部は前年度の42人から10人増加して52人、入学定員充足率69.3%、生活科学部は前年度の66人から10人減少して56人、入学定員充足率80.0%、こども教育学部は今回初めての入学選抜となり学部設置認可承認の関係上、選抜試験の開始が令和5年に入ってから実施したことも影響し20人、入学定員充足率28.6%となった。

【表2-1-2】入学者の推移

学部	学科	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	入学定員	75	75	75	75	75
		入学者数	38	45	55	42	52
		入学定員充足率	50.7%	60.0%	73.3%	56.0%	69.3%
生活科学部	栄養科学科	入学定員	70	70	70	70	70
		入学者数	84	83	68	66	56
		入学定員充足率	120.0%	118.6%	97.1%	94.3%	80.0%

こども教育学部	こども教育学科	入学定員	－	－	－	－	70
		入学者数	－	－	－	－	20
		入学定員充足率	－	－	－	－	28.6%
合計		入学定員	145	145	145	145	215
		入学者数	120	122	123	108	128
		入学定員充足率	82.7%	84.1%	84.8%	74.5%	59.5%

令和4（2022）年度より、教員が直接、学部・学科の教育内容及び在校生の学生生活や就職状況などを高校教諭や生徒に説明することによる志願者数の増加を図ることを目的に、アドバイザーだけでなく、教員と職員による高校訪問を復活させている。

また、現代文化学部では、志願者数の増加策として、昨年度に引き続き、九品寺キャンパス移転の魅力を伝えるとともに、観光、東アジア等の学びの領域に加えて、ルフィ像・くまモン・アニメ・マンガなどのサブカルチャーなど、オンリーワンの領域の強みをアピールしている。生活科学学部では、将来予想される志願者数減少対策と学生・就職先からのニーズに対応するために、3つの領域のスキルアッププログラムを開始している。こども教育学部では、学部設置認可後に開催した入試説明会や高校訪問、新聞広告等により短期間で集中した募集活動を行っている。

【自己評価】

現代文化学部は過去5年間入学定員を満たしていない状況にある。高校訪問や各種パンフレット等の学部独自の広報誌の発行、外国語スピーチコンテスト等各種イベントの開催などを行い、学部の教育研究活動の成果と魅力を伝えることを通じて、入学定員を確保するための努力を続けているが、改善・向上方策について更なる検討を行い、実行することが求められる。生活科学部は志願者・入学者数とも減少傾向にあり、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度にかけて入学者は60人台まで減少し、令和5（2023）年度は56人まで減少している。この数年、生活・家政系分野に対する高校生からの志願者が減少している影響もあるが、同学部の特色と魅力の伝え方にも工夫が必要である。今後は、管理栄養養成に加え、臨床栄養領域、フードデザイン領域、栄養教育領域の3つの領域に関わるスキルアッププログラムにも注力しさらなる学部の魅力向上を図る。こども教育学部は来年度から本格的な広報活動と募集活動が可能となることから、学部の特色と魅力を高校の教諭や生徒に伝え入学定員充足を図る。

<資料一覧>

【資料 2-1-1】令和4年度現代文化学部学生便覧

【資料 2-1-2】令和4年度生活科学部学生便覧

【資料 2-1-3】募集要項 2023

【資料 2-1-4】大学ホームページ（アドミッション・ポリシー）

<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/policy>

【資料 2-1-5】入試アドバイザー高校訪問スケジュール

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成29年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

・アドミッション・ポリシーについては、継続してその周知に努めるとともに、アドミッション・ポリシー

に沿った多様な入試の実施に向けて、入試委員会・実施部会が中心となって検討を行う。

・現代文化学部の入学生定員を確保するためには、引き続き、取得できる新たな資格・免許の検討の他、九品寺キャンパス移転による利便性向上、学部の魅力を幅広い分野に向け発信し、高校訪問や広報誌の発行を継続的に行うとともに、入学広報誌「SHOKEI CAMPUS GUIDE」の内容の刷新や学部・学科説明資料の作成と説明の工夫に加えて、オープンキャンパスの実施方法の見直しや、県外を含む広域での広報活動に力を入れる。更に SNS 等を利用した広報活動を利用するなど、学部と入試センターが連携して入学者の増加に取り組んでゆく。生活科学部では、将来のさらなる志願者数減少を想定し、新学科設置の検討に取り組む。こども教育学部では、本格的な広報活動と募集活動に取り組む。

・平成 29 (2017) 年度大学機関別認証評価において、調査報告書に参考意見として「文化言語学部文化言語学科の収容定員が 0.7 倍未満になっている点については、平成 30 (2018) 年 4 月の改組転換計画に基づく早期の改善を期待したい」との意見付与がなされている。これに対しては、文化言語学部は平成 30 (2018) 年度より募集を終了しているため、文化言語学部としての改善努力を、改組転換した現代文化学部において継続して行うものとしている。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

- ・目標人数の設定
- ・入試方法の改革
- ・入試広報の充実
- ・高校訪問・ガイダンスの充実
- ・社会人入学生受入れの強化
- ・高大連携の推進と内部進学率の向上
- ・奨学金制度の見直し
- ・正規留学生募集と選抜方法等の検討
- ・現代文化学部及び総合生活学科の免許・資格及びカリキュラムの改編
- ・オープンキャンパスの充実
- ・募集方法の継続的見直し

2-2. 学修支援

基 準	基準 2	学生
基準項目	2-2	学修支援
担 当	教務連絡協議会、現代文化学部教務委員会、生活科学部教務委員会	
責 任 者	菊池教務連絡協議会議長	
担 当 者	畠山学部長、坂田学部長、釜賀教務委員長、狩生教務委員長	

1. 評価の視点及び評価の視点に関わる自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備	☐ 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。
②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実	☐ 教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。 ☐ オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。 ☐ 障がいのある学生への配慮を行っているか。 ☐ 中途退学、休学及び留年などへの対応策を行っているか。

※エビデンスの例示

- ☐ 学修支援に関する方針・計画・実施体制を示す資料
- ☐ 職員・TAなどによる学修の支援体制を示す資料
- ☐ 中途退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策の検討状況などを示す資料

※関連する参照法令等

- ・大学設置基準第7条（教育研究実施組織等）、第25条（授業の方法）

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【事実の説明】

各学部の教務委員会、全学組織である教務連絡協議会（教員と職員とで構成）及びその下部組織である教養教育部会等が中心となって、学修及び授業支援の充実に向けた教育目的・目標達成のための方針や具体的な方策等について審議・決定するなど、教員と担当課職員による緊密な連携のもとでの学修及び授業支援の体制が整備されている。加えて、各学部での学科会議（本学では学部会議ではなく学科会議の呼称を用いている）や教職員により構成される各種委員会の設置・運営によって、学生への学修支援に関する方針・計画、実施、検証及び改善からなるPDCAサイクルを構築し、これらは適切に運用されている。整備された支援体制のもと、特に学修支援の重要度が高い入学時や各学期の開始時には、初年次教育科目「基礎セミナー」（必修）や学年別オリエンテーションにおいて、教職員が協働して三つのポリシーの周知や授業科目の履修指導等の学修支援を行っている。

学生の基礎学力の向上を目的として設置された学修支援センターでは、①基礎学力向上を目的とした補習、②授業内容の補習、及び③合理的な配慮を必要とする学生への教職協働体制での特別支援を行っており、特に①と②については全学共用のスタディールームでの支援を行っている。学修支援センターは、センター長（教員：教務連絡協議会議長）とセンター事務室長（両キャンパス教務課長）を中心に、非常勤講師を含む教員と教務課職員による教職協働体制で運営されている。同センターでは、授業ばかりではなく、教員や教務課職員による学修相談も適宜行われており、そのスケジュールはホームページ等で周知されている。現代文化学部では、英語の補習に学修支援センターを利用するとともに、前期・後期の開始時に履修相談を実施している。生活科学部でも、数学、化学、生物及び英語の補習に学修支援学修支援センターを利用するとともに履修相談を行っている。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】

令和 2（2020）年 2 月に設置されたグローバル化推進センターは、全学的なグローバル教育の推進及び協定校との交流活動の推進等に関する役割を担っており、教職協働での外国語への学修支援体制が強化されている。【資料 2-2-5】

令和 4（2022）年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各学部の教務委員会や教務連絡協議会が中心となって授業（遠隔授業や対面授業）の実施体制を感染拡大状況に応じて教職協働で検討してきた。現代文化学部では主として対面授業を行っているが、新型コロナウイルス感染等（濃厚接触も含む）で欠席した場合にも当該学生に学修上の不利益が生じないようにするため、全ての授業担当者に Google Classroom を用いた遠隔授業ができるように依頼した。さらに、遠隔授業と対面授業を組み合わせたハイブリッド型授業の実施、あるいは、課題提出による出席認定などの対応を行っている。さらに面接授業における教室での密を避けるため、定員の半分程度を目処として座席を指定する措置をとった。生活科学部では、管理栄養士養成施設であることを鑑みて対面授業を基本として授業を実施している。この際、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、受講者数を考慮して密にならない教室を割り当て、さらに学生の座席位置を指定するなどの取り組みを行っている。

【自己評価】

令和 4（2022）年度も新型コロナウイルス感染症拡大の状況下ではあったが、組織的な学修支援体制を整備して学修支援施策を適切に進めており、円滑かつ効果的な学修支援が教職員協働で実施されていると判断している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【事実の説明】

(1)TA（Teaching Assistant）の制度について

TA の制度は設けていないが、現代文化学部では情報処理室の実習助手（事務職員）が学修支援をサポートしており、生活科学部では同学部に所属する教員助手が学修支援の充実のために有効に活用されている。

【資料 2-2-6】

(2) 障がいのある学生への配慮

全学で「障がい等により特別な配慮を希望する方へ」という文書を入学予定者に郵送し、障がいのある学生の事前把握に努めている。入学式及び入学後の修学に関して障がい等により何らかの配慮措置を必要とする入学予定者に、窓口である学生支援課での相談を勧めるとともに、配慮の必要な学生に関する情報を教職員間で共有している。障がい等のある学生への配慮については、学生便覧に掲載されている「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」に定められており、教授会や学科会議においても周知が図られている。入学後は、両学部ともにクラス担任を始めとする教員と事務職員が連携しながら障がい等により配慮を必要とする学生の状態を的確に把握し、情報を共有しながら対応している。現代文化学部では、学修・学生支援のため毎月実施される学科会議の議題に「学生の現況について」を挙げ、障がいがある学生の状況報告、配慮要請や欠席者の状況などを報告することにより情報共有を行い、さらに配慮が必要な

学生への対応を個別に検討している。【資料 2-2-7】【資料 2-2-8】【資料 2-2-9】

(3) オフィスアワー制度の全学的実施

専任教員はそれぞれ週 2 回以上のオフィスアワーを設定してシラバスに明示するとともに、初年次教育科目や学期開始時のオリエンテーションで学生への周知を図っている。実際には、それ以外にも教員は学生からのアポイントメントにも対応するほか、時間を見つけて積極的に学生からの相談や質問に応じている。また、非常勤講師及び他学科兼任教員も専任教員同様、授業間の休憩時間あるいは電子メール等で学生の相談や質問に応じている。【資料 2-2-10】

(4) 中途退学者、休学者及び留年者への対応策

令和元（2019）年度に教務連絡協議会において中途退学の数値目標の設定が行われ、全学的に中途退学防止への取り組みが推進されている。令和 4（2022）年度における中途退学者数の目標値は、現代文化学部は 2 人、生活科学部は 4 人である。【資料 2-2-11】

現代文化学部では、令和元（2019）年度の退学者は 8 人（文化言語学部 2 人、現代文化学部 6 人）があり中退率 4.8%、令和 2（2020）年度の退学者は 6 人〔文化言語学部 4 人（うち除籍者 2 人）、現代文化学部 2 人〕で中退率 3.6%、令和 3（2021）年度の退学者は 2 人で中退率 1.2%、令和 4（2022）年度の退学者は 4 人（うち除籍者 1 人）で中退率は 2.2%と推移しており、低下傾向である。休学者に対しては、休学前に保護者とも面談したうえで休学中も担任から定期的に連絡をとり、毎月の学科会議で現況報告を行うなどして学科全体で情報を共有して中途退学防止策を講じている。また、各学年を分割してクラス（2～4 人ずつ）を作成し、全専任教員をそれらのクラスの担任に割り当て、入学時から卒業時に至るまで同じ担任がそのクラス（学生）を担当することで、より継続的できめ細やかな支援を実現している。また、担任を同じくする 1 年生～4 年生が縦の繋がりを形成して交流できる仕組みも構築している。学部全体の取り組みとしては、日常的に学生とのコミュニケーションを図り、担任に加えてコース主任教員による面談等を通して、学業面での不安や経済的な事情等の把握を行い、学生支援担当教職員との連携をきめ細かく実施している。また、令和 4（2022）年度の保護者懇談会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため、実施時期を遅らせて令和 4（2022）年 12 月 3 日に実施した。保護者懇談会では教務、学生支援、就職支援及び国際交流の各委員会から説明を行い、会の前後の時間を利用して担任との個別面談も実施した。【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】

生活科学部の中退率は、平成 30（2018）年度 2.5%、令和元（2019）年度 1.2%、令和 2（2020）年度 3.0%、令和 3（2021）年度 2.6%、そして令和 4（2022）年度 0.6%と推移している。中途退学の理由には進路変更が多いが、担任を中心に学科教員が学生本人や保護者と面談を重ねたうえで、殆どの場合、やむを得ず退学という結論に至っている。生活科学部では、中途退学又は留年の懸念がある学生に対しては、担任を含めた学科教員と教務課職員を中心として面談を重ね、必要に応じて保護者にも相談するなど、時間をかけたきめ細やかな対応に努めている。この際、学部長もできるだけ面談に加わることにしている。一年を通して継続的に退学、成績不振や家庭環境の急変等による修学意欲の低下などの状況把握に努め、学科会議で情報を共有するとともに、担任を中心として、担当課職員だけでなく保護者との連携もとりながら助言や支援を行っている。中途退学や休学を希望する学生には、その理由を明確に記述した申請書の提出を、担任には副書の提出をそれぞれ義務づけており、生活科学部教授会及び学科会議を通して学部の全教員に当該学生の情報は共有されている。また、保護者懇談会を定期的に開催して保護者との関係構築にも努めている。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2（2020）年度と令和 3（2021）年度は実施を見送ったが、令和 4（2022）年度は 7 月 24 日に実施した。【資料 2-2-14】

【自己評価】

TA の機能を具備した実習助手や教員助手が学修支援の充実に適切に活用されている。障がいのある学生への配慮に関しても、障がい等により特別な配慮を必要とする学生の状態を教職員が協働で的確に把握し、

それらの情報を共有しながら適切に対応している。オフィスアワーの全学的な実施や中途退学、休学及び留年への対応についても組織的な取り組みを適切に進めており、教職員協働で充実した学修・授業支援が実施されていると判断している。

<資料一覧>

【資料 2-2-1】大学ホームページ「学修支援センター」

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/campus-life/gakusyu>

【資料 2-2-2】令和4年度 学修支援センター利用実績

【資料 2-2-3】現代文化オリエンテーション

【資料 2-2-4】現代文化前期後期履修相談の結果

【資料 2-2-5】大学ホームページ「グローバル化推進センター」

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/international>

【資料 2-2-6】令和4年度 助手配置（案）（令和4年4月4日生活科学部臨時学科会議資料）

【資料 2-2-7】令和4年度 現代文化学部学生便覧（pp.128-130）、生活科学部学生便覧（pp.114-116）

【資料 2-2-8】障害のある学生に対する支援について（令和4年11月10日生活科学部教授会資料7）

【資料 2-2-9】令和4年4月現代文化学部文化コミュニケーション学科会議議事要録

【資料 2-2-10】令和4年度 シラバス

【資料 2-2-11】令和元年度第2回教務連絡協議会資料（中途退学者数・中途退学率の目標設定について）

【資料 2-2-12】令和4年度保護者懇談会実施報告

【資料 2-2-13】現代文化名票一覧

【資料 2-2-14】令和4年度生活科学部保護者懇談会（案）について（令和4年11月10日生活科学部教授会資料2）

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成29年度大学機関別認証評価結果において、**【改善を要する点】**や**【参考意見】**として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

教職員協働による全学組織の各種委員会、センター及び各学部の支援体制によってよりきめ細やかな学修・授業支援を推進し、継続的な検証・改善に取り組む。例えば、学生が抱える問題を早期発見するための効果的な方法を検討する。そのために、各部署・担任教員・養護教員・カウンセラー・キャンパスソーシャルワーカーおよび外部の施設、保護者と連帯しつつ適切に対応する。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じて、遠隔授業やハイブリッド型授業等を含めた学生の学修成果を確保するための学修支援を検討・実施する。学修支援センターの有効利用の観点からは、各学部がそれぞれの所属学生の状況（基礎学力等）を的確に判断し、引き続き利用者数の増加に向けた取り組みを行う。オフィスアワーについては、各学部教務委員等がシラバス等での明示を徹底し、学部所属の専任教員だけに留まらず、非常勤講師や他学科の兼任教員との連絡体制も充実させるように取り組む。障がいのある学生への対応に関しては、各学部や各授業担当教員等が「障がい等により合理的な配慮を必要とする学生」への個別支援の充実を図る。中途退学者、留年者及び退学の兆しが認められる学生には、学科会議等で関連情報を共有しつつ、担任を中心とした学科教員と事務職員が緊密に連携しながら対応する。例えば、担任等の教員と教務課職員が予め綿密に打ち合わせをしたうえで学生本人及び保護者との面談を実施し、問題の早期解決に向けた支援を提案・推進して中途退学を未然に防止できるよう努める。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

- ・学生が抱える問題を早期発見するための効果的な方法を検討
- ・各部署・担任教員・養護教員・カウンセラー・キャンパスソーシャルワーカーおよび外部の施設、保護者と連帯しつつ適切に対応

2-3. キャリア支援

基 準	基準 2	学生
基準項目	2-3	キャリア支援
担 当	就職支援委員会、就職課	
責 任 者	岩下就職支援委員長	
担 当 者	梶原就職課長	

1. 評価の視点及び自己判定の留意点

評価の視点	評価に関わる自己判定の留意点
① <u>教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備</u>	☐ インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。 ☐ 就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

※エビデンスの例示

- ☐ キャリア支援に関する教育課程上及びその他の教育としての取組み状況を示す資料
- ☐ 就職・進路先の実態及びその取組み状況を示す資料

※関連する参照法令等

- ・大学設置基準第7条（教育研究実施組織等）

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【事実の説明】

(1) 支援体制

本学におけるキャリア支援は、就職・進路支援センターと各学科の就職支援担当の教員が協力して行っている。

就職・進路支援センターは、学生の多様なニーズに対応しながら希望の就職及び進路が実現できるよう、就職支援委員長がセンター長を兼務し、就職課と協働して、就職・進路支援に関する様々なイベントや事業を企画・立案・実施するとともに、就職・進学に関する個別の相談等にも対応している。

また、クラスやゼミ担当の教員が、少人数、あるいは、個別の就職支援、相談対応等を行っている。

本学の就職支援体制としては、就職支援委員会並びに大学就職支援部会及び短大就職支援部会が設置されている。就職支援委員会は、学長補佐、学部長、就職・進路支援センター長、各部会長、学園事務局長、大学事務局長、各キャンパス事務部長等で構成され、全学的な観点から就職支援に係るイベントや事業の企画・立案を行っている。また、各学部・学科の就職支援担当教員で構成される各部会では、企画・立案のための原案の検討及び施策の実施を担っている。就職支援委員会及び部会は、適宜召集され、イベント

や事業の企画・立案・実施のほか、就職未内定者についての情報共有、具体の支援策、外部講師の検討や、様々な就職情報についての学生への周知等について検討を行うなど、積極的にキャリア支援に取り組んでいる。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】

(2) キャリア支援の取組み

本学では卒業までのキャリア形成を「キャリアデザイン」「キャリアビジョン」「キャリアトレーニング」「キャリアゴール」の4段階に分け、各学年に必要な「気づき」「考え」「行動」を促し段階的に成長できるプログラムを実践している。【資料 2-3-4】それらを実現するため、各学部の就職支援担当者と就職・進路支援センターが連携し、きめ細やかな支援で学生一人ひとりをサポートしている。具体の支援の内容としては、以下の取組みを行っている。

ア) 教育課程

正課の授業科目として、現代文化学部では、必修科目として「キャリア形成入門」を1年次後期に、「キャリアデザインⅠ」と「キャリアデザインⅡ」を2年次前期と後期にそれぞれ配置して、早期キャリア教育の一層の充実に努めている。なお、キャリア教育の中では、地元産業界と連携した様々な取組も行っている。また、選択科目として2年次に「インターンシップⅠ」、3年次に「インターンシップⅡ」をそれぞれ配置している。【資料 2-3-5】

生活科学部では、1年次前期に必修科目として履修する「基礎セミナー」で、管理栄養士を目指す者としての心構え、学修の進め方等を学ぶことにより、4年間の学びを体系的に捉えることができるよう支援している。また、3年次には「管理栄養士活動演習（事前・事後）」を必修科目として通年開講し、現場での体験と専門知識の統合を図り、社会で活躍するための人格形成やスキル形成について自覚を促す機会としている。【資料 2-3-6】

正課外の支援体制として、現代文化学部では、学部の就職支援委員会において、正課のキャリア教育との一体的な支援を意識して、3年次前期・後期及び4年次前期・後期に設ける「就職指導」における具体的内容を検討し、就職課と協働で実施している。また、「就職指導」では、ヤングハローワーク等の公的機関や外部カウンセラー、マイナビの就職支援担当者等によるサポートを充実させ、さらに、地元産業界と連携した業界研究等、様々な就職支援を行っている。【資料 2-3-7】

生活科学部では、同様に、1年次前期から4年次後期まで継続して「就職指導」を実施している。「就職指導」の内容については、就職支援委員及び就職課職員との協議や学生による講話記録の意見等を反映させることで適宜改善に努めている。また、生活科学部の「就職指導」においても外部機関、外部講師によるサポートを充実させている。【資料 2-3-7】

イ) キャリア支援に関するイベント等

○夏季キャリアガイダンス

令和4（2022）年9月20日（火）、22日（木）に夏季キャリアガイダンスを開催した。学生が就職への動機づけと自分の弱点を確認し、就職活動をスムーズに進められるよう20日に模擬面接を実施した。対象者は、大学3年生及び短大1年生は全員参加、未就職の大学4年生及び短大2年生の学生は事前申込制とし、外部講師による講座も実施した。また、様々な業界・業種に関する研究を深めるための一歩として、コロナ感染拡大防止のため、オンラインによる合同会社説明会を22日に開催した。実施方法は、一般職10社、専門職10社の合計20社が、15分間の企業説明を行い、大学3年生及び短大1年生の学生は必ず3社以上視聴するよう指導し、その他の学年は希望により参加する形で行った。延べ1741人の学生がZoomにより視聴した。【資料 2-3-8】

○春季キャリアガイダンス

・合同企業説明会

令和5（2023）年3月17日（金）から30日（木）まで、令和6（2024）年3月卒業予定の学生を対象にしたオンデマンド配信による合同企業説明会を開催した。一般職20社、専門職20社の合計40社が参加し、約15分間の企業説明を行った。【資料 2-3-9】

・オンライン講座

実際の面接対策や就職活動に必要な身だしなみやメイク、マナー等について、確実に身につけてもらうため、オンラインによるメイクアップ講座、マナー講座、面接対策講座を、令和5(2023)年3月24日(金)から30日(木)までの期間限定で配信した。【資料2-3-9】

・模擬面接講座

夏季キャリアガイダンスに続いて。学生が就職への動機づけと自分の弱点を確認し、就職活動をスムーズに進められるよう9月20日(火)に模擬面接を実施した。対象者は、大学3年生及び短大1年生は全員参加とし、外部講師による模擬面接を実施した。

○就職懇談会

就職懇談会は、事業所と大学間の相互理解の場として、本学学生を採用して1年経過した現在の卒業生の状況や企業からみた本学の人の人財育成への忌憚のない意見・要望を聴き、本学の教育や就職支援の一層の充実に繋げることを目的として実施した。

今年度は、12月2日(金)、6日(火)、7日(水)の3日にわたって、一般職、栄養職、幼保職の3つの職域に分け、それぞれ3つのグループで、オンラインにより大学・短大の就職支援担当教員等と企業の人事担当者との意見交換をオンラインにより行った。1グループは5つの事業所及び5人の教職員を基本とし、90分間の意見交換を行った。【資料2-3-10】

○インターンシップ

現代文化学部では選択科目として「インターンシップⅠ」を2年次、「インターンシップⅡ」を3年次に開講している。今年度は、コロナ禍の中ではあったが、13人の学生が7の企業におけるインターンシップに参加することができた。授業以外では、現代文化学部が独自に2月中旬からインターンシップを実施したほか、大学コンソーシアム熊本が主催するインターンシップが夏、春に行われ、現代文化学部、生活科学部及び短期大学部総合生活学科の学生が、夏季のインターンシップでは20の企業に27人、また、春季のインターンシップでは8の企業に10人の学生がそれぞれ参加した。なお、参加した学生による報告会もオンラインで行われた。【資料2-3-11】

○オンラインによる有料講座

就職対策の有料講座として、本学では「就職筆記試験・公務員試験 対策講座」及び「日商簿記検定3級講座」を実施しているが、昨年度からコロナの感染拡大に配慮してオンラインで実施している。令和4(2022)年度は「就職筆記試験・公務員試験 対策講座」を大学16人、短大1人、「日商簿記検定3級講座」を大学9人、短大4人の学生が参加した。【資料2-3-12】

【自己評価】

キャリア教育のための支援体制として、大学、短大ごとの就職支援部会及びその上位機関である就職支援委員会を置き、全学的な観点から就職支援を行っている。

また、就職・進路支援センターと就職課が協同して就職・進学に対する相談・助言等の対応を適宜行っている。

<資料一覧>

【資料2-3-1】令和4年度尚絅大学・尚絅大学短期大学部就職支援体制組織図(案)

【資料2-3-2】尚絅大学・尚絅大学短期大学部 令和4年度就職支援委員会及び就職支援部会の運営方針(申し合わせ)(案)

【資料2-3-3】令和4年度尚絅大学・尚絅大学短期大学部就職支援事業計画(案)

【資料2-3-4】段階的キャリア形成(ホームページより抜粋)

【資料2-3-5】現代文化学部シラバス

【資料2-3-6】生活科学部シラバス

- 【資料 2-3-7】令和 4 年度就職指導計画
- 【資料 2-3-8】夏季キャリアガイダンス
- 【資料 2-3-9】春季キャリアガイダンス
- 【資料 2-3-10】令和 4 年度尚絅大学・尚絅大学短期大学部就職懇談会プログラム
- 【資料 2-3-11】大学コンソーシアム熊本主催インターンシップ
- 【資料 2-3-12】オンライン有料講座

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

・就職・進路支援センター及び就職課において、社会状況の変化や就職活動スケジュールに適切に対応するとともに、就職支援委員会・部会委員の要望に応えるため、就職支援・就職指導の具体的内容・実施時期について、継続的に検討を行う。また、就職・進路支援センター及び就職課においては、学生のキャリア形成について、学年ごとの学生の特性にも配慮して、適宜対応策を検討するとともに、個別の面談・指導に努める。

・各種イベント等については、実施後の検証を行い、課題や問題点について継続的な見直しを行い、次年度の企画に反映させる。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

- ・各種イベントのアンケート調査結果の検証及び課題への対応
- ・教職協働による教員と事務職員との緊密な連携体制の構築
- ・学生の状況に合わせた個別面談及び指導

2-4. 学生サービス

基準	基準 2	学生
基準項目	2-4	学生サービス
担当	学生支援委員会、学生支援課	
責任者	中川学生支援委員長	
担当者	片野田九品寺学生支援課長、松本武蔵ヶ丘学生支援課長	

1. 評価の視点及び自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
① <u>学生生活の安定のための支援</u>	☐ 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。 ☐ 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを適切に行っているか。 ☐ 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

※エビデンスの例示

- ☐ 留学生、社会人を含む学生への支援状況を示す資料
- ☐ 学生の課外活動などへの支援状況を示す資料
- ☐ 学生相談室、保健室などの利用状況を示す資料
- ☐ 奨学金給付・貸与状況を示す資料

※関連する参照法令等

- ・大学設置基準第7条（教育研究実施組織等）

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

○学生サービス、厚生補導のための組織について

全学レベルの学生支援委員会を設置するとともに、その下部組織としてキャンパスごとに部会（九品寺キャンパス部会、武蔵ヶ丘キャンパス部会）を設置している。各キャンパスには、学生支援課、保健室及びカウンセリング室を設置し、教職員協働による支援体制が整備されている。

○学生の心身面でのサポートについて

現代文化学部及び生活科学部では、九品寺キャンパス部会長と養護教諭が定期的に機会を設け、情報共有を行っている。また、全学的に学生の保健室及びカウンセリング室の利用状況についても、学生支援委員会にて共有を行い、支援体制の整備に活用している。さらに、昨年度より両キャンパスにキャンパスソーシャルワーカーによるカウンセリングを導入し、学生相談体制を強化した。【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】

○学生の心身面の現状把握について

「疲労蓄積度調査」を毎年実施している。「疲労蓄積度調査」については、専門家（臨床心理士）による分析結果が本人（学生）にフィードバックされるとともに、本人の同意に基づき担任と情報共有を図り、指導に活かされている。【資料 2-4-3】

○学生生活の実態を把握し学生支援向上及び福利厚生充実について

「学生生活に関する実態調査」を毎年 8 月に実施し、調査分析を行い学生支援の基礎資料としているが、令和 2（2020）年度までは、学生の不満内容について調査表に記載がなかったため、十分把握ができておらず、その結果、改善策の取組みが不十分であった。令和 3（2021）年度以降は、「やや不満である」「大変不満である」と回答した者に対して、その理由を選択式で回答する形式を導入したため、不満の理由について分析することができ、改善策の取組みが可能となった。また、学生の安全・健康を守る生活指導として、九品寺キャンパスでは、毎年、新入生に対して「学生支援講座」を開講している。本講座は、併設の短大と合同で開催されており、前年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により一部中止されたが、本（2022）年度は計画どおり実施された。【資料 2-4-4】

○奨学金などの学生に対する経済的な支援について

日本学生支援機構の貸与を受けている学生の割合は、現代文化学部 51%、生活科学部 57%であり、その他奨学金を受給している学生の割合は現代文化学部 1%、生活科学部 0.3%であった。本学独自の制度としては、「授業料免除制度」「如蘭学寮免除制度」「姉妹入学金減免制度」「入試奨学金」「併設校入学者入学金免除制度」「職員子女授業料免除制度」「海外留学奨学金制度」等があり、学生への経済的な支援のため適切に運用している。【資料 2-4-5】

○学生の課外活動の支援について

毎年、学生会役員研修会を行っており、尚綱祭についても併設の短期大学部と合同で開催の準備に取り組んでいる。クラブ・サークル活動については、顧問や指導員と連携しながら活性化に取り組んでいるものの、令和 3（2021）年度に続き新型コロナウイルス感染拡大防止による活動制限も影響し、必ずしも活動が十分とはいえない。

○学生の課外活動に対する経済的支援について

尚綱学園の施設設備の改善・課外活動を資金面から支援することを目的に設立された「尚綱学園後援会」より、各クラブ・サークルに対して助成が例年行われていたが、今年度は昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年のようなクラブ・サークル活動が行えていないため、活動費に充当する資金助成は行われていない。【資料 2-4-6】

【自己評価】

学生の心身面のサポートについては、「学生生活に関する実態調査」の調査方法及び調査結果に対する対応策において昨年度から引き続き課題に対する取り組みも行われ、満足度向上に向けた取り組みが期待できる。

学生の安全や健康面については、毎年九品寺キャンパス「学生支援講座」において各種講座が開講されている。経済的支援については、様々な奨学金制度が整備されている。また、課外活動の支援についても学部毎に学生会担当者を配置し、学生会との意見交換会やアンケート調査の実施等を通じた要望の汲み上げや、各学生会行事への支援等が行われており、学生生活全般にわたった支援が適切に行われていると判断している。

<資料一覧>

【資料 2-4-1】 令和 4 年度前期保健室来室状況およびカウンセリング利用状況（九品寺）

【資料 2-4-2】 令和 3 年度前期保健室来室状況およびカウンセリング利用状況（武蔵ヶ丘）

【資料 2-4-3】 尚綱大学・尚綱大学短期大学部学生疲労蓄積度調査

- 【資料 2-4-4】令和 4 年度学生生活に関する実態調査集計結果(九品寺キャンパス・武蔵ヶ丘キャンパス)
 【資料 2-4-5】令和 4 年度日本学生支援機構及びその他奨学金利用者数
 【資料2-4-6】令和4年度九品寺キャンパスクラブ・同好会一覧

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

学生生活の実態を把握し学生支援向上及び福利厚生充実のため実施している「学生生活に関する実態調査」について、引き続き、満足度向上に向けた調査方法等の改善に努める。また、調査結果に基づいて、学生の満足度が向上するような支援策を策定する。同様に、その結果に基づく他の課題についても合同キャンパス部会で検討する。さらに、調査結果の公表については、更に短縮できるように取り組む。

学生の経済的な支援については、日本学生支援機構の給付奨学金の創設により、本学独自の現行の奨学金制度との併給等について検証し、真に必要な経済的支援制度を検討し、更に充実した支援に取り組む。

学生の課外活動である学生会活動やサークル活動については、現在キャンパス毎に活動している学生会活動やサークル活動について、キャンパス間の連携体制について検討し、全学として学生会活動、課外活動の活性化を図る。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

- ・学生満足度向上に向けた取組
「学生生活に関する実態調査」「疲労蓄積度調査」の実施とその結果の解析および改善策の策定
- ・中途退学防止への取組
- ・カウンセリング、キャンパスソーシャルワーカーの活用
- ・学納金の免除・減額制度導入の検討
- ・奨学金・表彰制度の充実
- ・自主的な学生会活動の支援
- ・クラブ・サークル活動活性化の支援
- ・尚綱祭への支援

2-5. 学修環境の整備

基 準	基準 2	学生
基準項目	2-5	学修環境の整備
担 当	現代文化学部教務委員会、生活科学部教務委員会、図書館運営委員会、情報システム委員会、九品寺キャンパス庶務会計課	
責 任 者	岡原大学事務局長	
担 当 者	釜賀図書館長兼教務委員長兼情報システム委員、狩生教務委員長、大倉九品寺庶務会計課長	

1. 評価の視点及び自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理	☐ 教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、附属施設などの施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。
② 実習施設、図書館等の有効活用	☐ 教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。 ☐ 適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。 ☐ 教育目的の達成のため、コンピュータなどの ICT 環境を適切に整備しているか。
③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性	☐ 施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。
④ 授業を行う学生数の適切な管理	☐ 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分挙げられるような人数となっているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点	
☐ 施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。	

※エビデンスの例示

- ・施設・設備の安全管理やメンテナンスに関する規則、運用方針、運用計画等及び管理体制を示す資料
- ・授業（講義、演習、実験など）のクラスサイズを示す資料

※関連する参照法令等

- ・大学設置基準第 24 条（授業を行う学生数）、第 34 条（校地）、第 35 条（運動場等）、第 36 条（校舎）、第 37 条（校地の面積）、第 37 条の 2（校舎の面積）、第 38 条（教育研究上必要な資料及び図書館）、第 39 条（附属施設）、第 39 条の 2（薬学実務実習に必要な施設）、第 40 条（機械、器具等）、第 40 条の 2（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）、第 40 条の 3（教育研究環境の整備）、第 42 条の 7（専門職学科に係る授業を行う学生数）、第 42 条の 10（実務実習に必要な施設）、第 47 条（共同学科に係る校地の面積）、第 48 条（共同学科に係る校舎の面積）、第 49 条（共同学科に係る施設及び設備）、第 59 条（学校教育法第 103 条に定める大学についての適用除外）、第 61 条（段階的整備）

2. 自己判定（「満たしている」「満たしていない」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

(1) 校地校舎

本学は九品寺キャンパスと武蔵ヶ丘キャンパスの二つのキャンパスを有しており、両キャンパスは車で約 30 分の距離にある。各キャンパスにおける設置学校は【表 2-5-1】のとおりである。また、武蔵ヶ丘キャンパス及び九品寺キャンパスの校舎配置は別紙のとおりである。【資料 2-5-1】【資料 2-5-2】

【表 2-5-1】各キャンパスの所在地及び設置学校

キャンパス名	所在地	設置学校
九品寺キャンパス	熊本県熊本市 中央区九品寺 2-6-78	尚綱大学（生活科学部、現代文化学部） 尚綱大学短期大学部（総合生活学科、食物栄養学科） 尚綱高等学校 尚綱中学校
武蔵ヶ丘キャンパス	熊本県菊池郡 菊陽町武蔵ヶ丘北 2-8-1	尚綱大学短期大学部（幼児教育学科） 尚綱大学短期大学部附属こども園

両キャンパスにおける大学の校地面積は、大学の専用部分 6,453 m²と併設の短期大学部との共用部分 8,949 m²の計 15,402 m²であり、大学設置基準上、必要とされる校地面積 6,000 m²（大学全体の収容定員 600 人×10 m²=6,000 m²）を十分に満たしている。また、両キャンパスにおける大学の校舎面積は、大学の専用部分 8,676 m²、併設の短期大学部との共用部分 10,022 m²の計 18,698 m²であり、大学設置基準上、必要とされる校舎面積 6,610 m²を十分に満たしている。

耐震工事については、九品寺キャンパスの再開発事業と並行して、武蔵ヶ丘キャンパスの大学及び短期大学部の校舎の耐震診断を行い、その結果に基づき耐震補強工事を実施し、平成 25(2013)年 3 月末に完了している。また、校地校舎に関する最近の動きとしては、令和 3 (2021) 年 2 月、現代文化学部の九品寺キャンパス移転に伴い九品寺キャンパスに大学 7 号館を新設し、九品寺キャンパスにある調理実習室が老朽化していることを鑑み 4 号館第二調理実習室の改修工事を行い、令和 4 (2022) 年 9 月に完了している。さらに、武蔵ヶ丘キャンパスでは、令和 5 (2023) 年 4 月こども教育学部設置に伴い、大学 4 号館・5 号館の改修工事に着手し、教室や演習室等の改善に加え 4 号館に自動ドア、エレベーター、スロープ及び点字サイン表示の設置、5 号館に多目的トイレ（各階）の設置、4 号館と 5 号館の 2 階及び 3 階に連絡通路（渡り廊下）の設置などバリアフリー化への対応にも取り組んでいる。

令和 3 (2021) 年 1 月、学園に DX 推進プロジェクトチームが設置され、そのなかに事務 DX 推進チームが置かれたことから、デジタル化等を活用した事務処理、事務システム等に関する施策について検討した。

(2) 設備、実習施設

施設・設備に対する学生の意見・要望は、「学生生活に関する実態調査」で汲み上げており、和式トイレから洋式トイレへの改修やロッカールームの整備、Wi-Fi 環境の整備、バリアフリー化など、緊急性及び

必要性を勘案しながら、予算編成時に優先順位を協議・検討し、計画的な教育環境の整備に努めている。【資料 2-5-3】【資料 2-5-4】

(3) 熊本地震による震災への対応

平成 28(2016)年 4 月 14 日(木)、16 日(土)に発生した熊本地震及びその後の度重なる余震に伴い、本学園の施設整備に甚大な損害が発生した。その後、本格的な被災状況調査を約 3 ヶ月にわたり実施した後、可及的速やかに復旧計画の策定をおこない、平成 30(2018)年 3 月、すべての復旧工事が完了した。

【自己評価】

両キャンパスともにすべての建物においてバリアフリー対応済みではないが、校舎の新築、改修等に伴い、バリアフリー化を進め、障がいを持った学生が入学する都度、その学生の度合いに応じて、手すりやスロープを設置するなどの整備を行っており、学生の利便性は満たしているものと判断している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

【事実の説明】

(1) ICT 環境

本学の学内 LAN はファイアウォールを介して SINET 経由でインターネットへ接続しており、外部から内部及び内部から外部へのネットワークへの不正アクセス防止、ウィルス対策等のセキュリティ対策も講じている。更に各クライアントパソコンには本学が提供しているウィルス対策ソフトをインストールし、ネットワークの出入口および端末においてセキュリティ対策を施して適切に整備している。【資料 2-5-5】

本学には九品寺キャンパスと武蔵ヶ丘キャンパスがありキャンパス間を専用線で結び、学内の全ての建物を学内 LAN で接続している。両キャンパスにサーバー室を設置し、学内の教員研究室をはじめとして、情報処理教室、図書館、講義室及び事務室などが学内 LAN 経由で接続されている。サーバー室には、学生の教育及び授業支援用サーバー群、ファイルサーバー、e-Learning サーバー、ウイルスバスタサーバーなどの各種サーバーやネットワーク機器を設置している。サーバー室のラックは耐震工事を行い安全性も確保している。さらに、九品寺キャンパスの図書館サーバー室には図書システムおよび教務システムのサーバー群を設置して快適な学習環境を整備している。

両キャンパスには、それぞれ情報処理教室および関連サーバーが設置され、平成 29(2017)年 9 月にそれぞれの情報処理教室の機器を更新した。これらのシステムは、シンクライアントシステムとして稼働することで、メンテナンス軽減およびパソコンのトラブルが発生しにくいシステムを構築しており、学生にとっても教職員にとっても手間がかからないシステムとなっている。

九品寺キャンパスには、2 つの情報処理教室が隣り合わせて設置してあり、情報処理教室Ⅰに学生用として 46 台のパソコンとプリンタ 3 台が設置され、情報処理教室Ⅱには 44 台のパソコンとプリンタ 3 台が設置されている。武蔵ヶ丘キャンパスも同様に 2 つの情報処理教室が隣り合わせて設置してあり、第 1 情報処理教室に学生用として 60 台のパソコンとプリンタ 4 台が設置され、第 2 情報処理教室に 24 台のパソコンとプリンタ 2 台が設置されている。いずれのキャンパスの情報処理教室も、2 教室として分割して使用したり、2 つの教室を統合して 1 つの教室としたりすることで、授業形態や受講者数に応じて自由度が高く、かつ教育効果が高い教室編成とすることが可能である。また、2 台の学生用パソコンのディスプレイの間に、中間モニターを設置し、そのモニターへ教師卓のパソコン画面や学生のパソコン画面および教材提示装置の画像を表示することで、学生が講義内容を理解しやすい学修環境を整備している。また、両キャンパスの情報処理教室とも、授業等で使用していない場合は、学生や教職員が自由に利用できるようにしている。加えて両キャンパスの情報処理教室は大学と短大で共用し、職員研修やイベントの場としても有効活用されている。【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】

情報処理教室以外にもパソコンが自由に使用できる情報処理演習環境のパソコンがある。具体的には、九品寺キャンパスでは図書館にパソコン 10 台、学生ホールにパソコン 10 台とプリンタ 2 台がある。さら

に令和 3(2021)年 2 月に新設された 7 号館へ現代文化学部が武蔵ヶ丘キャンパスから九品寺キャンパスへ移り、7 号館 1 階のグローバルラウンジにノートパソコン 6 台とプリンタ 1 台、ラーニングコモンズにパソコン 8 台とプリンタ 1 台が設置された。また、7 号館 2 階の学生ホールに、武蔵ヶ丘から移設されたパソコン 12 台とプリンタ 1 台が設置され、合計 46 台のパソコンが分散して設置されている。武蔵ヶ丘キャンパスでは図書館にパソコン 10 台、パソコン自習室にパソコン 18 台とプリンタ 2 台、学生ホールにパソコン 2 台が設置され、合計 30 台が分散して設置されていて ICT 環境が整備されている。

両キャンパスにおいて令和元年(2019)年に無線 LAN システムが構築され、無線 LAN を利用できる環境が実現でき、スマートフォン、タブレット、パソコン等を用いた授業を講義室や演習室等において実施している。【資料 2-5-8】

令和 2(2020)年にはネットワークへアクセスの統合認証サーバ(Axirole)の全面更新を行い、ユーザ認証や ID 等の管理を統合的にを行いネットワークへの接続時の利便性向上及びセキュリティ向上を図った。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響へ対応するために、遠隔授業のサービスとして、Google Classroom、Google Meet、Google ドライブ等の各種サービスを利用可能にし、教職員および学生がそれらのサービスを利用することで遠隔授業および授業運営が適切に実施できるように支援している。このように、本学の教育目的を達成するために計画的かつ柔軟に IT 設備やサービスを追加更新し、快適な学修環境を整備している。【資料 2-5-9】【資料 2-5-10】

令和 3(2021)年に新型コロナウイルス感染症拡大への影響へ対応する為、さらに無線 LAN アクセスポイントの追加増設やネットワーク機器や DNS サーバーの更新を計画し、ネットワーク機器の更新は令和 3(2021)年 9 月に完了したが、半導体不足の影響により、アクセスポイントの追加増設については、当初の予定より遅れて令和 4(2022)年 3 月に完了した。しかし、DNS サーバーの更新はまだ機器の入荷の見通しが立たない状況のため令和 4(2022)年度に持ち越しとなった。【資料 2-5-11】

(2) 実習施設

大学で開講されている授業では、情報処理教室、図書館や講義室等を利用して授業が実施されている。現代文化学部の講義室においては、プロジェクター及びスクリーン、または大型モニター、移動式の電子黒板やプロジェクターやスクリーンが導入しており、必要に応じて教室へ移動して活用することで多様な講義内容に対応できる環境を整えている。

生活科学部の実習施設に関しては、生活科学部の専門教育科目の授業の目的に則して適切に整備され、有効利用されている。たとえば、1 号館 4 階の栄養調理実習室には、高速ガスオーブンを備えた学生用調理台 11 台と、高さが自在に変えられるバリアフリー対応の調理台 1 台が備えられ、5 階の栄養教育実習室にはフードモデルやパソコン、プロジェクター、ビデオ機器といった媒体だけでなく、栄養カウンセリングに適するスペースや、調理デモンストレーションができる設備がある。また、6 階の臨床栄養実習室には人体モデル・臓器モデルや各種検査・測定用器具から、ベッドサイド栄養指導のための設備や食事の食器具、経腸・経静脈栄養用具まで揃っており、学んだ理論を実験や実習を通して効果的に実践に応用できる。同じく 6 階には食品加工・食品学実習室もあり、食品中の成分の分離・分析を通じて機器分析の手法を習得するために、各種分析、測定機器類や設備がある。これらの実習施設は卒業研究やサークル活動にも有効活用されている。【資料 2-5-12】

(3) 図書館

本学図書館は九品寺キャンパスに図書館本館、武蔵ヶ丘キャンパスに図書館分館をそれぞれ設置している。いずれの図書館も、学生の学修や大学が行う教育及び学術研究全般を支える施設としての基本的機能を有し、本学の特徴である歴史と伝統に基づく女子教育を、情報資源の面より支える役目を果たしている。

各図書館の施設設備に関する概要は、本館（九品寺キャンパス中高校 2 号館 1 階）：床面積 1246.22 m²、蔵書数約 15 万冊、分館（武蔵ヶ丘キャンパス大学 5・6 号館 1 階・2 階）：床面積 941.60 m²、蔵書数約 9 万冊である。

図書館の運営に関する意思決定は、図書館運営委員会及び本館分館それぞれの部会にて行っている。【資料 2-5-13】 【資料 2-5-14】 【資料 2-5-15】

図書館資料の選定については、本学の専門領域を考慮して各学部学科の教員から選出された委員で構成された本館及び分館の資料選定会により審議し決定されている。また、学生の希望も反映できるよう、図書のリクエスト制度を実施している。【資料 2-5-16】

開館時間は、本館が 9 時から 19 時まで、分館は 9 時から 18 時までであり、夏季休業期間などの長期休業期間中は、各館共に 16 時半閉館としている。

開館時間中は常時専任職員が配置されており、利用者に対して様々なサービスを行っている。毎年、年度初めには、新入生に対して図書館見学や利用全般に関するオリエンテーションを実施しており、実際に図書館を利用する際の利用方法やサービス等について説明を行っている。

また、利用者の利便性を考慮して図書館専用のウェブサイト을設けている。ウェブサイトでは本学及び他大学図書館等の蔵書検索を行うことができるほか、電子書籍、電子ジャーナル、新聞データベースの利用も可能となっており、図書・雑誌等の印刷資料に留まらない多様な情報資源の提供に努めている。【資料 2-5-17】

館内の設備については、本館は閲覧席が 82 席あり、うち 10 席に学生が自由に利用できるパソコンを配置している。また、グループ学習室(3 室)とラーニングコモンズスペースを設置しており、授業や就職活動、グループ学習等に利用されている。また、バリアフリーに配慮し、車いすでの入館が可能なように入口から閲覧室の座席まで床に段差がない構造となっており、机の高さ、書架の間隔、トイレなどにおいても車いすでの利用に支障がないよう整備されている。

分館は、閲覧席が 101 席あり、うち 10 席に学生が自由に利用できるパソコンを配置しており、学修支援のためのラーニングコモンズスペースを設けている。

なお、令和 5(2023)年度に、武蔵ヶ丘キャンパスにこども教育学部が開設されることに伴い、建物の改修工事が実施され、分館の内装の一部が新調された。また、スロープやエレベーターを利用できるようになり、分館も車いす利用者の方が来館できる構造となった。【資料 2-5-18】

新型コロナウイルス感染への対策は、入り口での手指の消毒と館内でのマスクの着用をルールとし、飛沫防止シートの設置、定期的な消毒作業の実施などを行なった。一般市民への図書館開放については、新型コロナウイルス感染症のため引き続きサービスを停止した。【資料 2-5-19】 【資料 2-5-20】

最後に図書館運営委員会において、第二期中長期計画の評価指標(KPI)とアクションプランについて審議し、利用率向上等を掲げた目標を設定するなど計画的に取り組んでいる。【資料 2-5-21】

【自己評価】

学内の情報処理教室等の施設整備状況については、大学のキャンパスが 2 つに分かれていることを考慮した合理的なネットワーク環境が整備され、学生が解りやすく教育指導できる仕組みを導入した情報処理教室等が適切に整備され、適切に運営・管理され有効活用されている。さらに情報処理教室以外にもパソコンが自由に使用できる情報処理演習環境システムを平成 30(2018)年度に増強更新し、授業時間外においても、情報処理教室と同等に学生が自由に使用できる情報処理演習環境が構築され有効に活用されている。また、令和元(2019)年に無線 LAN が整備され、令和 2 年(2020)年に統合認証サーバーでセキュリティを確保しつつ利用環境向上を図り、遠隔授業へ対応するために、Google Classroom、Google Meet 等が利用可能になり、令和 3 年(2021)年にネットワーク機器の更新、アクセスポイントの増設が完了し、学内外を問わず学生及び教職員にも快適な学習演習環境が実現されていると判断している。

生活科学部の実習施設等についても適切に整備・運用され、活用できていると判断している。

図書館の施設設備は、いずれも教育目的達成のため適切に整備され、耐震などの安全性の確保も含めて適切な運営・管理が行われている。学修支援の対策として、閲覧席の一部をサイレントスペースとして開放するなどの工夫が見られるほか、アクティブ・ラーニングといった能動的に学修する環境を整えている。

また、学修支援センターと連携し、学生の基礎学力向上を図るための支援を行っている。

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について、定期的な消毒作業を実施していることに加え、閲覧席等の座席を調整して利用者の密を避ける工夫を行うなど適切に対応している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

【事実の説明】

バリアフリーについて、九品寺キャンパスにおいては、1号館には、自動ドア、エレベーター、スロープ及び多目的トイレ等が設置されバリアフリー対応済みである。また、令和3（2021）年の7号館建設でエレベーター、自動ドア、スロープ等に加え2階に渡り廊下を設置することで、各建物への車いすでの移動が可能となり、2号館を除く全ての建物がバリアフリー対応となっている。

一方、武蔵ヶ丘キャンパスにおいては、以前から管理棟にスロープ、自動ドア、エレベーター及び車いす対応トイレが設置されていたが、令和4（2022）年度、新たに4号館及び5号館の改修を行った結果、4号館に自動ドア、エレベーター、スロープ及び点字サイン表示を設置、5号館には多目的トイレ（各階）及び自動ドア（2階）を設置、さらに4号館と5号館2階及び3階に連絡通路（渡り廊下）を設置し、これにより4号館、5号館及び6号館がバリアフリー対応となるとともに、垂直移動の障害が解消され、機能的な移動が可能となった。また、トイレ・洗面台の改修工事や多目的トイレの新設を計画通りに完了した。

【自己評価】

両キャンパスともにすべての建物においてバリアフリー対応済みではないが、障がいを持った学生が入学する都度、その学生の度合いに応じて、手すりやスロープを設置するなどの整備を行っているため、学生の利便性は満たしているものと判断している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

現代文化学部は履修者数が過大になっている授業は少なく、おおむね適切な履修者数を維持している。現代文化学部は選択科目も豊富なため履修者が分散し、一部の授業では履修者が5人以下の科目も存在する。今年度は基本的に通常授業としたが、新型コロナウイルスの影響も考慮し、遠隔授業対応の為に、各科目担当者がGoogle Classroomを用いた遠隔授業ができるようにしている。また密を避けるため、定員の半分程度を目処として座席を指定した教室を利用することにし、情報処理教室を使用する授業においては、情報処理教室1と情報処理教室2を連結して定員90人の教室とし、座席を1つおきに指定して授業を実施している。また、現代文化学部では英語に加え、中国語、韓国語においても初級科目について能力別クラス編成に取り組んでいる。【資料2-5-22】

生活科学部の授業形態別のクラスサイズは、【表2-5-2】のとおりである。生活科学部については、原則として講義・実技科目は学年（2クラス）単位、実験・実習科目等は1クラス単位で運営しており、授業の形態に応じて適切に管理されている。また、実験・実習科目においては、専門の担当教員に加えて、助手を配置し、教育効果の向上を図っている。受講者が少ないと見込まれる教養教育科目については、他学科との合同授業を十分検討のうえ実施し、授業の活性化を図っている。【資料2-5-23】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、受講者数を考慮して密にならない教室を割り当て、学生の座席位置を指定するような取り組みなどを行っている。熊本県の新型コロナウイルス感染者が急激に拡大していた期間においては、午前中の講義科目を中心にGoogle Classroomなどを利用した遠隔授業を実施している。また、それ以外の期間でも状況に応じて遠隔授業を実施している科目も見受けられる。

【表2-5-2】

		10人以下	11～30人	31～60人	61人以上	計
--	--	-------	--------	--------	-------	---

教養	講義	5	12	7	4	28
	演習	8	4	9	2	23
	実技	0	0	0	2	2
計		13	16	16	8	53
専門	講義	2	4	4	33	43
	演習	0	1	0	4	5
	実習	0	0	32	4	36
	実験	0	0	4	0	4
計		2	5	40	41	88
合計		15	21	56	49	141

【自己評価】

現代文化学部については、コロナウイルス感染防止に対応して、履修者数に応じた教室を選択することで適切に管理運営されていると判断している。

生活科学部については、教務課と協働して、授業科目ごとに適切なクラス統合や分割処理を行うことで、適切な学生数の管理ができていると判断しており、科目によっては、担当教員の補佐として助手を配置した授業を行うことで、多様化する学生へのきめ細やかな教育に努めている。また、両学部とも新型コロナウイルス対策として学生数に応じた教室を割り当てて感染拡大防止に取り組んでいる。

<資料一覧>

【資料 2-5-1】九品寺キャンパス（校舎案内図）

【資料 2-5-2】武蔵ヶ丘キャンパス（校舎案内図）

【資料 2-5-3】学生生活に関する実態調査集計結果（令和 4 年 7 月・8 月）

【資料 2-5-4】尚絅学園固定資産及び物品調達規程

【資料 2-5-5】ネットワーク構成図

【資料 2-5-6】九品寺情報処理教室時間割

【資料 2-5-7】武蔵ヶ丘情報処理教室時間割

【資料 2-5-8】令和元年度第 1 回情報システム委員会-無線 LAN システムの運用開始について

【資料 2-5-9】令和 2 年度第 2 回情報システム委員会（抜粋）

【資料 2-5-10】遠隔授業に関する打ち合わせ

【資料 2-5-11】令和 3 年度第 1 回情報システム委員会（抜粋）

【資料 2-5-12】大学ホームページ（生活科学部栄養科学科実験実習）

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nutr/jikken/>

【資料 2-5-13】尚絅大学図書館規程

- 【資料 2-5-14】尚綱大学図書館運営委員会規程
- 【資料 2-5-15】尚綱大学図書館運営委員会部会規程
- 【資料 2-5-16】武蔵ヶ丘図書館分館改装図
- 【資料 2-5-17】尚綱大学図書館利用規程
- 【資料 2-5-18】尚綱大学図書館社会人利用規程
- 【資料 2-5-19】尚綱大学図書館ホームページ <https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/library/>
- 【資料 2-5-20】尚綱大学図書館資料選定会規程
- 【資料 2-5-21】第二期中長期計画の評価指標とアクションプランの策定
- 【資料 2-5-22】令和 4(2022)年度現代文化前期後期履修者一覧
- 【資料 2-5-23】令和 4 年度 助手配置 (案) (令和 4 年 4 月 4 日生活科学部学科会議資料)

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。**なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。**

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

- ・武蔵ヶ丘キャンパスの校舎については、耐震補強工事は完了したものの、経年劣化による老朽化が進んでいる。そのため、毎年度の予算編成時に、校舎や施設設備の改修・保守管理に要する費用を計画的に計上し、継続的に整備を行うようにしており、近年では、使用頻度の高い講義室や学生の滞在時間の長い学生食堂において照明器具の LED 推進化工事を行っている。
- ・授業を行う学生数については、時間割の調整や助手の配置を行うことで、適切な授業運営を目的として管理を行い、教育効果の維持を継続する。
- ・バリアフリー化については、施設整備委員会にて改修計画が策定され、今後年次計画にて実施する予定であるが、武蔵ヶ丘キャンパスにおいては、令和 4（2022）年度に、令和 5（2023）年度のこども教育学部設置に伴う大学 4 号館、5 号館及び 6 号館の改修工事（長寿化工事を含む。）によりバリアフリー対策（大学 4 号館エレベーター新設、同正面玄関前スロープ設置、4 号館及び 5 号館 2 階、3 階部分の連絡通路設置）を実施することにより、大学 4 号館、5 号館及び 6 号館においては垂直移動の障害が解消される。
- ・授業を行う学生数について、時間割の調整や助手の配置（生活科学部）を行うことで、適切な授業運営を目的とした管理を行い、教育効果の維持を継続する。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

- ・九品寺キャンパスにおける 5 号館第二調理実習室等の改修、劣化した空調設備の更新、及び 3 号館のカーテンの取替
- ・武蔵ヶ丘キャンパスにおける教室・事務室の LED 化の検討、劣化した空調設備の更新、学生ロッカー室の更新検討
- ・両キャンパスにおける障がい等特別支援を要する学生に対する環境整備
- ・図書館の整備改善と図書館利用促進
- ・DX 社会に対応した情報環境の整備

2-6. 学生の意見・要望への対応

基準	基準 2	学生
基準項目	2-6	学生の意見・要望への対応
担当	教務連絡協議会	
責任者	中川学生支援委員長	
担当者	菊池教務連絡協議会議長、中川、片野田学生支援課長、松本学生支援課長	

1. 評価の視点及び自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用	☐ 学生への学修支援に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映しているか。
② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用	☐ 学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか。
③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用	☐ 施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

※エビデンスの例示

- ☐ 学生への学修支援についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料
- ☐ 学生生活についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料
- ☐ 施設・設備についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

学生からの学修支援に関する意見や要望の把握・分析及びそれらの検討結果の活用は以下に示す方法で行なっている。なお、令和 3（2021）年 4 月に現代文化学部が九品寺キャンパスに移転したため大学は九品寺キャンパスのみとなったが、学生への学修支援は両キャンパスが一体となって推進していることから、ここでは両キャンパスについて記述する。

(1) 「意見箱」を九品寺及び武蔵ヶ丘の両キャンパスに各 2 箇所設置、「意見箱」に寄せられた学生の投書

への回答を各担当部署（学部・学科や課等）に依頼している。回答の内容等について学生支援委員会キャンパス部会で検討し、その結果を学生支援委員会に報告している。学生支援委員会で決定した最終的な回答を「意見箱」を設置した場所に印刷物として掲示して学生に周知している。令和4年（2022）度は、設備や授業に関する意見が寄せられた。【資料2-6-1】【資料2-6-2】

(2) 「学生生活に関する実態調査」を九品寺及び武蔵ヶ丘の両キャンパスにて夏休み前のオリエンテーションの際に実施している。その結果を学生支援委員会で分析するとともに、各担当部署（学部・学科や課等）に対応を依頼して、調査の結果明らかとなった諸問題の改善に努めている。【資料2-6-3】【資料2-6-4】【資料2-6-5】

(3) 卒業生を対象とした「卒業時アンケート」を毎年3月に実施している。その結果を大学企画室で分析して大学企画委員会で報告するとともに、各担当部署（学部・学科や課等）に対応を依頼して、アンケートの結果明らかとなった諸問題の改善に努めている。さらに、これらの結果を次年度の事業計画等に反映させる等して学修支援の環境整備にも役立てている。【資料2-6-6】

(4) 週二回の「オフィスアワー」を全教員が設定するとともに、これをシラバスに明記することで学生に周知し、主として授業に関する学修支援に広く対応している。また、平成29（2017）年度後期から「学修支援センター」を設置して基礎学力向上に向けた学修支援を実施するとともに、種々の学修相談や履修相談にも対応している。令和4（2022）年度もコロナ禍は治まらなかったが、学修支援センターでは対面方式での学修サポートを行った。令和4（2022）年度には、九品寺キャンパスで437人、武蔵ヶ丘キャンパスでは23人の学生が利用した。【資料2-6-7】【資料2-6-8】【資料2-6-9】

(5) 障害を有する学生については、予め「講義時における支援申請書」を提出してもらうことにより、ノートテイクや手話通訳等のサポートを希望することができるようにしている。【資料2-6-10】

(6) 新型コロナウイルス感染症を発症もしくは濃厚接触者となり出席停止の学生、あるいは新型コロナウイルス感染を恐れて登校できない学生に対して、「出席停止に伴う未受講科目届」や「新型コロナウイルス授業配慮願い」により代替措置（補講等）が希望できるようにしている。【資料2-6-11】【資料2-6-12】

【自己評価】

学生からの意見や要望について、様々な手段・機会を設けて収集・集約し、全学を挙げてそれらの解決に向けて対応している。既に、「意見箱」「学生生活に関する実態調査」及び「卒業時アンケート」は全学的な学修支援活動の主要な手段として安定して機能しており、現状、運営上の課題や問題点は認識していない。本学では面接授業が主流となっているが、教務連絡協議会では令和2（2020）年度に制定した遠隔授業に関するガイドラインの見直しを再度行うなど、遠隔授業についても引き続き学生の要望に応じて対応できる体制を整えた。【資料2-6-13】

オフィスアワーについては、例年シラバスへの未記載が問題となってきたが、各学科の責任者によるシラバスチェックが機能しており、学生への公開時には記載の不備は認められなくなっている。

学修支援センターについては、九品寺キャンパスでは、数学、化学や生物を中心に学修支援センターの利用が学生に定着しつつあることが窺える。全学的に見た場合、学部・学科間の利用者数の大きな偏りや学力に不安のある学生の「潜在的な数」の観点から見ると、学修支援センターを未だ十分活用できているとは言い難い状況である。

障害を有する学生対象の「講義時における支援申請書」、新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者対象の「出席停止に伴う未受講科目届」や新型コロナウイルス感染を恐れて登校できない学生対象の「新型コロナウイルス授業配慮願い」については学科単位で学生に周知しており、それぞれ対象となる学生の学修支援に対する要望に応えうるシステムとなっている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

前期後半に「疲労蓄積度調査」を実施し、臨床心理士や養護教諭によるデータ集計及び検証を行い、その結果を後期開始後に学生に配付することで、学生からの心身に関する健康相談への対応としている。また、保健室来室状況及びカウンセリングの利用状況について集計を行い、これを学生の心身の状況に関する指標として、学生支援に活用している。【資料 2-6-14】【資料 2-6-15】

また、新型コロナウイルス感染症による影響により、以前生活環境が不規則に変動しており、学生の心と身体の健康状態について把握する必要があることから、新型コロナウイルスの影響に関する質問を設けている。【資料 2-6-16】

また、「学生生活に関する実態調査」を毎年 8 月に実施し、心身に関する健康相談、経済的支援、学生生活に関する学生の意見・要望等、学生生活全般に関する意見や要望を収集している。得られたデータは、集計し、結果一覧を作成し、各項目について学生が所属する各学部・学科や事務部へコメントの作成を依頼している。その後、各部署から上がってきたコメントについて、各学部・学科長や事務部部長の確認を経て、「記述への回答」と「集計結果についてのコメント」として、学生へ公表している。また、この調査結果は、全教職員に周知し、学生からの意見や要望に対処するとともに、その解決に取り組んでいるところであり、令和 3（2021）年度からは、「やや不満である」「大変不満である」と回答した者に対して、その理由を選択式で回答する形式を導入している。【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】【資料 2-6-5】

【自己評価】

全学生を対象とした「疲労蓄積度調査」「学生生活に関する実態調査」の実施により、学生の心身の状況の把握や学生生活全般に関する学生の意見や要望の把握を行い、問題点の抽出を図っている。そこで抽出された問題点に関して、関係各部署が速やかに機能することにより対応されており、学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用については、適切な対応がなされているものと判断している。

「学生生活に関する実態調査」については、令和 2（2020）年度までは、学生の不満内容については、調査票に記載がないため、十分把握ができておらず、その結果、改善策の取り組みが不十分であった。令和 3（2021）年度からは、「やや不満である」「大変不満である」と回答した者に対して、その理由を選択式で回答する形式を導入したため、不満の理由について分析することができ、改善策の取り組みが可能となった。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**【事実の説明】**

学修環境に関する学生からの直接の意見や要望を汲みあげるシステムとして、「意見箱」を両キャンパス学生ホールに設置している。投書された意見については、それぞれの学生支援委員会キャンパス部会で対応を検討し、学生支援委員会に報告し、その結果は、掲示板にて学生に公表している。その他の意見や要望については、随時学生支援課で対応している。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】

【自己評価】

学修環境に関する意見や要望については「意見箱」の設置を通して、適切な対応がなされているものと判断している。

<資料一覧>

【資料 2-6-1】令和 4 年度 意見箱への投書に対する回答(九品寺)

【資料 2-6-2】令和 4 年度 意見箱への投書に対する回答(武蔵ヶ丘)

【資料 2-6-3】令和 4 年度 学生生活に関する実態調査集計表（全学科）

- 【資料 2-6-4】令和 4 年度 実態調査集計結果に対するコメント（現代文化学部・生活科学部）
- 【資料 2-6-5】令和 4 年度 実態調査集計結果に対するコメント（食物栄養学科・総合生活学科・幼児教育学科）
- 【資料 2-6-6】令和 4 年度 卒業時アンケート結果
- 【資料 2-6-7】令和 4 年度 オフィスアワー教員一覧（現代文化学部・生活科学部）
- 【資料 2-6-8】令和 4 年度 学修支援センター利用状況（九品寺）
- 【資料 2-6-9】令和 4 年度 学修支援センター利用状況（武蔵ヶ丘）
- 【資料 2-6-10】講義時における支援申請書
- 【資料 2-6-11】出席停止に伴う未受講科目届
- 【資料 2-6-12】新型コロナウイルス感染症の拡大による授業配慮願い
- 【資料 2-6-13】令和 4 年度 遠隔授業に関するガイドライン
- 【資料 2-6-14】令和 4 年度 保健室来室およびカウンセリング利用状況（九品寺）
- 【資料 2-6-15】令和 3 年度 保健室来室およびカウンセリング利用状況（武蔵ヶ丘）
- 【資料 2-6-16】尚絅大学・尚絅大学短期大学部疲労蓄積度調査用紙

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

・「意見箱」「学生生活に関する実態調査」及び「卒業時アンケート」は全学的な学修支援活動の主要な手段として認識が深まっており、問題点の改善に向けた PDCA サイクルが機能していることから、現状、運営上の課題や問題点は認識していない。しかし、「疲労蓄積度調査」において、調査票の改善および問題を抱える学生に対して担任と保健室・カウンセラーが連携して対応するなど、学生の満足度向上に向けたさらなる改善を検討する。

・オフィスアワーのシラバスへの記述が不適切な教員については、全学的に行なわれるシラバスチェックの際に各学部の責任者が点検・修正を行い、該当者に注意を喚起することで改善がなされてきた。今後も定期的なシラバスチェックや新任教員への周知を徹底することによりオフィスアワーのシラバスへの記載を定着させる。

・学修支援センターの利用については、各学部が学生の基礎学力を的確に判定するとともに、引き続き利用者数の増加に向けた取り組みを行う。特に武蔵ヶ丘キャンパスではこども教育学部の新設に合わせて、幼児教育学科での英語やピアノ実技の補習も含めて学修支援センターでの学修支援体制を整備・強化する。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

- ・意見箱の活用
- ・「学生生活に関する実態調査」「疲労蓄積調査」の実施とその結果の解析および改善策の策定
- ・卒業時アンケートの実施とその結果の解析および改善策の策定
- ・オフィスアワーの周知と活用
- ・学修支援センターの周知と活用

・保健室およびカウンセラー室の周知と活用

上記の検討・改善・実施を通じて学生生活満足度の向上に向けて取り組む。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

基 準	基準 3	教育課程
基準項目	3-1	単位認定、卒業認定、修了認定
担 当	教務連絡協議会、現代文化学部教務委員会、生活科学部教務委員会	
責 任 者	菊池教務連絡協議会議長	
担 当 者	畠山学部長、坂田学部長、釜賀教務委員長、狩生教務委員長	

1. 評価の視点及び自己評価の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知	☐ 教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知	☐ ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用しているか。
③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用	

※エビデンスの例示

- ☐ ディプロマ・ポリシーを示す資料
- ☐ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などを示す資料
- ☐ 単位認定など成績評価の公平性のための工夫、GPA(Grade Point Average)などの活用状況を示す資料
- ☐ 学位審査基準及び学位審査手続きの実際を示す資料

※関連する参照法令等

- ・学校教育法第 87 条（修業年限）、第 88 条（相当期間の修業年限への通算）、第 89 条（修業年限の特例）、第 104 条（学位）、第 105 条（履修証明書の交付）
- ・学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）、第 146 条（修業年限の通算）、第 147 条（修業年限の特例による卒業認定の要件）、第 148 条（修業年限が四年を超える学部の在学期間）、第 149 条（在学期間の通算）、第 163 条の 2（学修証明書の交付）第 164 条（証明書の交付に関する細目）、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）、第 173 条（準用規定）
- ・大学設置基準第 21 条（単位）、第 25 条の 2（成績評価基準等の明示等）、第 27 条（単位の授与）、第 27 条の 3（連携開設科目に係る単位の認定）、第 28 条（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）、第 29 条（大学以外の教育施設等における学修）、第 30 条（入学前の既修得単位等の認定）、第 31 条（科目等履修生等）、第 32 条（卒業の要件）、第 33 条（授業時間制をとる場合の特例）、第 42 条の 8（入学前の実務経験を通じて習得した実践的な能力についての単位認定）、第 42 条の 9（専門職学科に係る卒業の要件）、第 44 条（共同教育課程に係る単位の認定）、第 45 条（共同学科に係る卒業の要件）
- ・学位規則第 2 条（学士の学位授与の要件）、第 10 条（専攻分野の名称）、第 10 条の 2（共同教育課程に係る学位授与の方針）、第 13 条（学位規程）

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

現代文化学部及び生活科学部ともに、学園の建学の精神及び教育理念、学部の教育目的に基づいて学位授与の方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」という。）を策定して公表している。

＜現代文化学部のディプロマ・ポリシー＞

現代文化学部は、建学の精神のもと、教育研究の目的に則り、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、「学士（文学）」の学位を授与します。

- (1) 日本語および外国語の運用力に基づく、高度なコミュニケーション力を修得している。
- (2) 伝統的および現代的な日本文化に関する深い知識に基づき、古代から現代に至る日本文化を調査・分析する能力を修得している。
- (3) 高度情報化とグローバル化が進行した日本の地域社会・地域文化、および東アジアの社会文化に関する幅広い知見に基づき、日本社会・文化に関する諸問題を調査・分析する力を修得している。
- (4) 上述の能力を総合的に活用して、ビジネスや行政の場で協働して問題を解決できる。

＜生活科学部のディプロマ・ポリシー＞

生活科学部は、建学の精神のもと、教育研究の目的に則り、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定し、「学士（栄養学）」の学位を授与します。

- (1) 幅広い社会的関心と教養を有するとともに、豊かな人間性に基づく優れたコミュニケーション力を身につけている。
- (2) 食に関する専門的知識を基盤とした実践的スキルを有するとともに、科学的に情報を分析・活用できる能力を身につけている。
- (3) 栄養・食品・医療・教育等に関する先進的な専門的知識を修得し、専門職としての役割を理解し、社会的責任感と倫理観を備え、自主的自律的に研鑽に努めつつ社会に貢献しようとする態度を備えている。
- (4) 積み上げてきた体系的知識・技能及び最新の知見を総合的に捉え、保健・医療・福祉・食品・教育・行政等の専門分野の課題に対して的確な考察・判断を行う能力をもち、専門職として他職種との連携のもと、実践に移す能力を身につけている。

各学部のディプロマ・ポリシーをカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとともに大学ホームページ及び学生便覧に明示するとともに、入学時オリエンテーションや各学年のオリエンテーション等の機会に学生に説明して周知を図っている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】

【自己評価】

ディプロマ・ポリシーは各学部においてそれぞれの教育目的を踏まえて策定され、必要に応じた見直しも適宜行われている。また、策定したディプロマ・ポリシーは、大学ホームページ及び学生便覧への掲載やオリエンテーション等により適切に周知されている。よって、各学部の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知は適切になされていると判断する。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

【事実の説明】

単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準については、学則及び各学部の履修規程で詳細に定め、学生便覧に明示している。

現代文化学部では、現代文化学部履修規程第 8 条（卒業要件）において卒業認定基準を、また第 11 条（進級及び卒業研究着手の要件）において進級基準をそれぞれ規定している。初年次教育科目「基礎セミナー」及び学期ごとのオリエンテーションにおいて、学生にこれらの基準を説明して周知を徹底している。欠席者に対しては Google Classroom を通してその内容を周知した。さらに、Google Classroom 内に学年別にオリエンテーションのページを作成して、学期初めや終わりに限らず随時学生に必要な項目を周知することにより、必要な情報が入手できるようにしている。また、従来の成績評価に加えて GPA (Grade Point Average) を採用することで、各学生個々に応じた学修目標達成度の確認ができるようにしている。GPA は半期ごとに算出され、学生に配付する成績通知書に明記している。学生はこれを活用して計画的な履修管理による自主的学修に努めることができるため、GPA は学修意欲の向上に寄与していると考えられる。また、各年次で GPA が 3.5 以上の成績優秀者については、教授会の議を経て履修上限を 60 単位（通常は 45 単位）まで上げることが許可される。さらに GPA は、卒業式における総代や尚絅学園育英褒賞被表彰者等の選考資料としても活用されている。なお、以前より GPA を学修目標達成度の指標として活用してきたが、学内の制度としては規定されていなかったため、令和元（2019）年度に関連規程を制定し、ホームページでも公表している。【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】

生活科学部では、上述の通り生活科学部履修規程第 4 条（卒業資格）で卒業認定基準を、第 7 条（進級要件）で進級基準をそれぞれ規定している。初年次教育科目「基礎セミナー」及び学期ごとのオリエンテーションにおいて、これらの基準について学生への説明を行うことにより周知を徹底している。加えて、成績評価と連動して GPA を採用することで、学生個々に応じた学修目標達成度の確認ができるようにしている。GPA を半期ごとに学生に配付する成績通知書に明記し、学生はこれを活用して計画的な履修管理による自主的学修に努めることができる。GPA は具体的な数値として算出されるため、成績の指標として理解しやすく、学生の学修意欲の向上に繋がるものと考えている。また、各年次で GPA が 3.5 以上の成績優秀者については、教授会の議を経て 55 単位（通常は 49 単位）まで上限が緩和される。さらに卒業式における総代、尚絅学園育英褒賞被表彰者や全国栄養士養成施設協会被表彰者等の選考の資料として活用されている。なお、GPA について、これを以前より学修目標達成度の指標として活用してきたが、学内の制度としては規定されていなかったため、令和元（2019）年度に関連規程を制定し、ホームページでも公表している。【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】

【自己評価】

上述のように、各学部において、単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準はディプロマ・ポリシーを踏まえて適切に策定され、ホームページやオリエンテーション等によって学生等への周知がなされていると判断している。加えて、GPA を学修目標達成度の指標として十分に活用している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**【事実の説明】**

単位の計算及び認定については、学則第 13 条（単位の計算方法）及び学則第 24 条（試験及び単位の認定）に基づいて厳正に行っている。単位認定に関わる成績評価基準については、シラバスに評価方法の項目を設けて全ての授業科目で明示しており、これを踏まえた厳格な成績評価の仕組みを整備している。さらに、学生からの成績評価に対する質問や異議申立てを受け付けるシステムも構築して適切に運用している。【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】【資料 3-1-11】

また、令和元（2019）年度に成績評価の平準化に係る基準を策定し、令和 2（2020）年度から運用を開始している。進級については、各学部の進級基準や履修規程に基づいて修得単位数の確認を行った上で、教

授会での議による厳正な審査を行っている。また、卒業認定は、到達目標達成度を示す各科目の成績評価を基にして学則第 28 条（卒業の認定）に示された卒業認定基準及び履修規程に則り、教授会の議を経て厳正に実施している。【資料 3-1-4】【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】

【自己評価】

単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準の運用にあたっては、各授業科目の学修の到達目標達成度や成績評価基準に基づき適正に審査されており、単位認定、進級及び卒業認定においてそれぞれ厳正に適用されていると判断している。

<資料一覧>

【資料 3-1-1】大学ホームページ「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」

https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/diploma_policy?id=ad02

【資料 3-1-2】令和 4 年度 現代文化学部学生便覧「現代文化学部の三つのポリシー」

【資料 3-1-3】令和 4 年度 生活科学部学生便覧「生活科学部の三つのポリシー」

【資料 3-1-4】令和 4 年度 現代文化学部学生便覧「現代文化学部履修規程」

【資料 3-1-5】令和 4 年度 現代文化学部学生便覧「尚絅大学現代文化学部履修方法」

【資料 3-1-6】大学ホームページ「尚絅大学におけるグレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度に関する規程」https://www.shokei-gakuen.ac.jp/files/univ/disclosure/2019/10_gpa_univ.pdf

【資料 3-1-7】令和元年度 履修登録上限超過の認定について（令和 2 年 3 月 31 日生活科学部臨時教授会資料 2）

【資料 3-1-8】令和 4（2022）年度生活科学部学生便覧「生活科学部履修規程」

【資料 3-1-9】「尚絅大学学則」（第 13 条、第 24 条、第 28 条）

【資料 3-1-10】令和 4（2022）年度シラバス

【資料 3-1-11】厳格な成績評価（学生の質問・異議申立て）のフローチャート

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

令和 4（2022）年度以降も引き続き、ディプロマ・ポリシーの点検と必要に応じた改善に取り組む。さらに、学則及び関連諸規程に則り、単位認定、進級認定及び卒業認定について厳正に運用するとともに、各学期オリエンテーション、初年次教育科目「基礎セミナー」（必修）や授業ガイダンス等の機会を活用し、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準や成績の評価方法・評価基準について学生に十分説明し、それらの周知徹底を図る。また、教員も自らが出した成績評価に対して、明確な根拠を提示できる状態にしておく。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

・三つのポリシーの点検、必要に応じた改善

生活科学部は、将来の幅広いキャリアアップ選択を促し、食と医療や栄養教育に関する専門的知識と技能の修得をより深めた人材育成を目指すために、ディプロマ・ポリシーを含む三つのポリシーの点検と見直しを検討する。

3-2. 教育課程及び教授方法

基 準	基準 3	教育課程
基準項目	3-2	教育課程及び教授方法
担 当	現代文化学部教務委員会、生活科学部教務委員会	
責 任 者	菊池教務連絡協議会議長	
担 当 者	畠山学部長、坂田学部長、釜賀教務委員長、狩生教務委員長、梶原大学企画室長	

1. 評価の視点及び自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
① <u>カリキュラム・ポリシーの策定と周知</u>	☐ 教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
② <u>カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性</u>	☐ カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。
③ <u>カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成</u>	☐ カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。 ☐ シラバスを適切に整備しているか。 ☐ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。
④ <u>教養教育の実施</u>	☐ 教養教育を適切に実施しているか。
⑤ <u>教授方法の工夫・開発と効果的な実施</u>	☐ アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。 ☐ 教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

※エビデンスの例示

- ☐ カリキュラム・ポリシーを示す資料
- ☐ 教授方法の工夫・開発の具体例を示す資料
- ☐ 教養教育担当組織の現況と活動状況を示す資料
- ☐ 単位制の趣旨を保つための工夫（教室外学修の指示など）を示す資料
- ☐ 履修登録単位数の上限設定など履修上の条件と制限などを示す資料

※関連する参照法令等

- ・学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）、第 113 条（教育研究活動状況の公表）
- ・学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）、第 24 条（指導要録の作成）、第 28 条（表簿）、第 163 条（学年の始期及び終期）、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）
- ・大学設置基準第 6 条（学部以外の基本組織）、第 7 条（教育研究実施組織等）、第 8 条（授業科目の担当）、第 9 条（授業を担当しない教員）、第 10 条（基幹教員数）、第 11 条（組織的な研修）、第 13 条（教授の資格）、第 14 条（准教授の資格）、第 15 条（講師の資格）、第 16 条（助教の資格）、第 17 条（助手の資格）、第 19 条（教育課程の編成方針）、第 19 条の 2（連携開設科目）、第 20 条（教育課程の編成方法）、第 22 条（一年間の授業期間）、第 23 条（各授業科目の授業期間）、第 25 条（授業の方法）、第 26 条（昼夜開講制）、第 27 条の 2（履修科目の登録の上限）、第 30 条の 2（長期にわたる教育課程の履修）、第 31 条（科目等履修生等）、第 41 条（学部等学科に係る教育課程の編成方針）、第 42 条の 4（専門職学科に係る教育課程の編成方針）、第 42 条の 6（専門職学科の授業科目）、第 43 条（共同教育課程の編成）、第 46 条（共同学科に係る基幹教員数）、第 49 条の 2（工学に関する学部の教育課程の編

成) 第 60 条 (段階的整備)

2. 自己判定 (「満たしている。」「満たしていない。」)

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料 (エビデンス) を添付してください。

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知**【事実の説明】**

各学部において、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得させるための教育課程の編成及び実施に関する方針としてカリキュラム・ポリシーを策定し、公表している。これらのポリシーは、アドミッション・ポリシーとともに「三つのポリシー」として大学ホームページ及び学生便覧に明示されている。加えて、カリキュラムマップを用いて教育科目の配置とカリキュラム・ポリシーの関連性を明示している。入学時オリエンテーションや 1 年前期必修科目「基礎セミナー」等において履修に関する説明を行う際に、カリキュラム・ポリシーを学生に周知している。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】

＜現代文化学部のカリキュラム・ポリシー＞

現代文化学部は、学則に掲げる目的に基づき、ディプロマ・ポリシーで示す能力を修得させるため、以下のような方針でカリキュラムを編成します。

- (1) 大学教育への円滑な導入を図る初年次教育として、自主的思考力を涵養し、汎用的技能と専門的知識の修得に必要な基礎学力をつけるための科目を配置します。
- (2) 幅広く教養を培い、豊かな情操や高い倫理観を涵養するために、教養教育科目を配置し、高度な専門的知識・技能を育成するために、専門教育科目を専門導入科目から段階的、系統的に展開します。
- (3) 日本語および外国語の運用力に基づく、高度なコミュニケーション力の修得のために、教養教育科目で日本語運用能力養成領域および多文化コミュニケーション領域と、専門教育科目で実践外国語科目を配置します。
- (4) 日本および東アジアの社会と文化に関する諸問題を様々な角度から調査・分析する能力を修得するために、教養教育科目に調査分析基礎領域、専門教育科目に「文芸文化」「情報メディア文化」「日本・東アジア社会文化」「観光文化」の 4 領域を配置し、4 領域から 2 つを学ぶ構成とします。
- (5) ビジネスや行政の場で協働して問題が解決できる能力を育成するために、専門教育科目で共通実践科目を配置します。
- (6) 文化を様々な角度から分析する視座を確立する領域として、文芸文化領域、日本・東アジア社会文化領域、観光文化領域、そして情報メディアおよび現代的なサブカルチャーに関する分析能力を育成する情報メディア文化領域の 4 つの領域を置きます。
- (7) 文化理解の視座を確立することを目的とする 4 領域に関しては、卒業後の進路に応じて、2 つの領域を組み合わせる形で学修を提供すべくデザインします。
- (8) 卒業研究に関しては、各領域から 1 人ずつの指導教員を配置し、多面的な見方から文化を分析する能力を育成します。

＜生活科学部のカリキュラム・ポリシー＞

生活科学部は、学則に掲げる目的に基づき、ディプロマ・ポリシーで示す能力を修得させるため、以下のような方針でカリキュラムを編成します。

- (1) 大学教育への円滑な導入を図る初年次教育として、自主的思考力を涵養し、汎用的技能と専門的知識の

修得に必要な基礎学力を身につけるための科目を配置します。

(2)幅広く深い教養を培い、豊かな情操や高い倫理観を涵養するために、教養教育科目を配置します。

(3)栄養士養成課程及び管理栄養士養成課程として必要な科目を中核とし、管理栄養士に必要な高度な専門的知識・技能を育成するために、専門教育科目（専門基礎分野及び専門分野）を段階的、系統的に展開します。また、適切な態度・倫理観、さらにそれらを背景としたコミュニケーション力を育成するために、実験・実習・演習を体系的に配置します。

(4)栄養士・管理栄養士としての創造的思考力・判断力、社会性、協調性を育成するために、専門的知識と技能の統合的・実践的学修の場として、「管理栄養士総合演習」「臨地実習」「卒業研究」を配置します。

(5)栄養教諭（一種）が備えるべき教育学的見識と十分な指導・教育力を育成するために、教養教育及び専門教育と連動するかたちで、教育職員免許状取得を目指す教職課程を配置します。

(6)食品衛生監視員（任用資格）、食品衛生管理者（任用資格）、その他の資格を取得するための科目を配置します。

【自己評価】

各学部のカリキュラム・ポリシーは教育理念及び教育目的を踏まえて適切に定められている。策定したカリキュラム・ポリシーは、教育課程編成・実施の方針として大学ホームページ、学生便覧及びカリキュラムマップ等に掲載されており、入学時オリエンテーションや初年次教育関連授業等での学生への周知も適切に行われていると判断している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【事実の説明】

各学部とも、建学の精神及び教育理念に加え、学則に定められている大学の目的（第1条）及び学部・学科の教育目的（第4条）とも照合してディプロマ・ポリシーを策定し、必要に応じて適宜改正している。ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得させるための教育課程の編成及び実施に関する方針として、ディプロマ・ポリシーとの整合性に留意してカリキュラム・ポリシーの策定・改正を行っており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

現代文化学部では、教養教育科目及び専門教育科目（専門導入科目、共通実践科目、実践外国語科目、4領域の専門科目）について、ディプロマ・ポリシーに則したカリキュラムの構成・方針がカリキュラム・ポリシーとして定められている。【資料 3-3-2】

生活科学部では、平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度にカリキュラム・ポリシーの改正を行った。さらに、令和 5（2023）年度からの新たなスキルアッププログラムの導入に伴い、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを改正する予定である。これらの改正に際しても、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性には十分留意している。【資料 3-2-3】

【自己評価】

各学部において、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの間の一貫性を確保して適切に策定・改正されていると判断している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【事実の説明】

教育課程の編成にあたっては、大学設置基準第 19 条により、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」こと、さらに、「専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ことが求められている。これを受けて、各学部では教育課程の編成方針及び教育課程の編成方法について定めた学則第 10 条及び第 11 条並びに

各学部のカリキュラム・ポリシーに基づいて教養教育科目を適切に配置するとともに、それと連動する形で専門教育の授業科目を系統的かつ段階的に編成してそれぞれの教育目的に掲げる人材の育成を行っている。シラバスは各学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに従って作成され、各授業科目の到達目標、課題と評価の方法、ディプロマ・ポリシーとの関連性、授業計画、事前・事後学修、関係する資格、教員の連絡先やオフィスアワー等が漏れなく記述されている。作成されたシラバスは、各学部から選出されたシラバス点検委員により精査され、適切に点検・整備されている。また、単位制度の実質を保つために、大学設置基準第 27 条の 2 に基づき、各学部のカリキュラムに応じて学生が履修科目として登録できる単位数の上限を設定している。

以下、各学部個々の教育課程の体系的編成について記述する。

<現代文化学部>

現代文化学部の教育課程は教養教育科目、専門教育科目、司書課程科目及び日本語教育に関する科目から編成されており、各科目の授業は講義、演習もしくは実技により行われている。単位制度の実質化を保つため、履修規程第 6 条において、年間登録単位数の上限を 45 単位と規定している。ただし、資格取得に必要な科目である司書課程科目及び日本語教育に関する科目については、履修登録上限の対象外としている。また、教養教育科目から各領域の専門教育科目に至る授業科目の関係性が視認できるよう、カリキュラムマップを作成し、教養教育科目から専門教育科目（専門導入科目、共通実践科目、実践外国語科目及び 4 領域の専門科目）へ至る科目間の関係性の確認等に活用している。さらに、平成 30（2018）年度より「尚綱大学現代文化学部履修ガイド」を作成して、各学生が自分自身の入学から卒業までの教育課程や資格取得計画を記録しながら理解を深められるよう指導している。一方、現代文化学部が完成年度を迎えたことから、令和 2（2020）年度より適切なカリキュラム作成の検討を進め、令和 3 年（2021）年 12 月に尚綱大学学則（別表第 1，別表第 2）や尚綱大学現代文化学部履修規程等の諸規程について現代文化学部教務委員会及び教授会で審議して改正を行った。これらの規程は令和 4 年（2022）年 4 月より施行された。

【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】【資料 3-2-7】

<生活科学部>

生活科学部の教育課程は、教養教育科目、専門教育科目及び教職に関する科目により編成されており、各科目の授業は、講義、演習、実験、実習あるいは実技のいずれかにより行われている。単位制度の実質を保つために、各学年で登録できる単位数の上限を 49 単位と規定しているが、令和元（2019）年度には、この上限を超えて 55 単位まで登録を認める基準を新たに制定して令和 2（2020）年度から運用を開始している。全ての科目は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されており、カリキュラムマップでそれぞれの関連性等について明示している。また、令和 2（2020）年度から全ての授業科目を分野やレベル等で分類するとともに、各々に付与した科目ナンバーをシラバスに明記することで授業科目のレベル的・学問的位置づけを明確にして、学生の学修への一助となるよう工夫している。教養教育については、高い知性、豊かな情操と高い倫理観を持つ人材の育成を目指し、専門領域に関連した基礎的知識の修得や人間性豊かな人格の涵養に資する科目を適切に配置している。専門教育については、栄養士法施行規則別表第 4 及び管理栄養士学校指定規則別表第 1 などに示された教育内容とそれに定められた履修方法に従って科目の編成を行っている。具体的には、「栄養士免許」「管理栄養士国家試験受験資格」及び「食品衛生監視員・食品衛生管理者資格」、そして「フードサイエンティスト資格」に関連する科目を中心に、専門教育科目を専門基礎分野と専門分野に分けて段階的、系統的に配置している。さらに、「管理栄養士総合演習」や「臨地実習」等の科目を配置することで専門職に関する知識・技能の統合を図り、実践力を身に付けた管理栄養士の育成を目指している。加えて、教育職員免許状取得課程（教職課程）において、栄養教諭一種免許状取得のための科目を配置している。さらに、将来の幅広いキャリアアップを促すために、令和 5（2023）年度から専門教育科目のスキルアッププログラムの導入を予定している。【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】

【自己評価】

各学部において、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程の編成と実施、シラバスの適切な整備、そして単位制度の実質を保つための履修登録単位数の上限の適切な設定が適正に為されているものと判断している。

3-2-④ 教養教育の実施**【事実の説明】**

各学部とも、幅広く教養を培い、豊かな情操や高い倫理観を涵養することを目的とした教養教育科目を教育課程に設置して適切に実施している。また、教養教育科目の一つである1年前期必修科目「基礎セミナー」において現代文化学部・生活科学部ともに全学共通テキスト「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2022」を使用して、建学の精神や教育の理念等を包含する自校教育を実施している。【資料 3-2-7】【資料 3-2-12】

現代文化学部では、教養教育科目における語学教育の充実を図るため、令和2（2020）年度入学者より「多文化コミュニケーション領域」について、「Fundamentals of English」、「総合中国語」や「総合韓国語」を新規開講し、より充実した語学教育を実践した。

生活科学部では、令和元（2019）年度入学生の教養教育のカリキュラムを全学開講科目と学部学科開講科目に分けるとともに、「教養基礎」「多文化コミュニケーション／外国語」「人間と文化」「社会と人間」及び「自然と生命」の5領域に変更した。また、この際に授業科目の開設や名称変更及び統廃合も行った。このカリキュラムでの教養教育は、令和4（2022）年度において4年次まで進行している。さらに、令和4（2022）年度には、教養教育科目を教育内容や受講者数等の点から見直し、令和5（2023）年度からは新しいカリキュラムでの教養教育を実施する予定である。

【自己評価】

各学部において、ディプロマ・ポリシーを達成するために必要な教養教育がカリキュラム・ポリシーに基づいて適切に実施されているものと判断している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施**【事実の説明】****(1) 教授方法の改善を進めるための組織体制の整備**

本学ではSD・FD委員会及びその下部組織としてFD推進部会を設置し、全学的な組織体制で教授方法の改善に取り組んでいる。具体的なFD活動として、「授業改善アンケート」「オープンクラス・ウィーク」及び「FD研修会」を実施している他、学長主導のもとで大学の教育理念や目標などを整備して学生・教職員に周知している。また、授業運営全般については、全学組織である教務連絡協議会に加えて現代文化学部及び生活科学部それぞれに教務委員会を設置して、教授方法の改善を通しての教育の質向上を図るための施策の企画及び実施について継続的に取り組んでいる。生活科学部では教務委員会と国家試験対策委員会が連携して管理栄養士国家試験対策の一環としての個別勉強会を開催し、各学生に自身の苦手分野の克服に取り組ませている。

(2) シラバスの工夫

シラバス作成上のガイドラインを教員に周知するなど、シラバスの適切な整備を通して、各授業科目の内容と教育目標との整合性の確認と教授方法の改善に努めている。学生に対しては、各授業科目のシラバスに到達目標を明示することで、学生自らが、その授業で身につけるべき資質・能力を見据えて学修していくための指針を示している。シラバスには到達目標に加えて、課題と評価の方法、ディプロマ・ポリシーとの関連性、授業計画、事前・事後学修、関係する資格、教員の連絡先やオフィスアワー等についても詳細に明記しており、主体的な学びを促すための工夫を継続して行っている。令和2（2020）年度から全ての必修科目を分野やレベル等で分類し、各々に科目ナンバーを付与している。なお、各教員が作成したシ

ラバスについては、各学部のシラバス点検委員が複数でチェックにあたっている。

(3) 履修登録単位数の上限設定

大学設置基準第 27 条の 2 に基づき、年間履修登録単位の上限設定、いわゆるキャップ制を導入している（学則第 15 条）。単位制度の実質を保つために、現代文化学部では上限を 45 単位に、生活科学部では上限を 49 単位に設定している。しかしながら、現代文化学部では、司書課程科目及び日本語教育に関する科目については、履修登録上限の対象外としている。また、生活科学部では、教職に関する科目等は適用外としている。また、生活科学部では 3 年次編入生の履修登録についても除外している。1 単位を修得するために必要な学修量及びそれを満たすための予習・復習方法については、学期ごとのオリエンテーションにおいて学生に周知している。加えて、シラバスに事前・事後学修としてその方法や時間に関する記載を行い、科目ごとに学生への周知徹底を図っている。

(4) カリキュラムマップ

現代文化学部及び生活科学部でそれぞれのカリキュラムマップを作成し、4 年間で学ぶ科目間の関連性及びディプロマ・ポリシーへの繋がりを可視化することで、学生の主体的な学びを促している。カリキュラムマップは「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2022」に掲載されており、必修科目「基礎セミナー」で説明がなされている。【資料 3-2-12】

(5) 初年次教育

初年次教育として必修科目「基礎セミナー」を配置し、建学の精神・教育理念をはじめ、それぞれの学部の目的、三つのポリシーや卒業時に身につく能力等を説明して学修の動機付けを行うとともに、大学での学修方法についての周知や導入教育の実施等を通して主体的な学びを促す工夫を行なっている。

現代文化学部では、1 年次必修科目として前期は「スタディスキル」等の科目において大学での学修への接続をサポートし、後期には「クリティカル・リーディング」によるゼミ形式の授業を実施している。これらの授業を複数の教員が担当することで少人数でのきめ細かい教育・指導を実践している。

生活科学部では、専門教育の基礎となる「化学」「生物学」や「調理学」を中心とした導入教育を 1 年生対象のグループ学習で実施している。【資料 3-2-13】

(6) アクティブ・ラーニング、その他の取り組み

現代文化学部では、必要に応じて一部の授業にサービ斯拉ーニングを導入し、学外学修の実施による地域社会との連携を通して、大学での学びを実践力につなげる工夫を行なっている。また、必修科目において、プレゼンテーション、グループワークやディスカッション等のアクティブ・ラーニングの手法を取り入れている。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、現代文化の科目担当者へ Google Classroom を用いた遠隔授業ができるように依頼し、遠隔授業と面接授業を組み合わせたハイブリッド型授業の実施にも対応している。加えて、教室での密を避けるため、定員の半分程度を目処として間隔を十分取った形で座席を指定した。現代文化学部では、専門領域の授業内容に関連が深く、かつ卒業後の進路に有用な資格として「ウェブデザイン実務士」の取得を可能とするカリキュラムを新設した。このように、新たな資格取得を可能とすることで学部の魅力が向上し、学生確保に繋がることが期待できる。【資料 3-2-14】

生活科学部では、実験実習科目を中心にアクティブ・ラーニングを実施しており、これに加えてオープンな教育リソースを併用するような工夫を施した専門教育科目の授業がある。さらに、教務委員会と国家試験対策委員会が中心となって 4 年生の管理栄養士模擬試験結果等を分析し、その分析結果を学生が苦手な分野を主体的に学んで自身の弱点を克服するための勉強会にフィードバックしている。また、熊本県の新型コロナウイルス感染が急激に拡大したことによって最も大きな影響を受けた授業科目は臨地実習であった。令和 4 (2022) 年度も、実習先から実習時期の変更や期間短縮等を余儀なくされた学生が少なくなかったが、実習担当教員が効果的な代替実習を検討・実施した。一方、生活科学部では学生の多様なニーズに対応するために従来からの学部内プロジェクトチームによる検討を行ってきたが、令和 5 (2023) 年 4 月に学生のキャリアアップの多様性の促進を図るためのスキルアッププログラムが導入されることが決定し

た。加えて、生活科学部の教養教育科目については、専門科目やスキルアッププログラムとの関わりを考慮しつつ、新しいカリキュラムへと変更を実施した。【資料 3-2-15】【資料 3-2-16】【資料 3-2-17】【資料 3-2-18】

【自己評価】

上述のように、教授方法の工夫・改善について、SD・FD 委員会やFD 推進部会を組織して「授業改善アンケート」「オープンクラス・ウィーク」や「FD 研修会」等を通して全学的に取り組んでいる。さらに、「アクティブ・ラーニング」を始め、「シラバスの整備」「カリキュラムマップ」及び「初年次教育」等による効果的な教授内容・方法の工夫が適切に行われていると判断している。

<資料一覧>

【資料 3-2-1】大学ホームページ（カリキュラム・ポリシー）

https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/curriculum_policy#ad01

【資料 3-2-2】令和 4 年度 現代文化学部学生便覧「現代文化学部の三つのポリシー」（p. 13）

【資料 3-2-3】令和 4 年度 生活科学部学生便覧「生活科学部の三つのポリシー」

【資料 3-2-4】令和 4 年度 現代文化学部学生便覧「尚絅大学現代文化学部履修規定 第 6 条」（P. 38）

【資料 3-2-5】CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2022「現代文化学部カリキュラムマップ」

【資料 3-2-6】令和 3 年度 現代文化学部定例教授会議事要旨（20211209）

【資料 3-2-7】令和 4 年度 シラバス

【資料 3-2-8】令和 4 年度 生活科学部学生便覧 「別表第 3 生活科学部栄養学科教養教育科目」

【資料 3-2-9】令和 4 年度 生活科学部学生便覧 「別表第 4 生活科学部栄養学科 専門教育科目」

【資料 3-2-10】令和 4 年度 生活科学部学生便覧 「別表 生活科学部において取得できる免許・資格の履修方法」

【資料 3-2-11】令和 4 年度 生活科学部学生便覧「生活科学部教職課程に関する規程」

【資料 3-2-12】CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2022

【資料 3-2-13】令和 4 年度 1 年生後期グループ学習日程について（令和 4 年 9 月 8 日生活科学部教授会資料 8）

【資料 3-2-14】ウェブデザイン実務士資格取得の新設について

【資料 3-2-15】令和 4 年度 個別勉強会について（令和 4 年 6 月 9 日生活科学部教授会資料 7）

【資料 3-2-16】臨地実習Ⅳについて（令和 4 年 8 月 4 日生活科学部教授会資料 3）

【資料 3-2-17】臨地実習Ⅳの代替授業の実施について（令和 4 年 9 月 8 日生活科学部教授会資料 4）

【資料 3-2-18】生活科学部学則の一部改正（案）について（令和 5 年 1 月 12 日生活科学部教授会資料 3）

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

各学科においてカリキュラム・ポリシーの点検と必要に応じた改善を実施するとともに、カリキュラムに関しても授業担当教員や学生の意見も取り入れながら各学科で引き続き改善に向けて点検・検討する。また、アクティブ・ラーニング型授業の実施も推進する。

現代文化学部教育課程が新たに編成されたものであることに鑑み、教養教育科目から専門教育科目に至る学修プロセスについて、オリエンテーション及び「基礎セミナー」等において学生への周知と指導について、教職員が協働して引き続ききめ細やかに対応をする。具体的には、学生への指導のために、『尚絅大学現代文化学部履修ガイド』を継続して作成するとともに、各学期末のオリエンテーションを実施して、学年ごとの履修計画の指導等を行う。また、現代文化学部では現行カリキュラムの改定を行ったが、細かな不足項目や不備な項目について定期的に点検・確認して、規程等の新設や改定を必要に応じて行う。

生活科学部では、建学の精神に基づく教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを明確に示し、その方針に従って体系的に各教育科目を配置しているが、今後も学部教務委員会や全学の教務連絡協議会において、三つのポリシーの整合性や科目の構成等の定期的な点検を行う。また、全学での ICT 活用および DX 推進に向けて、学部においてもこれに対応する講義の段階的な増加を図る。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

- ・三つのポリシーの点検、必要に応じた改善
- ・各学科での教育課程の点検・検証、教務連絡協議会での情報共有
- ・アクティブ・ラーニング科目の実施状況の調査と推進

3-3. 学修成果の点検・評価

基 準	基準 3	教育課程
基準項目	3-3	学修成果の点検・評価
担 当	教務連絡協議会、現代文化学部教務委員会、生活科学部教務委員会	
責 任 者	菊池教務連絡協議会議長	
担 当 者	畠山学部長、坂田学部長、釜賀教務委員長、狩生教務委員長	

1. 評価の視点及び自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① <u>三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用</u>	☐ 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。 ☐ 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価しているか。
② <u>教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック</u>	☐ 学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

※エビデンスの例示☑

- ☐ 学修成果を示す資料
- ☐ 学修成果の点検・評価の尺度・指標や測定方法を示す資料
- ☐ 学修成果の点検・評価の結果の分析及び教育改善へのフィードバックを示す資料

※関連する参照法令等

- ・大学設置基準第 11 条（組織的な研修等）

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

【事実の説明】

現代文化学部及び生活科学部のいずれにおいても、三つのポリシー、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立するとともに、それらを適切に運用して学修成果を測定している。

現代文化学部では、単位認定、進級及び卒業についてそれぞれディプロマ・ポリシーを踏まえた判定基準を設けて学修成果を適切に評価している。最終学年（4年生）の学生に対しては、学部が定めるディプロマ・ポリシーに沿った所定の学修成果を修得した者に対して卒業を認定して学位を授与している。また、1～3年生に対しては、上述の判定基準により学修成果を適切に評価して単位認定及び進級判定を適切に実

施している。学生の学修状況の把握については、担任による個別面談を実施して、成績のみならず、大学生活、学修状況（出席、態度）や日常生活等について詳細に確認している。また、ジェネリックスキル（社会人として活躍できる能力）を育成するために教育サービス企業によって開発されたプログラム「PROG（Progress Report on Generic Skills）」を平成 27（2015）年度から本格的に導入し、学生のジェネリックスキルをリテラシー（知識を活用し問題を解決する能力）とコンピテンシー（自分を取巻く環境に実践的に対処する能力）の 2 つの側面から測定する「PROG テスト」を実施している。令和 4（2022）年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、4 月から 5 月に Web 受検の形で実施した。また実施結果については、現代文化学部教務委員会で分析・報告を行った。【資料 3-3-1】、【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】

生活科学部でも、授業科目のシラバスに到達目標や評価方法を明記しており、定期試験、課題レポート、単元ごとの確認テストや発表等の評価方法を活用することで、学修成果は適切に測定されている。さらにシラバスには、各授業科目での到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連性が明示されている。

両学部ともに、ディプロマ・ポリシーに示された到達目標の達成度合い、すなわち学修成果を各種アンケート調査や資格取得状況の分析等の方法を用いて定量的に測定し、学修成果を点検・評価している。以下、(1)～(4)に挙げた各項目について詳細を記述する。【資料 3-3-4】【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】

(1) 各種アンケート調査による点検・評価

「授業改善アンケート」を前期と後期の 2 回実施しており、教員はその集計結果を通して各担当科目における学生の学修状況を把握している。このアンケートでは授業運営に関する教員への評価だけでなく、学生の授業に対する取り組みや授業の理解度を測る質問項目も設定されており、学修成果を点検・評価できる。また、自由記述項目を除くアンケートの集計結果を全専任教員に公開することで、学生の学修状況を大学全体、学部単位、または学年・クラス単位といった、より大きな集団単位で把握することもできる。なお、アンケートの集計結果はホームページでも公開されている。7 月から 8 月に実施している「学生生活に関する実態調査」では、授業・学修面に関する項目を設定して学生の学修行動を調査している。その集計結果を全教職員で把握し、そこから問題点を抽出して教授方法等の改善につなげる取り組みを継続することで、学生の到達目標の達成に向けた学修意欲の向上及び学修習慣の定着を図っている。生活科学部では、必修の専門教育科目の「学修行動調査」を実施し、授業改善やカリキュラムの見直し等に活用するとともに、学生の学修状況の把握に役立てている。「卒業時アンケート」は、卒業する学生を対象とし、学修活動の満足度、学士力の獲得レベルや進路支援施策の利用度等を把握するとともに、学修成果の獲得状況や進路支援施策の効果の検証を行うために毎年 3 月に実施している。「卒業生アンケート」では、卒業後数年経過した卒業生を対象とし、卒業後の在職・離職状況や在学中の教育・各種支援を振り返っての感想や、授業等を通して修得した能力の社会での活用度合を調査することで、大学で獲得した学修成果の効果や定着度等の点検・評価を行っている。さらには「卒業生の就職先へのアンケート」を実施し、卒業生の就職先からの評価を収集して教育の質向上に役立てている。【資料 3-3-7】【資料 3-3-8】【資料 3-3-9】【資料 3-3-10】【資料 3-3-11】【資料 3-3-12】【資料 3-3-13】

(2) 就職状況及び免許・資格取得状況に関する点検・評価

就職状況の調査結果は、各学部から選出された就職支援委員によって全教員に対して学科会議等で適宜報告されており、学科単位での就職状況の把握と対策の立案等にも役立てられている。

現代文化学部で取得可能な資格等には、司書、社会調査士、プレゼンテーション実務士、観光実務士や日本語教員（大学認定）がある。現代文化学部では、英語、中国語または韓国語から 1 言語選択し、指定される当該語学の検定試験で一定の得点をとって合格することが卒業要件として定められている。これまでは外国語の履修カルテを作成して学生の資格取得に係る学修状況を把握していたが、これを外国語履修カルテの e ポートフォリオとして令和 5（2023）年 3 月までに Google Classroom にて構築する予定である。これを新入生の学修状況の把握に向けて運用することで、学生の到達度を目に見える形で蓄積するとともに、学生及び教職員が Google Classroom より容易に確認できるようにする。【資料 3-3-14】

生活科学部では、管理栄養士国家試験合格状況の分析をはじめ、栄養士免許、食品衛生監視員・食品衛

生管理者資格、フードサイエンティスト資格、栄養教諭一種免許状の取得状況を全教員で把握することで学修成果の達成度を点検・評価して、教授方法等の継続的な改善に繋げている。特に管理栄養士国家試験については、合格に向けた受験対策に関するアンケートの実施等によって、現状分析と改善策の検討を行っている。【資料 3-3-6】【資料 3-3-15】【資料 3-3-16】

(3) 外部試験等による点検・評価

現代文化学部では、ジェネリックスキル（社会人として活躍できる能力）を育成するために教育サービス企業によって開発されたプログラム「PROG (Progress Report on Generic Skills)」を平成 27 (2015) 年度から本格的に導入し、学生のジェネリックスキルをリテラシー（知識を活用し問題を解決する能力）とコンピテンシー（自分を取巻く環境に実践的に対処する能力）の 2 つの側面から測定する「PROG テスト」を実施している。令和 3 (2021) 年度から令和 4 (2022) 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、Web 受検の方式で実施した。また、実施結果については現代文化学部教務委員会で分析・報告を行い、現代文化学部学科会議で学部の全教員に周知して教授方法等の改善に役立てている。【資料 3-3-17】

生活科学部では、4 年生全員を対象にして一年を通して専任教員による国試対策補講（以下、「特別演習」という。）を行っている。この他に、4 年生での管理栄養士国家試験対策模擬試験を中心にして教務委員会と国試対策委員会が結果を分析するとともに対策を検討し、学生の苦手とする単元・分野を把握して、それらを学生が主体的・能動的に学ぶための個別勉強会を企画している。個別勉強会には教員も参加することで、学生の主体的な学修をサポートしている。【資料 3-3-18】【資料 3-3-19】【資料 3-3-20】

(4) 学生代表者との意見交換会による点検・評価

一年に一回、学生の代表者である教育改善委員と学部の教務委員とで意見交換会を実施している。学生から聴取した意見を学科会議に報告し、教授方法やカリキュラム等の改善に向けた検討材料として活用している。さらに、教務連絡協議会でも各学部学科が意見交換会について報告し、学生からの意見を全学での問題点として共有している。【資料 3-3-21】【資料 3-3-22】

【自己評価】

上述のように、各学部において、三つのポリシー、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果は明示されている。加えて、学修成果の点検・評価方法（各種アンケート、就職状況調査、免許・資格獲得状況調査や外部試験等）は確立され、その運用も適切になされていると判断する。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【事実の説明】

大学全体の学修指導等の改善に向けた方策として、前期と後期の中間期及び期末の計 4 回「授業改善アンケート」を実施し、授業に対する学生からの意見・要望の把握を行っている。分析結果を全教員に通知するとともに、学生からの評価を受けての担当教員からのコメントや次年度開講に向けての改善点などを明記して専用サイトを通じて学内に公開し、学生にフィードバックしている。

現代文化学部では、学修成果の点検・評価結果について、担任面談等の指導の際に学生にフィードバックしている。PROG テストの受験結果については、学生には個人別の詳細な報告書を配布し、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Zoom を用いての外部講師による遠隔解説会を 1 年生（基礎セミナーの時間）と 3 年生に向けて実施することにより、また他の学年は Google Classroom を通じて解説資料配布等を行うことにより、それぞれフィードバックを行った。また、令和元 (2019) 年度より「外国語履修カルテ」を導入しており、これを用いて語学に関する学修成果の点検・評価を行い、その結果を学生にフィードバックしている。これらの学修成果の点検・評価の結果は、学生のみならず学部の全教員にもフィードバックされ、各教員が教育内容・方法及び学修指導等の改善に取り組んでいる。【資料 3-3-17】

生活科学部では、年に 2 回必修科目（専門教育科目）の理解度を調べるため、「学修行動調査」を行っている。1 回目は前期に前年度後期の授業について、2 回目は後期に当該年度前期の科目についてそれぞれ調

査を実施している。調査結果は教授会及び学科会議で報告することで学部全教員にフィードバックされ、各教員が今後の授業運営や教育改善に活かしている。また学修成果の可視化の試みとして、学修成果評価マトリックス（仮称）を作成し、2 学年を対象にした学修成果の点検・評価結果のフィードバックを実施した。【資料 3-3-10】【資料 3-3-11】【資料 3-3-23】

【自己評価】

上述のように、両学部において学修成果の点検・評価結果（各種アンケート結果、就職状況、免許・資格獲得状況や外部試験結果等）は獲得・分析したうえで、全教員に適切にフィードバックされており、教育内容・方法及び学習指導等の改善に寄与していると判断している。

＜資料一覧＞

【資料 3-3-1】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部 シラバス検索

<https://gakumu.shokei-gakuen.ac.jp/up/faces/up/po/Poa00601A.jsp>

【資料 3-3-2】 令和 4(2022)年度学生便覧 3. 尚絅大学現代文化学部履修方法

【資料 3-3-3】 現代文化学部履修ガイド 2022

【資料 3-3-4】 令和 4 年度 前期授業改善アンケート結果

【資料 3-3-5】 令和 4 年度 後期授業改善アンケート結果

【資料 3-3-6】 第 37 回管理栄養士国家試験合格率（生活科学部令和 5 年 3 月 28 日教授会資料 5）

【資料 3-3-7】 令和 4 年度 授業アンケート結果

https://www.shokei-gakuen.ac.jp/files/univ/fd/r03_kaizen_03.pdf

【資料 3-3-8】 令和 4 年度 「学生生活に関する実態調査」集計結果に対する現状と課題および今後の改善・向上の取組について（令和 4 年 12 月 8 日生活科学部教授会資料 8）

【資料 3-3-9】 令和 4 年度 「学生生活に関する実態調査」集計結果に関する報告について（令和 4 年 10 月 13 日に開催された現代文化学部文化コミュニケーション学科会議議事要録）

【資料 3-3-10】 令和 4 年度 前期学修行動調査結果について（令和 4 年 8 月 4 日教授会資料 17）

【資料 3-3-11】 令和 4 年度 後期学修行動調査結果について

【資料 3-3-12】 令和 3 年度 卒業時アンケート結果

【資料 3-3-13】 令和 3 年度 卒業生・卒業生就職先アンケート結果

【資料 3-3-14】 e ポートフォリオの導入検討について

【資料 3-3-15】 令和 4 年度 就職状況一覧（就職課）

【資料 3-3-16】 令和 4 年度 生活科学部卒業判定資料（生活科学部令和 5 年 2 月 16 日教授会資料）

【資料 3-3-17】 令和 4(2022)年度 PROG テスト実施報告について

【資料 3-3-18】 令和 4 年度 前期特別演習スケジュール

【資料 3-3-19】 令和 4 年度 後期特別演習スケジュール

【資料 3-3-20】 令和 4 年度 個別勉強会（年間スケジュール）

【資料 3-3-21】 「学生との意見交換会」報告（現代文化学部）

【資料 3-3-22】 「学生との意見交換会」報告（生活科学部）

【資料 3-3-23】 生活科学部学修成果評価マトリックス

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

各学部でこれまで通りディプロマ・ポリシーや学修成果について定期的に点検し、新たな課題・問題を把握した時点で学科会議や教務連絡協議会等において課題解決に向けて適切に対応する。

現代文化学部では、学部独自の学修成果の点検・評価方法として PROG テストを次年度も継続して実施する。テスト結果については経年変化を計測し、学生に対して学修の計画や進路決定の参考資料として活用するように指導する。学修成果の点検・評価方法として外国語履修カルテによる学修指導・管理も継続して実施し、学修成果の確認等にも積極的に活用する。これら学部独自の方法で測定した学修成果及び全学的な点検・評価で得られた学修成果を学科の全教員で共有するとともに、各教員は担当授業の教育内容・方法及び学修指導等の改善にフィードバックする。

生活科学部では、学生の学修状況調査や管理栄養士国家試験合格状況等に関する各種調査の結果を分析することで、学修成果の点検・評価に継続的に取り組む。また、それらの内容及び全学的な点検・評価で得られた学修成果を学部教員全員に周知し、各教員は担当授業の教育内容・方法及び学修指導等の改善にフィードバックする。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

- ・ 三つのポリシーの点検、必要に応じた改善
- ・ 各学科での学修成果の検証、教務連絡協議会での情報共有
- ・ 授業改善アンケート結果の検証とそれに基づく教育方法・教育体制の点検
- ・ 各学科における学修成果可視化の推進と可視化された学修成果の検証

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

基準	基準 4	教員・職員
基準項目	4-1	教学マネジメントの機能性
担当	評議会	
責任者	山縣評議会議長	
担当者	山縣評議会議長	

1. 評価の視点及び自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① <u>大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮</u>	☐ 学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を規則等に基づき整備しているか。
② <u>権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築</u>	☐ 使命・目的の達成のため、規則等を整備し、教学マネジメントを構築しているか。 ☐ 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。 ☐ 副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。 ☐ 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。 ☐ 教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。
③ <u>職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性</u>	☐ 教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

※エビデンスの例示☑

- ☐ 大学の意思決定組織及び構成員、権限に関する規則
- ☐ 学長のリーダーシップを支える仕組み（権限の明確化、学長補佐体制、調査・企画部門の整備など）を示す資料
- ☐ 教学マネジメントの編制方針と組織の現状を示す組織図・資料
- ☐ 職員の経営・教学組織への参画の状況、教職協働の実施状況を示す資料

※関連する参照法令等

- ・学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）、第 93 条（教授会）、第 114 条（準用規定）
- ・学校教育法施行規則第 26 条第 5 項（懲戒）、第 143 条（教授会）
- ・大学設置基準第 7 条（教育研究実施組織等）、第 12 条（学長の資格）、第 42 条の 5（教育課程連携協議会）

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

【事実の説明】

尚綱大学（以下「本学」という。）学則第4条の2には、学長について次のように定めている。【資料 4-1-1】

第4条の2 学長は、本学の校務全般について、最終的な決定権限を有する。

また、本学学則第56条、学長、教授等の教職員の配置について、次のように定めている。

（学長、教授その他の職員）

第56条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合は、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 本学に前項のほか、副学長、学長補佐、学部長、学科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 学長補佐は、学長の職務を助ける。

6 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

7 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

8 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、かつ、自らの研究に従事する。（以下略）

現在、本学には副学長は置かず、学長補佐3人（教育担当、研究担当、総務担当）を配置している。学長補佐（教育担当）は、現代文化学部、生活科学部及び併設の短期大学部の「全体に係る教育に関する事項を審議及び調整、統括することを目的とする」（尚綱大学・尚綱大学短期大学部教務連絡協議会規程第2条）と規定された教務連絡協議会の委員長を務め、教務に関する学長の監理業務を補佐している。学長補佐（研究担当）は、尚綱大学・尚綱大学短期大学部研究推進委員会、尚綱大学・尚綱大学短期大学部研究倫理委員会の委員（委員長は学長）や部会長を務め、研究に関する学長の監理業務を補佐している。学長補佐（総務担当）は、令和2（2020）年9月1日付で新たに配置され、設置校別収支改善策の実施、新学部設置、現代文化学部の移転、今後の中長期計画の策定など重要懸案の遂行を教職協働で実施することを補佐することとなっている。また、学長・学長補佐会議を置き、学長・学長補佐会議規程に基づき、これに学部長及び学科長も出席させて、学長の教学に関する政策立案に当たり意見を述べるとともに、学長の方針を学部・学科へ伝達する場として活用している。【資料 4-1-2】

なお、令和元（2019）年より設置している外部評価委員会（令和2（2020）年9月15日開催）において指摘のあった学長に事故、もしくは欠けたときの対応について、学長代行の指名に関する内規を定め、学長代行者の順位を明記した。【資料 4-1-3】

また、尚綱大学学則第59条第2項及び尚綱大学短期大学部学則第62条第2項に基づき、尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議会（以下、「評議会」という。）を設置し、尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議会規

程に、審議事項を次のように定めている。【資料 4-1-4】

第3条 評議会は、次の事項を審議する。

- (1) 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部の教育・研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- (2) 学則その他重要な規則の制定又は廃止に関する事項
- (3) 学部、学科その他重要な組織の設置又は廃止及び定員に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部の教育課程の編成に関する事項
- (6) 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部の入学、卒業その他在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (7) その他尚絅大学及び尚絅大学短期大学部の教育・研究に関する事項

これに基づき、評議会は本学及び併設の短期大学部の運営に関する基本的事項及び重要事項を審議している。学長は、評議会の議長を務め、その審議を経て大学の運営に関する最終的な決定を行っている。評議会の運営に当たっては、協議事項、報告連絡事項の選定をみずから行っている。

なお、本学は学則第62条に「本学に、必要に応じて委員会及び部会を置く。」と定め、各種の委員会及び部会を置いている。このうち、大学企画委員会、SD・FD委員会、自己点検・評価委員会、入試委員会、研究推進委員会、研究倫理委員会等の主要委員会については、学長が委員長を務め、大学としての意思決定に当たり、教職員の意見を聴取するとともに、学長がリーダーシップを発揮しうる体制を整備し、運営に務めている。【資料 4-1-5】

【自己評価】

大学が意思決定を行う上で、学長を補佐し、大学運営の基本的事項及び重要事項に関して全学的な観点から教職員の意見を聴取し審議する体制を整備するとともに、学長が適切にリーダーシップを発揮する体制が確立され、運営されているものと判断している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

【事実の説明】

本学学則第4条の2に、「学長は、本学の校務全般について、最終的な決定権限を有する」と規定され、大学の意思決定に関する権限が明確になっている。

学長は、大学としての意思決定を行うに当たり、評議会を設置し、運営の基本的事項及び全学的な重要事項に関する審議及び学内の調整を行っている。また、大学企画委員会、SD・FD委員会、自己点検・評価委員会、入試委員会、研究推進委員会、研究倫理委員会、学生支援委員会、就職委員会等の委員会及び教務連絡協議会等を設置し、委員会及び協議会には必要に応じて部会を置き、全学的に意見を聴取して審議し、実施に移す体制を整備している。各種委員会の委員は、教員だけでなく職員も委員を務め、教職協働の体制が確立している。

学長はこれらのうち主要委員会の委員長を務め、教務連絡協議会及びグローバル化推進委員会等には委員として出席し、意見を述べるができる。各種委員会において審議された事項のうち必要なものについては、教授会または評議会でも審議または報告が行われ、教育・研究、学生支援、地域連携に関する課題が全学的に共有され、管理されている。

学則第61条、第62条に次のように教授会及び委員会の設置に定めている。

（教授会）

第 61 条 本学の学部教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

（委員会及び部会）

第 62 条 本学に、必要に応じて委員会及び部会を置く。

2 委員会及び部会に関する規程は、別に定める。

学則第 61 条に基づき、尚絅大学現代文化学部教授会規程及び尚絅大学生活科学部教授会規程を制定し、それぞれ審議事項について次のように規定している。【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】

（審議事項）

第 3 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学則及び規程に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 退学、転学、留学、休学、復学及び除籍等に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 教員の人事に関する事項
- (8) 評議会から審議を附託された事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 試験に関する事項
- (2) 免許・資格の取得に関する事項
- (3) 校務分掌に関する事項
- (4) 教育研究上必要と認める事項
- (5) その他教授会において必要と認める事項

これに基づき、各学部は学長が大学運営に関して決定を行うに当たり、意見を述べるものとされている。教授会は専任の教授を以って構成される。また、学則等に規定されていないが、各学部で学科会議が開催され、すべての教員が出席している。教授会での審議に先立ち、学科会議で意見を聴取し、あるいは教授会での審議結果が学科会議に報告されて、全教員が大学の運営に参画する体制が整備されている。

現代文化学部文化コミュニケーション学科、生活科学部栄養科学科には学部長及び学科長を置いて、管理運営に当たっている。両学部とも学部長は学科長を兼務し、学部の教授会の議長となり、学科長として学科会議を主催している。

【自己評価】

学長が大学としての意思決定を行うに当たり、評議会、教授会、各種委員会及び部会が設置され、学部固有の課題、専門的な課題について審議し運営される体制が整備され、学長、学部長（学科長）、教授及びその他の教職員の役割と権限が明瞭に規定され、適切な教学マネジメント体制が整備されているものと判断している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【事実の説明】

尚綱学園事務組織規程に、大学及び併設の短期大学部に大学事務局を置くことが定められている。【資料 4-1-7】

（事務組織の原則）

第2条 法人及び学校の事務を円滑に運営するために、法人に学園事務局を置き、尚綱大学、尚綱大学短期大学部（以下「大学」という。）に大学事務局を、尚綱高等学校（以下「高等学校」という。）及び尚綱中学校（以下「中学校」という。）並びに尚綱大学短期大学部附属こども園（以下「こども園」という。）に事務室を置く。

また、大学の事務の統括に関して次のように定めている。

第22条 大学事務局に大学事務局長を置く。

2 大学事務局長は、学長の統括の下に大学事務局の事務を統括する。

（部長）

第23条 部に部長を置く。

2 部長は、部の事務を統括する。

本学には九品寺キャンパス、武蔵ヶ丘キャンパスの2つのキャンパスがあり、それぞれに事務部を置いている。各事務部には、庶務会計課、教務課、学生支援課、就職課、入試課を置き、それぞれ課長と課員を配置している。尚綱学園事務組織規程に次のように定めている。【資料 4-1-8】

（大学事務局キャンパス事務部）

第8条 九品寺キャンパス事務部及び武蔵ヶ丘キャンパス事務部に次の各号の課及び室を置く。

(1) 庶務会計課

(2) 教務課

(3) 学生支援課

(4) 就職課

(5) 入試課

2 九品寺キャンパス事務部は、現代文化学部、文化言語学部、生活科学部、総合生活学科及び食物栄養学科に関する事務を行う。

3 武蔵ヶ丘キャンパス事務部は、幼児教育学科に関する事務を行う。

本規程の第9条～第13条に各課の事務分掌が定められている。

なお、本学には学部学科のほかに、入試センター、学修支援センター、就職・進路支援センター、グローバル化推進センター、大学企画室、尚綱地域連携推進センター、尚綱子育て研究センター、尚綱食育研究センター、尚綱ボランティア支援センターを置いている。

事務分掌については、尚綱学園事務組織規程に定められている。【資料 4-1-8】

第10条 教務課は、次の各号の事務を分掌する。（以下略）

(22) 学修支援センターの業務に関する事。業務の詳細は同センター規程による。

(23) グローバル化推進センターの業務に関する事。業務の詳細は同センター規程による。

第12条 就職課は、次の各号の事務を分掌する。（以下略）

(17) 就職・進路支援センターの業務に関する事。業務の詳細は同センター規程による。

第13条 入試課は、次の各号の事務を分掌する。（以下略）

(13) 入試センターの業務に関すること。業務の詳細は同センター規程による。

第 16 条 大学企画室は、次の各号の事務を分掌する。(以下略)

その他のセンターの事務については、尚絅地域連携推進センターが九品寺キャンパス事務部教務課、尚絅子育て研究センターが武蔵ヶ丘キャンパス事務部庶務会計課、尚絅食育研究センターが九品寺キャンパス事務部庶務会計課、尚絅ボランティア支援センターが九品寺キャンパス事務部学生支援課と、それぞれのセンターの運営委員会規程に定められている。

これらの事務を各キャンパス事務部長がキャンパスごとに管理し、大学事務局長が学長の統括のもとに大学事務局の事務を統括している。【資料 4-1-9】【資料 4-1-10】【資料 4-1-11】【資料 4-1-12】【資料 4-1-13】

なお、現代文化学部の九品寺キャンパス移転に伴い、事務組織の改編を図り、尚絅学園事務組織規程を改正し、令和 3(2022)年 4 月 1 日より施行している。【資料 4-1-8】

【自己評価】

教学に関する事務組織は整備され、部署ごとに職員が配置され、それぞれの部署の職務分掌は明瞭であり、これを管理・統括する体制は確立しており、職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントは機能しているものと判断している。

＜資料一覧＞

- 【資料 4-1-1】尚絅大学学則
- 【資料 4-1-2】学長並びに校長、園長の代行に関する内規
- 【資料 4-1-3】尚絅大学・尚絅大学短期大学部学長・学長補佐会議に関する内規
- 【資料 4-1-4】尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会規程
- 【資料 4-1-5】令和 4 年度委員会等編成表
- 【資料 4-1-6】尚絅大学現代文化学部教授会規程
- 【資料 4-1-7】尚絅大学生活科学部教授会規程
- 【資料 4-1-8】尚絅学園事務組織規程(令和 3 年 4 月 1 日施行)
- 【資料 4-1-9】尚絅地域連携推進センター運営委員会規程
- 【資料 4-1-10】尚絅子育て研究センター運営委員会規程
- 【資料 4-1-11】尚絅食育研究センター運営委員会規程
- 【資料 4-1-12】尚絅ボランティア支援センター運営委員会規程
- 【資料 4-1-13】尚絅大学・尚絅大学短期大学部グローバル化推進委員会規程

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、**【改善を要する点】**や**【参考意見】**として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

なし

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和5年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

なし

4-2. 教員の配置・職能開発等

基 準	基準 4	教員・職員
基準項目	4-2	教員の配置・職能開発等
担 当	評議会	
責 任 者	山縣評議会議長	
担 当 者	山縣評議会議長	

1. 評価の視点及びエビデンスの例示

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① <u>教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置</u>	☐ 大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか。 ☐ 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。
②FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施	☐ FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。

※エビデンスの例示☐

- ☐設置基準及び職業資格関連の指定基準と現状との対比を示す資料
- ☐教育研究実施組織などの編制方針、教員の採用、昇任、異動の方針などに関する資料
- ☐教員評価などの実施状況及び結果の活用状況を示す資料
- ☐FD実施計画及びその実施体制・実施状況を示す資料、その他教員研修計画及びその実施状況を示す資料

※関連する参照法令等

- ・学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）
- ・大学設置基準第 6 条（学部以外の基本組織）、第 7 条（教育研究実施組織等）、第 8 条（授業科目の担当）、第 9 条（授業を担当しない教員）、第 10 条（基幹教員数）、第 11 条（組織的な研修等）、第 13 条（教授の資格）、第 14 条（准教授の資格）、第 15 条（講師の資格）、第 16 条（助教の資格）、第 17 条（助手の資格）、第 42 条の 3（実務の経験等を有する基幹教員）、第 46 条（共同学科に係る基幹教員数）、第 49 条の 3（工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置）、第 49 条の 4（課程を設ける工学に関する学部に係る基幹教員数）、第 61 条（段階的整備）

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

【事実の説明】

1) 教員の配置

本学は現代文化学部、生活科学部、こども教育学部で構成されており、各学部の教育目的を達成するため、学部の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員組織を編成している。

令和5(2023)年5月1日現在の専任教員数については、【表4-2-1】に示すとおりであり、大学設置基準で定める必要専任教員数及び必要専任教授数を満たしている。

生活科学部では、栄養士法で定める管理栄養士養成施設としての必要専任教員数及び必要専任教授数についても、満たしている。さらに、栄養教諭一種免許状の教職課程についても、教職課程認定基準に定める必要専任教員数を満たしている。

令和5(2023)年4月開設のこども教育学部については、大学設置基準第61条に記載あるとおり、専任教員は完成年度の令和8(2026)年度までに段階的に就任する。完成年度における専任教員数については、教職課程認定基準に定められている幼稚園教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状に必要な教員数を満たしているとともに、指定保育士養成施設指定基準に定められている必要教員数を満たしている。

専任教員の配置については、採用時に担当科目に関する教育研究能力について十分に審査し、保有する学位及び専門性と学部が必要とする人材との適合性を考慮している。専任教員の年齢構成については、【表4-2-2】に示すとおり、生活科学部における60歳以上69歳以下の専任教員の割合が35.7%だが、十分な知識と長い経験を有する教員が多く在職しており、経験豊かな教員による質の高い教育を提供している。

教職課程については、生活科学部において栄養教諭一種免許状の教職課程を有するが、平成30(2018)年4月に文化言語学部が現代文化学部へ改組され、教職課程がなくなったことから、平成30(2018)年4月に文化言語学部へ採用された教職課程の新任教員は現在、生活科学部に配属されている。

【表4-2-1】専任教員数（令和5(2023)年5月1日現在）

学 部	専任教員数					助手	設置基準上 必要専任 教員数	設置基準上 必要専任 教授数
	教授	准教授	講師	助教	合計			
現代文化学部	10	7	2	1	20	0	8	4
生活科学部	6	4	3	1	14	8	10	5
こども教育学部	4	5	1	0	10	0	8	4
小 計	20	16	6	2	44	8	26	13
大学全体の収容定員 に応じて定める 専任教員数							11(注)	6(注)
合 計							37	19

注) こども教育学部は令和5年4月1日に開設したため、学年進行に応じた収容定員に基づき、大学全体の収容定員に応じて定める専任教員数を計上する。【大学設置基準第61条】

【表4-2-2】専任教員の年齢構成表

学 部	職位	70歳 以上	60歳～ 69歳	50歳～ 59歳	40歳～ 49歳	30歳～ 39歳	29歳 以下	合 計
現代文化学部	教授	0	6	4	0	0	0	10
	准教授	0	0	0	7	0	0	7
	講師	0	0	1	0	1	0	2
	助教	0	0	0	0	1	0	1
合 計		0	6	5	7	2	0	20
比 率		0.0%	30.0%	25.0%	35.0%	10%	0.0%	100.0%

学 部	職位	70歳 以上	60歳～ 69歳	50歳～ 59歳	40歳～ 49歳	30歳～ 39歳	29歳 以下	合 計
生活科学部	教授	0	4	2	0	0	0	6

	准教授	0	0	2	2	0	0	4
	講師	0	1	1	0	1	0	3
	助教	0	0	0	1	0	0	1
合 計		0	5	5	1	1	0	14
比 率		0.0%	35.7%	35.7%	21.4%	7.2%	0.0%	100.0%

学 部	職位	70 歳 以上	60 歳～ 69 歳	50 歳～ 59 歳	40 歳～ 49 歳	30 歳～ 39 歳	29 歳 以下	合 計
こども教育学 部	教授	0	2	2	0	0	0	4
	准教授	0	0	3	2	0	0	5
	講師	0	0	1	0	0	0	1
	助教	0	0	0	0	0	0	0
合 計		0	2	6	2	0	0	10
比 率		0.0%	20.0%	60.0%	20.0%	0.0%	0.0%	100.0%

2) 教員採用・昇任等による教員の確保

教員の採用・昇任については、規程が整備されており、「尚絅大学教員採用選考規程」及び「尚絅大学教員昇任選考規程」に基づき行われている。採用にあたっては、すべて公募とし、これらの教授、准教授、講師、助教の資格要件を有すると認められる者のうちから、教授会及び評議会の議を経て学長が選考、学長が理事長に採用を上申し、理事長が採用を決定する。

昇任にあたっては、これまでの教員の人事評価を加味し、上述の資格要件を有すると認められる者のうちから、学長が教授会及び評議会の議を経て候補者を選考、学長が理事長に昇任を上申し、理事長が昇任を決定する。従って教員に対する人事評価が重要である。そこで、被評価者に対する公正・公平な評価を実施するため、年度ごとに評価者訓練を実施し、評価の観点・方法・基準について統一を図っている。評価の方法は、まず「大学教員自己評価票」により教員が自らの教育・研究・管理運営・社会的活動等について資料に基づき自己評価を行い、これを学部長が評価し、学部長の評価に基づき学長が最終評価を行う。学長補佐及び学部長については、自己評価に基づき、最終評価者として学長が評価する。【資料4-2-1】【資料4-2-2】【資料4-2-3】【資料4-2-4】

【自己評価】

教員の確保と配置については、大学設置基準に準拠し、管理栄養士養成施設や栄養教諭教職課程、保育士養成施設、幼稚園教諭教職課程、特別支援学校教諭教職課程として必要な教員の確保と配置がなされていると判断している。また、教員の採用・昇任及び教員評価のいずれについても、規程が整備され、適切に運用が行われているものと判断している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施【事実の説明】

SD・FD 委員会及びその下部組織である「FD 推進部会」を設置し、全学的な組織体制で教育内容・方法の改善に取り組んでいる。その具体的な FD 活動として学生による「授業改善アンケート」、「オープンクラス・ウィーク」、「FD 研修会」などを実施している。

「授業改善アンケート」は、令和4年度は前期及び後期の中間期に任意に実施し、前期及び後期の終了時期には、対象科目全科目を実施していた。それらの結果については、各授業担当教員へフィードバックを行っている。また、各アンケートの集計結果と担当教員による分析・評価及び今後の取り組みについては、一定期間、学内 Web にて公表している。今後も実施時期、アンケート項目等の継続的な見直しとともに、全学での「授業改善アンケート」を実施することとしている。

教員が相互に授業を参観し授業方法を学び合う目的で、「オープンクラス・ウィーク」を前期・後期に公開授業の期間を設けて実施している。参観レポートの各授業担当者へのフィードバックだけでなく大学企画室作成による報告書の教員への公表によって、他の授業公開者から学ぶべき事項についても周知することができ、教授能力の向上と組織的教育の確立に役立っている。【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】【資料 4-2-7】【資料 4-2-8】【資料 4-2-9】【資料 4-2-10】

【自己評価】

教育内容・方法の改善について、「授業改善アンケート」、「オープンクラス・ウィーク」、「FD 研修会」等を通して全学的に取り組んでおり、教育内容・方法の改善の工夫・開発への取り組みが効果的に行われているものと判断している。

<資料一覧>

- 【資料 4-2-1】尚絅大学教育情報及び財務情報の公表について
- 【資料 4-2-2】尚絅大学教員採用選考規程
- 【資料 4-2-3】尚絅大学教員昇任選考規程
- 【資料 4-2-4】尚絅学園大学教員人事評価規程
- 【資料 4-2-5】SD・FD 委員会規程
- 【資料 4-2-6】FD 推進部会規程
- 【資料 4-2-7】令和 4 年度授業改善アンケート実施要領
- 【資料 4-2-8】令和 4 年度授業改善アンケート集計結果速報
- 【資料 4-2-9】令和 4 年度オープンクラス・ウィーク実施要領
- 【資料 4-2-10】令和 4 年度オープンクラス・ウィーク報告書

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

なし

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

なし

4-3. 教員の研修

基 準	基準 4	教員・職員
基準項目	4-3	教員の研修
担 当	SD・FD 委員会、大学企画室	
責 任 者	山縣 SD・FD 委員長	
担 当 者	梶原大学企画室長	

1. 評価の視点及びエビデンスの例示

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点 ☒
① <u>SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み</u>	☐ 職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。

※エビデンスの例示 ☒

☐ 職員の資質・能力向上のための研修の計画、実施状況、人事評価・育成制度などを示す資料

※関連する参照法令等

- ・学校教育法第 114 条（準用規定）
- ・大学設置基準第 7 条（教育研究実施組織等）、第 11 条（組織的な研修等）

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【事実の説明】

本学では、平成 30(2018)年 4 月 1 日より従来の FD 評価委員会を SD・FD 委員会及び自己点検・評価委員会に組織変更し、SD・FD 委員会の下部組織として SD 推進部会、FD 推進部会を設置し、各々委員会規程、部会規程を整備している。

「SD 推進部会規程」では、(1)SD の実施計画の策定に関すること、(2)大学運営に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質を向上させるための諸施策の企画及び実施に関すること、(3)その他 SD の推進に必要なことを審議事項とし、年間計画に基づき学内・学外研修会に取組み、研修会に参加した職員はその成果を自らの職務に活かし、教育研究活動等の支援に繋げている。当年度は、「新入職員研修会」「新入教員研修会」「補助金獲得状況について」「コンプライアンス教育」「AED 使用方法、心配蘇生法などの一次救命措置」「ハラスメント研修会」の学内研修会を実施した。【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】

【自己評価】

SD 推進部会の中で令和 4(2022)年度年間計画（案）が承認され、それに基づき学外研修会への参加及び学内研修会の実施に取り組んでおり、職員の資質・能力向上に向けて、SD の義務化に対応できている。

＜資料一覧＞

【資料 4-3-1】尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会規程

【資料 4-3-2】尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会 SD 推進部会規程

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

テーマ別研修会についてもテーマが偏ることなく、職員の要望を取り入れ、広範囲のテーマを採用する。特に IR の重要性を理解してもらうため、IR をテーマにした学内研修会を定期的を開催する。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

- ・教職員の資質向上と能力開発に繋がる研修会の企画・実施
- ・学外研修会への積極的参加

4-4. 研究支援

基 準	基準 4	教員・職員
基準項目	4-4	研究支援
担 当	研究推進委員会、研究倫理委員会、九品寺キャンパス庶務会計課・教務課	
責 任 者	山縣研究推進委員長・研究倫理委員長	
担 当 者	大倉九品寺庶務会計課長	

1. 評価の視点及び自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 研究環境の整備と適切な運営・管理	☐ 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。
② 研究倫理の確立と厳正な運用	☐ 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。
③ 研究活動への資源の配分	☐ 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点☑	
☐ 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。	

※エビデンスの例示☑

- ☐ 研究環境に関する教員及び学生満足度調査の結果を示す資料
- ☐ 研究倫理の確立を示す資料
- ☐ 研究活動への資源の配分状況を示す資料

※関連する参照法令等

- ・大学設置基準第 40 条の 3（教育研究環境の整備）

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

本学は、現代文化学部、生活科学部から編成される。令和 2（2020）年度までは武蔵ヶ丘キャンパスに現代文化学部は、置かれていたが、令和 3（2021）年度に移転し、2 学部共に九品寺キャンパスに置かれている。助教以上の専任教員に対しては個室の研究室を配当している。各研究室には基本的に机、テーブル、椅子、書架、ロッカー、エアコンが備え付けられ、学外へ通じる固定電話、インターネットに接続されたパソコン、プリンタの他、それぞれの研究活動に必要な機器が整備されている。【資料 4-4-1】【資料 4-4-

2]

教員の研究分野の特性に応じて、実験を行う必要のある教員のために実験室あるいは精密機器室を設置し、必要な実験機器等を配置している。また大型施設や高額機器等は、共同実験室において共同利用できるよう整備されている。

研究室の管理及び入退室に関しては、基本的に教員各自の自己管理に委ねられている。そのため、教員は勤務時間外でも研究活動を行うことができる。

研究のための資料として、図書、定期刊行物等の資料を購入し、図書館に配架し、研究室への長期貸し出しにも対応している。図書館には司書及び事務職員を配置し、貸し出し・返却の業務に当たるとともに、相互貸借の制度を利用しての館外資料の取り寄せの業務に当たっている。また、直接図書館に赴かなくとも、九品寺キャンパスでは武蔵ヶ丘の分館から、武蔵ヶ丘キャンパスでは九品寺の本館から図書・資料を取り寄せることも行っている。

【自己評価】

教員の研究活動のために研究環境を整備し、適切に運営と管理が行われているものと判断している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

【事実の説明】

本学は、併設の短期大学部とともに尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理委員会を設置して、研究活動に関する規程類を次のとおり整備している。

- 「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的研究費等に関する不正防止計画」
- 「尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的研究費等の管理に関する規程」
- 「尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的研究費等に係る間接経費の取扱要項」
- 「尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理規程」
- 「コンプライアンス教育・啓発活動実施要領」
- 「責任体制」
- 「尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的研究費等の取扱要項」
- 「通報窓口」
- 「相談窓口」
- 「尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における研究活動の不正行為の防止対策等に関する規程」
- 「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における研究活動の不正行為に係る通報及び調査等に関する規程」
- 「研究活動の不正行為不正使用通報窓口対応者一覧」
- 「尚絅大学及び尚絅大学短期大学部共同研究規程」
- 「尚絅大学における毒物及び劇物の取扱いに関する規程」
- 「尚絅大学・尚絅大学短期大学部動物実験規程」
- 「尚絅大学・尚絅大学短期大学部遺伝子組換え実験安全管理規程」
- 「尚絅大学・尚絅大学短期大学部生命倫理規程」
- 「大学・尚絅大学短期大学部生命倫理審査委員会規程」

「尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理委員会規程」を制定し、その第3条に委員会の審議事項を定め、第1項に「研究倫理に関する啓発及び倫理教育に関すること」を掲げている。また、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理規程」を制定するとともに、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的研究費等の管理に関する規程」第4条にコンプライアンス推進責任者の配置を定め、『不正防止を図るため、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する』こととしている。

これに基づき、「コンプライアンス教育・啓発活動実施要領」及び「研究倫理教育実施要領」を策定し、これらの要領に基づき、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的研究費等に関する不正防止計画」

を策定し、コンプライアンス教育、研究倫理教育（すべての教職員に日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコース

（eL CoRE）の受講が義務付けられている）を定期的実施して、研究倫理委員会で実施状況の確認を行っている。また、コンプライアンス教育に使用するために「競争的研究費使用ハンドブック」を作成し、教職員に配布している。【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】

【自己評価】

研究倫理に関する規程類は整備され、「コンプライアンス教育・啓発活動実施要領」「研究倫理教育実施要領」に基づき、競争的研究費等に関する防止計画が毎年度策定され、実施状況が確認されていることから、研究倫理は確立し、厳正に運用されているものと判断している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【事実の説明】

「尚絅大学・尚絅大学短期大学部個人研究費規程」に基づき、本学及び併設の短期大学部の専任の教員に対して個人研究費を支給している。個人研究費は、基盤研究費と特別研究費に分かれ、受給者はそれぞれ計画書を作成し学長宛てに提出する。基盤研究費は、規程に則り、令和 4(2022)年度は一人当たり年額 90,000 円を配分した。特別研究費は、申請書を精査の上、理事長と学長との協議により予算の範囲で個々に決定すると規定されており、研究実績に応じて配分額を決定し支給している。具体的には、申請者のうちこれまでに一定の研究実績があり、研究計画が妥当な申請者に定額を支給するとともに、科研費の申請者に対してその採択・不採択にかかわらず特別加算して支給している。【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】

科研費の申請者に対して特別研究費を加算して支給することによって、教員の研究意欲を高め、研究意欲の高い教員が成果を挙げることのできる研究環境を整備することができている。また、他の外部資金の獲得も目指し応募を推進している。【資料 4-4-5】

また、近年、生命科学分野の共同実験室の整備を進めており、令和 3(2021)年度はリアルタイム PCR 解析システム、ケルダール蒸留装置・分析装置をはじめ機器等を更新・設置し、令和 4(2022)年度は高感度化学発光・蛍光撮影装置の設置、オートクレーブ等の更新を行い、共同実験室の充実に努めた。

【自己評価】

教員に研究活動の基盤となる研究費を配分し、意欲的な教員の活動を支援して科研費等の外部資金の獲得を促す方策をとる、共同実験室の整備など、研究推進のための施策が適切に実施され管理されているものと判断している。

<資料一覧>

- 【資料 4-4-1】九品寺キャンパス（校舎案内図）
- 【資料 4-4-2】武蔵ヶ丘キャンパス（校舎案内図）
- 【資料 4-4-3】尚絅大学・尚絅大学短期大学部個人研究費規程
- 【資料 4-4-4】令和 4 年度研究費の個人別一覧表
- 【資料 4-4-5】尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部研究資金申請・獲得状況

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

・外部資金の獲得を促し、獲得に向けた可能な支援を行い、教員の更なる研究活動を推進すると共に、研究推進委員会において研究支援体制の見直しや研究活動 成果の広報等について検討する。

5. 事業計画への反映

「4.改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和5年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

- ・外部資金に関する情報の提供と講習の実施
- ・研究経費の効果的配分
- ・研究支援体制の検討

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

基 準	基準 5	経営・管理と財務
基準項目	5-1	経営の規律と誠実性
担 当	学園事務局総務課	
責 任 者	黒瀬学園事務局長	
担 当 者	久野総務部長	

1. 評価の視点及び自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 経営の規律と誠実性の維持	☐ 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。 ☐ 情報の公表を、法令等に基づき適切に行っているか。
② 使命・目的の実現への継続的努力	☐ 使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。
③ 環境保全、人権、安全への配慮	☐ 環境や人権について配慮しているか。 ☐ 学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。

※エビデンスの例示☑

- ☐ 経営の基本方針として経営の規律と誠実性の維持を表明した資料、組織の倫理・規律に関する綱領・規則など
☐ 環境保全、人権、安全に関する方針、計画、具体的措置を示す資料

※関連する参照法令等

- ・学校教育法施行規則第 172 条の 2（情報の公表）
- ・私立学校法第 24 条（学校法人の責務）、第 26 条の 2（特別の利益授与の禁止）、第 33 条の 2（寄付行為の備置き及び閲覧）、第 45 条（寄附行為変更の認可等）、第 47 条（財産目録等の備付け及び閲覧）、第 49 条（会計年度）、第 63 条の 2（情報の公表）

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

【事実の説明】

本学園は「学校法人尚絅学園寄附行為」第 16 条に基づき理事会を置き、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定している。同様に、「学校法人尚絅学園寄附行為」第 21 条に基づき評議員会を置き、法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、意見を述べ、第 23 条に定められた諮問事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければな

らない、と規定している。加えて、「学校法人尚絅学園寄附行為」第7条に基づき監事を選任し、第15条に「業務の監査、財産状況の監査、理事の業務執行状況の監査等」を規定している。これらの規定を確実に履行し徹底することで、経営の規律を維持し、適切な運営を行っている。また、「学校法人尚絅学園寄附行為」は学校教育法及び私立学校法等の改正に伴い、令和2(2020)年4月及び令和3(2021)年10月に改正し、理事会・評議員会・監事の機能強化と実効性の確保を図っている。さらに、「学校法人尚絅学園監事監査基準」についても、令和5(2023)年3月に改正し、「財務の状況」及び「理事の業務執行状況（「教学監査」を含む）」の監査に対する監事機能の強化を図っている。

一方で、組織倫理に関しては、「学校法人尚絅学園行動規範」を定め、役員及び全教職員が遵守すべき行動の基準・指針を網羅的に規定している。合わせて「職員就業規則」「尚絅学園個人情報保護規程」「学校法人尚絅学園公益通報に関する規程」等で誠実性を担保し、健全な経営を維持している。

なお、「学校法人尚絅学園寄附行為」は閲覧に供するだけでなく、ホームページに公開し、学内教職員用Webページにも掲載している。また、「学校法人尚絅学園行動規範」はホームページへの公開、学内教職員用Webページへの掲載だけでなく、学生・教職員の目につきやすい場所に掲示し広く周知徹底を図っている。その他の規程もすべて学内教職員用Webページに掲載し、いつでも確認できる体制をとっている。

さらに、令和元(2019)年に制定した大学運営における自主的な行動規範である「尚絅大学・尚絅大学短期大学部ガバナンス・コード」は、令和3(2021)年には一部見直しを行い、学内教職員用Webページ、ホームページに掲載し教職員へ周知するとともに、公表している。加えて、ガバナンス・コードの遵守状況は自主点検を行い、毎年度その結果を公表している。

情報公開については、適正に作成した「私立学校法第47条」で指定している事項を含め、「私立学校法第63条の2」に基づき「寄附行為」「役員等名簿」「役員に対する報酬等の支給の基準」「事業報告書」「監査報告書」「貸借対照表」「収支計算書」「財産目録」等を学校法人尚絅学園ウェブサイトの「情報の公表」ページに公表している。また、「学校教育法施行規則第172条の2」で指定している本学の教育研究活動等の状況並びに「教育職員免許法施行規則第22条の6」で指定している教員の養成の状況に関する情報の6項目についても、尚絅大学ウェブサイトの「情報公表」ページに公表している。

【自己評価】

「寄附行為」のほか、「行動規範」や「尚絅大学・尚絅大学短期大学部ガバナンス・コード」の改正を適宜行い、大学学則及び各種規程等で組織倫理・規律に関する諸規則を定め、それぞれ適切に開示しており、経営の規律と誠実性の維持は適切であると判断している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

本学は使命・目的を「建学の精神」「教育理念」に基づき、「尚絅大学学則」第1条に規定して、継続的に運営している。具体的な取り組みとして、平成25(2013)年にスタートした第一期の中長期計画である「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI 2013-2022～」において全学グランドデザイン（GD）を明示し、「建学の精神」「教育理念」「大学学則」「三つのポリシー」「単年度事業計画」「日常の業務」等の体系を明確に整理し、中長期計画の実現が確実なものとなるよう取り組んでいる。加えて、改定を含め中長期計画の策定時点では予測できなかった環境変化へ対応するために、第一期中長期計画期間中に4回の改定を行い、スクラップアンドビルドによる新たな課題への積極的な取り組みを計画に加えるなど、絶えず教育・研究や管理・運営の改革・改善に取り組んでいる。【資料5-1-4】改定にあたっては、教授会、教務連絡協議会、大学・短期大学部評議会等を経て、ボトムアップ型の改定案を立案し、将来計画委員会、常勤理事会での協議検討を行ったうえで、評議員会への諮問後、理事会で決議している。

また、第一期中長期計画が令和4(2022)年度で終了することから、令和4(2022)年3月から第二期中長期計画の策定に着手し、本学の現状と課題、取り巻く環境変化及び今後の方向性を踏まえ、令和5(2023)

年4月から令和15(2033)年3月の10年間の目指すべき姿(ビジョン)を掲げ、その達成のために中長期的に取り組む重点施策の取りまとめを行った。【資料5-1-5】

4回の改定を含め、「尚絅学園の長期ビジョン(将来像)と中長期行動計画」は学内教職員用Webページや大学ホームページで学内外に周知するなど、尚絅学園等の公約として明示するとともに、諸施策の実現に向け、継続的に現状分析を行いながら、優先順位を付け取り組んでいる。

【自己評価】

「尚絅学園の長期ビジョン(将来像)と中長期行動計画～SEI 2013-2022～」の制定および4度にわたる改定のほか、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部ガバナンス・コード」の制定およびガバナンス・コード遵守状況の自主点検など、諸計画・諸施策の実行と進捗管理は適切に行われ、使命・目的の実現への継続的努力を行っているものと判断している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

環境保全、人権、安全への配慮に関しては、「尚絅学園行動規範」に定めるほか、「職員就業規則第8章」に安全及び衛生に関する事項を定め、「衛生委員会」を設置している。【資料5-1-6】また、設置校における労働安全衛生に関する法令等及び教職員の保健及び安全保持に関する必要な事項を「安全衛生管理規程」として制定し、職場の環境保全・安全対策の改善に努めている。【資料5-1-7】衛生委員会は、毎年度始めに年間の実施計画を立て、産業医出席のもと原則毎月1回定期的に委員会を開催している。【資料5-1-8】

新型コロナウイルス感染症対応についても、令和4(2022)年度は、令和3(2021)年度に引き続き、産業医を含めて協議を行い、学生、教職員への指導の徹底を行った。具体的には文部科学省による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に則り、机等の消毒、学内施設の消毒液設置や食堂・学生ホールの仕切り板の設置、学園祭の縮小開催やスポーツ大会の中止など、入学式、卒業式を含め各種イベントにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めた。さらに、感染の疑いのある者の早期把握や感染者・濃厚接触者を出さないための措置についても、関連部署との情報共有を進めながら、リスク低減を図った。新型コロナウイルス感染症対応以外では、産業医が、毎月1回学内に駐在し、衛生委員会への出席や教職員に対する心のケア、ストレスチェックの実施やその結果に基づく助言・指導など、教職員の健康管理について幅広く対応している。令和4(2022)年度のストレスチェックは、12月1日(木)～12月7日(水)にかけて行った。【資料5-1-9】学生に対する心のケアについては、養護教諭による「保健だより」等のニュースレターを毎月大学ホームページに掲載しているほか、両キャンパスにそれぞれカウンセラー室を設け、養護教諭及び専門のカウンセラーを配置し対応している。また、地球温暖化防止及び省エネルギー対策を促進するために夏はクールビズ、冬はウォームビズによるドレスコードの緩和、冷暖房機の適正温度の遵守を推進している。【資料5-1-10】

本学園が対処すべき様々な危機に対しては、危機管理委員会を設置するほか、それぞれの事象に対応する委員会を設置し、緊急性を要する場合は緊急対策本部を立ち上げるなどの組織態勢を整備している。また、「危機管理規程」「コンティンジェンシープラン(緊急時行動マニュアル全体編)」「アクションプラン」を制定し、危機事象の発生や予防に関する危機管理体制を整備している。【資料5-1-29】【資料5-1-30】資料5-1-31】新型コロナウイルス感染症対策として、令和2(2020)年4月に危機管理委員会の下、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、令和4(2022)年度も全学かつ総合的な施策の推進を図り、教育・研究活動や勤務体制等のあらゆる場面で新型コロナウイルス感染症防止対策に努めた。【資料5-1-32】新型コロナウイルス感染症対応以外では、特に防災・減災の観点から災害用備蓄の見直し、施設設備の拡充についても計画的に取り組んでいる。防災面については、年度毎に策定している「危機管理プログラム」に基づき、法令に従い消防設備等点検を行い、火災避難訓練を少なくとも年1回行っている。【資料5-1-33】令和4(2022)年度の避難訓練においても、九品寺キャンパス、武蔵ヶ丘キャンパスにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しながら実際に避難を行い、訓練を実施した。【資料5-1-34】防犯面について

は、令和2(2020)年3月、両キャンパスに防犯カメラを計38台設置し、学生・教職員等の安全確保に取り組んでいる。

人権への配慮に関しては、「学校法人尚絅学園行動規範」において、人権・人格の尊重に関する基本方針を明示しているほか、「尚絅学園ハラスメント等防止規程」「尚絅学園ハラスメント防止ガイドライン」「尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」を制定している。【資料5-1-35】【資料5-1-36】【資料5-1-15】

なお、令和3(2021)年6月に「尚絅学園ハラスメント防止規程」の一部改正を行い、ハラスメント委員会において、内部人材だけでなく、外部の専門家若しくは弁護士等を必要に応じて委員に加えることができることとした。また、ハラスメント委員会委員長の指名に基づき、年度当初に両キャンパスにハラスメント相談員を配置し、ハラスメント対応フロー図も含めて大学ホームページやパンフレットで学内に周知している。【資料5-1-37】学生に対しては、新入学時のオリエンテーションにおいてハラスメント等に関する説明を行っている。令和4(2022)年度は、SD研修の一環として全教職員を対象とした学外講師によるハラスメント研修会を令和5(2023)年3月に開催した。【資料5-1-38】

個人情報保護に関しては、「尚絅学園行動規範」において基本方針を明確に定めるほか、「個人情報保護方針」「尚絅学園個人情報保護規程」「秘密保持規程」「尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」「尚絅学園情報システム運用基本方針」「尚絅学園情報システム運用基本規程」等を制定し、職員・学生・生徒・保護者の啓蒙に努めている。また、マイナンバー制度に対しても「尚絅学園特定個人情報取扱規程」の整備をはじめ、実効性のある体制を整備し対応している。【資料5-1-2】【資料5-1-11】【資料5-1-12】【資料5-1-13】【資料5-1-14】【資料5-1-15】【資料5-1-16】【資料5-1-17】

情報システムに関しては、「尚絅学園情報システム運用基本方針」「尚絅学園情報システム運用基本規程」等、情報システム環境や情報システム運用・管理に関する諸規程を制定し、本学園の情報システムの健全かつ安定的な運用・管理の保持に努めることとしている。また、情報システムに関する一元的な運用・管理を実施するために、学園本部、各設置校を跨ぐ組織横断的な委員会として「情報システム委員会」を設置している。【資料5-1-16】【資料5-1-17】【資料5-1-18】【資料5-1-19】【資料5-1-20】【資料5-1-21】【資料5-1-22】【資料5-1-23】【資料5-1-24】【資料5-1-25】【資料5-1-26】【資料5-1-27】【資料5-1-28】

以上の事実に加え、環境保全、人権、安全への配慮に対する網羅的な取組みとして、令和3(2021)年10月には熊本県SDGs登録制度に申請し、令和4(2022)年1月に登録を完了、持続可能な開発目標にチャレンジしている。

【自己評価】

環境保全、安全への配慮は、「学校法人尚絅学園行動規範」「職員就業規則」「安全衛生管理規程」等の各規程に基づき適切に行っていると判断している。また、新型コロナウイルス感染症対応についても、組織横断的に情報を共有し連携強化のうえ、適切に対応している。

個人情報保護に関しては、基本方針の明確化と合わせて関連する規程等の整備も進んでおり、個人情報管理委員会等の活動を通して、適切に行っていると判断している。

情報システムに関する諸規程の整備及び全学的な情報システム委員会等の活動を通して、情報システムに関する利用環境への配慮は適切に行っていると判断している。

危機管理、環境保全、安全への配慮は、組織態勢・危機管理体制について一層の整備・充実に努め、適切に機能・運用していくこととしており、緊急時の対応に関しても、危機管理委員会や緊急対策本部等の活動を通して、適切に行っていると判断している。

人権への配慮に関しては、「学校法人尚絅学園行動規範」で明確に定め周知している。また、ハラスメントに関する規程及び具体的な事例を例示したガイドライン等を開示し周知徹底及びSD研修会等による啓発活動を実施している。ハラスメント事案に関しては、ハラスメント相談員の配置・周知及びハラスメント委員会等が機能していると判断している。

＜資料一覧＞

- 【資料 5-1-1】「学校法人尚絅学園寄附行為」
- 【資料 5-1-2】「学園ホームページ（学校法人尚絅学園行動規範）」
- 【資料 5-1-3】「尚絅大学・尚絅大学短期大学部ガバナンス・コード」
- 【資料 5-1-4】「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI2013－2022～」
- 【資料 5-1-5】「第二期中長期計画（2023 年 4 月～2033 年 3 月）」
- 【資料 5-1-6】「職員就業規則」
- 【資料 5-1-7】「安全衛生管理規程」
- 【資料 5-1-8】「令和 4 年度衛生委員会資料」
- 【資料 5-1-9】「令和 4 年度ストレスチェック実施について」
- 【資料 5-1-10】「クールビズ、ウォームビズに関する事務連絡」
- 【資料 5-1-11】「個人情報保護方針」
- 【資料 5-1-12】「尚絅学園個人情報保護規程」
- 【資料 5-1-13】「尚絅学園特定個人情報取扱規程」
- 【資料 5-1-14】「秘密保持規程」
- 【資料 5-1-15】「尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」
- 【資料 5-1-16】「尚絅学園情報システム運用基本方針」
- 【資料 5-1-17】「尚絅学園情報システム運用基本規程」
- 【資料 5-1-18】「学校法人尚絅学園情報システム運用・管理規程」
- 【資料 5-1-19】「学校法人尚絅学園情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）設置規程」
- 【資料 5-1-20】「学校法人尚絅学園情報システム非常時行動計画に関する規程」
- 【資料 5-1-21】「学校法人尚絅学園情報各付け基準」
- 【資料 5-1-22】「学校法人尚絅学園情報システム利用規程」
- 【資料 5-1-23】「学校法人尚絅学園情報システムに関する年度講習計画」
- 【資料 5-1-24】「学校法人尚絅学園情報セキュリティ監査規程」
- 【資料 5-1-25】「学校法人尚絅学園事務情報セキュリティ対策基準」
- 【資料 5-1-26】「学校法人尚絅学園全学認証基盤運用管理規程」
- 【資料 5-1-27】「学校法人尚絅学園全学認証基盤認証接続規程」
- 【資料 5-1-28】「学校法人尚絅学園全学認証基盤アカウント利用規程」
- 【資料 5-1-29】「危機管理規程」
- 【資料 5-1-30】「コンティンジェンシープラン（緊急時行動マニュアル全体編）」
- 【資料 5-1-31】「アクションプラン」
- 【資料 5-1-32】「学園広報誌 礎 Vol.33 5 ページ」
- 【資料 5-1-33】「令和 4 年度危機管理プログラム」
- 【資料 5-1-34】「避難訓練の実施について」
- 【資料 5-1-35】「尚絅学園ハラスメント等防止規程」
- 【資料 5-1-36】「尚絅学園ハラスメント防止ガイドライン」
- 【資料 5-1-37】「ホームページ掲載の（ハラスメント相談窓口）」
- 【資料 5-1-38】「令和 4(2022)年度（ハラスメント研修会）資料」

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

・「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の最終章としての目標や重点施策を計画的に推進するとともに、令和 5(2023)年度から実施する「第二期中長期計画」の制定に基づき次年度の事業計画を実施していく。

・危機管理対策について、時代や環境変化とともに、それに合わせた法令等も改正されることから、危機管理態勢の検証・見直しと合わせて、機動的な運用を可能とするための全学的な浸透と共有化を図る。令和 2(2020)年 1 月に顕在化した新型コロナウイルス感染症の発生・拡大に伴い、教育・研究をはじめ、経営面においても対応や見直しを余儀なくされたが、今後も学修機会の確保を図りつつ、DX（デジタルトランスフォーメーション）の観点も含めて、ICT を活用した授業への変革や事務処理の効率化の推進、在宅勤務・テレワーク等の導入等も視野に変革を図っていく。これまでの施策の評価・検証と合わせ、更に安心・安全な学修環境の確保に努めるとともに、快適な学校生活が保障され、満足度の向上に寄与できるような施策の策定を図ることとしている。

・教職員の心のケアについては、ストレスチェック制度に基づき、必要に応じて就業上の措置を行うことや、ストレスチェックの結果を職場ごとに集団分析し効果的な対策を講じるなど、全体を評価・検討し改善を図っている。

・ソーシャルネットワークの拡充や新型コロナウイルス感染症禍での新しい学校生活様式への転換が促進される中、電磁的媒体での個人情報保護の重要性が日増しに増加していることに加え、個人情報漏洩に対する予防や防御の知識・技術に関して更に検証を進め、情報インシデント等への対応の徹底を本学園の全学生・教職員の認識を高める必要がある。また、令和 2(2020)年及び令和 3(2021)年の個人情報保護法の改正〔令和 4(2022)年 4 月 1 日施行〕に伴い、令和 4(2022)年 4 月に「尚絅学園個人情報保護規程」の改正を行った。特に DX（デジタルトランスフォーメーション）推進プロジェクトにおいても、デジタル技術の活用と並行して、教育情報セキュリティをはじめ、個人情報保護の観点から積極的な対応を図ることとしている。

・情報システムについては、運用・管理に関する基本方針や関連規程等は整備されているが、その実効性や教職員の認識・技能等は十分とはいえず、年度講習計画を作成するなど、継続的な質の向上に努める必要がある。また、令和 2(2020)年に発足した DX（デジタルトランスフォーメーション）推進プロジェクトにおいても、ICT の活用やデジタル技術の活用が重要課題であることから、令和 4(2022)年度に尚絅学園 DX 推進委員会を設置し、データやデジタル化を活用した教育、研究、その他業務の高度化・効率化を図るとともに、情報システム利用環境の安全性確保に努めている。また、防犯・防災計画の立案と必要な備品等の備蓄に加え、熊本地震時の総括も参考に、近隣自治体や地区・校区との連携・協力体制の確立に努める。さらに、リーフレットや大学ホームページ等を活用した災害に対する意識向上や啓発活動を促進する。

・ハラスメント事案に関しては、発生の絶無を基本に未然防止に努めているものの、絶無に至っていない現状から、更なる啓発活動の徹底に努める。特に近年、ツイッターやフェイスブック等の SNS によるハラスメント事案が増加傾向にあることから、その対応についても、今以上の研究と予防手段を含めた対応策の策定が必要になってきている。

5. 事業計画への反映

「4.改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和5年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

- ・「第二期中長期計画」の制定に基づく、全学的なDX推進プロジェクト等の施策を反映した事業計画とすることとしている。
- ・新型コロナウイルス感染症に加え、地震や豪雨災害等の予期せぬ危機事象に対し、教育・研究面、事務面での危機管理体制や平時及び緊急時の組織体制の見直しを可能なものから事業計画に盛り込むこととしている。
- ・次年度以降も、継続的な啓発活動の推進と合わせて、SD研修、SNS等を利用したハラスメント事案対策等の検討を盛り込むこととしている。
- ・新型コロナウイルス感染症禍で、学生・教職員の安心・安全に配慮した施策等の立案を推進する。
- ・ICTインフラ整備・DX推進と並行して、情報システムの管理・運営の精緻化と厳格化を事業計画に反映させる。

5-2. 理事会の機能

基 準	基準 5	経営・管理と財務
基準項目	5-2	理事会の機能
担 当	学園事務局総務課	
責 任 者	黒瀬学園事務局長	
担 当 者	久野総務部長	

1. 評価の視点及び自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
① <u>使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性</u>	☐ 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。 ☐ 理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点	
☐ 理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。	

※エビデンスの例示

- ☐ 機動的な意思決定のための仕組み（常務理事会、政策調整機関など）を示す組織図・資料
- ☐ 理事会機能の補佐体制を示す資料
- ☐ 理事会権限委任、理事の職務分担などを示す資料

※関連する参照法令等

- ・私立学校法第 35 条（役員）、第 35 条の 2（学校法人与役員との関係）、第 36 条（理事会）、第 37 条（役員の職務等）、第 38 条（役員の選任）、第 39 条（役員の兼職禁止）、第 40 条（役員の補充）第 44 条の 2（役員の学校法人に対する損害賠償責任）、第 44 条の 3（役員の第三者に対する損害賠償責任）、第 44 条の 4（役員の連帯責任）、第 44 条の 5（一般社団・財団法人法の規定の準用）、第 48 条（報酬等）

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

理事会は、学校法人の最高意思決定機関として位置づけており、寄附行為に基づき適切に運営している。3 月、5 月、7 月、10 月、12 月の定時開催のほか、必要に応じ臨時に開催している。学校教育法、私立学校法の一部改正に伴い、令和 2(2020)年 4 月に改正した寄附行為について、令和 3(2021)年 10 月に再度改正を行い、理事・監事の職務及び責任の明確化を図った。【資料 5-2-1】このことから、理事会・監事・評議

員会は、より一層の機能の明確化と実効性の強化が図られ、学園及び設置校の持続的発展に向けた使命・目的を達するための意思決定を行っている。

寄附行為第5条に定められる理事の定数は、7人以上9人以内で、理事会の構成員である理事の選任は、寄附行為第6条の規定に基づき適正に行われている。理事のうち1人を理事総数の過半数の決議により理事長に選任し、理事長は学校法人を代表し、その業務を総理している。

また、理事の理事会欠席時の対応については、平成27(2015)年度より、事前配布する議案等に対し書面で議決権を行使する「議決権行使書」で意思表示している。

令和4(2022)年度は、理事会を6回開催し重要事項の審議決定を行った。理事会の開催状況及び出席状況は以下のとおりである。【表5-2-1】

【表5-2-1】令和4(2022)年度理事会開催状況及び出席状況

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数等			監事の出席状況 (人/人)
	定員	現員 (a)		出席者数 (b)	出席率 (b/a)	うち意思表示者数	
理事会	7～9人	9人	令和4(2022)年5月30日	9人	100%	0人	1/2
	7～9人	9人	令和4(2022)年7月26日	9人	100%	1人	1/2
	7～9人	9人	令和4(2022)年9月12日	9人	100%	1人	2/2
	7～9人	9人	令和4(2022)年10月17日	9人	100%	1人	1/2
	7～9人	9人	令和4(2022)年12月19日	9人	100%	0人	2/2
	7～9人	9人	令和5(2023)年3月27日	9人	100%	0人	1/2

また、管理部門と教学部門の機動的・戦略的意思決定のための仕組みとして、理事長・常務理事・学長・校長の常勤理事及び学園事務局長・大学事務局長・学園事務局総務部長、(事案により尚絅大学短期大学部附属こども園園長)で構成される常勤理事会を設置している。「尚絅学園常勤理事会規程」第2条の(目的)には、「学園の業務の円滑な運営を図るために、業務に関する重要な事項について報告、協議する」と定め、原則隔週1回開催している。令和4(2022)年度は、25回開催している。【資料5-2-2】

【自己評価】

令和2(2020)年及び令和3(2021)年の寄附行為の改正に伴い、理事会、評議員会の機能強化、理事・監事の職務と責任の明確化が図られるなど、使命・目的の達成に向けた意思決定の体制整備と機能性強化が一層充実したと認識している。加えて、原則隔週毎に開催される常勤理事会が経営及び教学の重要課題や懸案事項について迅速かつ適宜適切に協議・検討する体制となっている。また、理事会・評議員会での決議事項は、大学・短期大学部評議会、教授会等で、常勤理事会の決定事項は、学長・学長補佐・学科長会議等のほか、特に事務関連事項については事務部門会議等で報告・指示されるなど、可及的速やかに実施に移すための組織体制を整備しており、機動性を持った戦略的組織運営が有効に機能していると判断している。

＜資料一覧＞

- 【資料 5-2-1】学校法人尚絅学園寄附行為
 【資料 5-2-2】尚絅学園常勤理事会規程

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

- ・理事会を学園の最高意思決定機関とし、より戦略的・機動的な意思決定を行うための常勤理事会を始めとする組織体制も整備し、それぞれの有効性・機動性を確保している。
- ・平成 29（2017）年度大学機関別認証評価結果において参考意見として指摘された理事の出席状況については、年度末の理事会・評議員会で、次年度の日程を提示し、理事全員が出席できるよう日程調整を行い出席率は改善してきており、継続的に出席率の向上に取り組むこととしている。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

なし。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

基準	基準 5	経営・管理と財務
基準項目	5-3	管理運営の円滑化と相互チェック
担当	学園事務局総務課	
責任者	黒瀬学園事務局長	
担当者	久野総務部長	

1. 評価の視点及びエビデンスの例示

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化	☐ 意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。 ☐ 理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。 ☐ 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。
② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性	☐ 法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。 ☐ 監事の選任を適切に行っているか。 ☐ 監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。 ☐ 監事は、監事の職務を適切に行っているか。 ☐ 評議員の選任を適切に行っているか。 ☐ 評議員会の運営を適切に行っているか。 ☐ 評議員の評議員会への出席状況は適切か。

※エビデンスの例示

- ☐ 管理部門と教学部門との意思疎通と連携を保つための仕組みとその実効性を示す資料
- ☐ 教職員からの情報や提案が生かされる仕組み及びその実施状況を示す資料
- ☐ 法人の業務、財産及び役員の業務執行の状況などに対する監事の意見などを示す資料
- ☐ 監事の選任状況及び職務執行の状況を示す資料
- ☐ 監事の職務執行の支援状況を示す資料
- ☐ 評議員会への諮問状況を示す資料

※関連する参照法令等

- ・私立学校法第 35 条（役員）、第 35 条の 2（学校法人と役員との関係）、第 37 条（役員の職務等）、【第 41 条、第 42 条、第 43 条（評議員会）】、第 44 条（評議員の選任）、第 44 条の 2（役員の学校法人に対する損害賠償責任）、第 44 条の 3（役員の第三者に対する損害賠償責任）、第 44 条の 4（役員の連帯責任）、第 44 条の 5（一般社団・財団法人の規定の準用）、第 46 条（評議員会に対する決算等の報告）、第 48 条（報酬等）

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

【事実の説明】

学校法人の最高意思決定機関である理事会の決定事項は、理事会終了後の直近の大学・短期大学部評議会等で報告し、その後教授会等でも報告するなど、理事以外の教職員にも適宜適切に周知している。

法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を保つ仕組みとして、理事長を議長とし、常務理事、学長、校長、園長（必要に応じ）、学園事務局長、大学事務局長、総務部長を構成員とする常勤理事会を設置している。原則隔週開催し、管理部門と教学部門の機動的・戦略的な協議・検討・報告機関として機能し、理事長のリーダーシップが発揮できる内部統制環境を担保している。

さらに、年初に理事長がその年の基本方針である年頭所感を、例年、全教職員参加の年頭交流会で表明している。理事長の年頭所感は、学内教職員用 Web ページへの掲示及び回覧により教職員へ周知徹底を図っている。なお、近時はコロナ禍による年頭交流会の中止により、Web 掲示と回覧に止まっている。

法人及び大学の事務関連業務に関しては、事務部門会議を設置し、事務部門相互の連携強化を図っている。大学においては、毎月開催の大学・短期大学部評議会、教授会、学科会議のほか、原則隔週開催の学長・学長補佐・学科長会議を設置し、本学の教育・研究・学生支援等に係る大学・短期大学部の業務運営に関する重要事項、法人及び各学校間の連絡調整が必要な重要事項について報告・協議している。なお、令和 4(2022)年度は、常勤理事会を 25 回、事務部門会議を 17 回、学長・学長補佐・学科長会議を 17 回開催している。さらに、管理運営機関及び各部門の連携強化が必要な各種委員会等には、法人部門から学園事務局長及び総務部長がメンバーとして参画している。【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】

更に、教職員全体のコミュニケーション円滑化のための親睦組織として「なごみ会」があり、キャンパス間の相互交流を深めているが、令和 4(2022)年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極めて限定的な活動とならざるを得なかった。

教職員の提案に関しては、教員は若手教員も参加する学科会議や各委員会の下部組織である各部会等において提案や意見具申が行われ、有益な提案は上位の教授会、大学・短期大学部評議会へ上申される。また、事務職員については提案制度が構築されているが、近年不活性化傾向にあり有効活発な提案制度の見直しが課題である。

【自己評価】

理事会、常勤理事会、事務部門会議、大学・短期大学部評議会、教授会、学長・学長補佐・学科長会議など、それぞれが有効に機能しており、法人及び大学の各管理運営機関のコミュニケーションの確保と円滑な意思決定が行われていると判断している。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【事実の説明】

法人部門においては、学校法人の最高意思決定機関は合議制である理事会であり、理事長、常務理事、学長、校長の計 4 人の学内常勤理事と 5 人の学外非常勤理事で構成されており、教学部門の長である学長、校長は理事として経営に参画している。理事会は最終的な意思決定と共に、理事の職務の執行を監督している。また、理事会の諮問機関としての評議員会は、寄附行為第 25 条の規定に従って選任された職員や卒業生・学識経験者・有識者を構成メンバーに、理事の定数の 2 倍を超える定数で構成され、「私立学

校法第 42 条」及び寄附行為に定められた事項について、理事会決定前にあらかじめ評議員会の意見を聴くとともに、「私立学校法第 46 条」で指定している事項については、評議員会に報告し意見を求めている。

寄附行為第 7 条の規定に従い、評議員会の同意の下、理事・職員・評議員以外から理事長が選任する監事を 2 人設置している。2 人の監事は非常勤ではあるが、それぞれ金融機関の監査役経験者及び弁護士であり、財務・経理及び司法に見識が高く、就任後、文部科学省主催の研修会に参加するなど研鑽を積み、学校法人の業務、財務状況、理事の業務執行状況、教学の状況等の監査を行っている。また、令和 2(2020)年 4 月に寄附行為の改正を行い、理事・監事・評議員の責任を明確にするとともに、理事会、評議員会の機能性確保と監事によるチェックの明確化を行った。さらに、令和 3(2021)年 10 月に理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱いについて寄附行為の改正を行い、私立学校法の趣旨を踏まえた適切な運用の明確化を図った。

令和 4(2022)年度に開催された評議員会の開催状況及び出席状況は、以下のとおりである。【表 5-3-1】

【表 5-3-1】令和 4(2022)年度評議員会開催状況及び出席状況

評議員会	開催日現在の状況		開催年月日	出席者等			監事の出席状況 (人/人)
	定員	現員(a)		出席者(b)	出席率(b/a)	うち意思表示者数	
第 1 回	18～21 人	21 人	令和 4 年 5 月 30 日	20 人	95.2%	0 人	1/2
第 2 回	18～21 人	21 人	令和 4 年 7 月 26 日	21 人	100%	3 人	1/2
第 3 回	18～21 人	21 人	令和 4 年 9 月 12 日	21 人	100%	3 人	2/2
第 4 回	18～21 人	21 人	令和 4 年 10 月 17 日	21 人	100%	1 人	1/2
第 5 回	18～21 人	21 人	令和 4 年 12 月 19 日	20 人	95.2%	3 人	2/2
第 6 回	18～21 人	21 人	令和 5 年 3 月 27 日	21 人	100%	1 人	1/2

教学部門では、大学・短期大学部評議員会を設置し、教学に関する予算、組織、規則、人事、教育課程、学生の在籍方針や学位授与方針等を審議しているが、法人部門から常務理事・学園事務局長もメンバーとして加わり、相互チェックによるガバナンス機能の有効性を担保している。【資料 5-3-6】

さらに、各委員会や委員会の下部組織である部会等の管理運営機関には、学園事務局長、総務部長、所管の事務職員も参画するなど相互チェック体制をとっている。

また、独立性の立場から、監事による業務監査及び財産状況の監査、監査法人による会計監査のほかに、監事と監査法人とのミーティング、監事と監査法人それぞれによる理事長・常務理事とのディスカッションも定期的に行われている。令和 4(2022)年度は監事による教学監査の一環として、理事長、常務理事に加え、学長、校長、園長を含めたディスカッションを行った。さらに、理事長直轄の内部監査室を設置し、監事と監査法人との情報共有や連携を密にした三様監査体制を構築している。内部監査室は各管理運営機関の業務執行状況に対し、法令・規程等コンプライアンスの遵守状況を検証し、その結果を業務改善につなげている。

【自己評価】

法人及び大学の各管理運営機関については、理事会、評議員会、監事、監査法人、内部監査室、大学・短期大学部評議員会、教授会、各委員会のほか、常勤理事会・事務部門会議においても相互チェック機能を

有機的に構築しており、ガバナンス体制がそれぞれ有効かつ機動的に機能しているものと判断している。

<資料一覧>

- 【資料 5-3-1】「尚絅学園常勤理事会規程」
- 【資料 5-3-2】「尚絅学園事務部門会議規程」
- 【資料 5-3-3】「学長・学長補佐会議規程」
- 【資料 5-3-4】「令和 4 年度委員会等編成表」
- 【資料 5-3-5】「令和 5 年理事長年頭所感」
- 【資料 5-3-6】「尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会規程」

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、**【改善を要する点】**や**【参考意見】**として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

・理事会・評議員会は、そのメンバーが現役で活躍されている方や地域社会のリーダー的立場の人で構成されており、夫々が多忙であることから、定例の理事会・評議員会については、次年度の年間開催予定を前年度末に通知するなど、各理事・評議員の出席率の向上に、継続して取り組んでいる。新たに評議員に選任された方々の出席率は高く、引き続き適切な出席率を保持するよう努め、評議員会での自由な意見具申ができるような環境整備に配慮していく。

・平成 29(2017)年度大学機関別認証評価結果において改善を要する点として指摘を受けた理事会・評議員会議事録等については、議案・資料を含めて袋とじし、録音の文字起こしに加え、事務局の相互チェックにより厳格に対応しているが、記載及び保管について継続して適切な取扱いを遵守する。私立学校法の改正を視野に経営力の強化、ガバナンス改革を一層進める上からも、理事・監事の職務と責任の明確化や監事機能、評議員会機能の更なる充実が求められているものと認識している。また、運営面においても、監事の教学監査をさらに深めていく必要があるため、監事監査基準及び監事監査マニュアルをブラッシュアップし、確実に実施していく。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

なし。

5-4. 財務基盤と収支

基準	基準 5	経営・管理と財務
基準項目	5-4	財務基盤と収支
担当	学園事務局経理課	
責任者	黒瀬学園事務局長	
担当者	久野総務部長	

1. 評価の視点及び自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立	☐ 中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。
② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保	☐ 安定した財務基盤を確立しているか。 ☐ 使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスを保っているか。 ☐ 使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

※エビデンスの例示

- ☐ 事業計画、予算編成方針及び財務指標などを示す資料
- ☐ 中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画を示す資料
- ☐ 事業活動収支計算書関係比率（法人全体及び大学単独）、貸借対照表関係比率（法人全体）、活動区分資金収支計算書関係比率（法人全体）
- ☐ 文部科学省に提出した計算書のコピー（過去 5 年間）又は計算書及び独立監査人の監査報告書（過去 5 年間）
- ☐ 予算書、財産目録など（最新のもの）
- ☐ 金融資産の運用状況（過去 5 年間）
- ☐ 資産運用に関する規則

※関連する参照法令等

- ・私立大学法第 45 条の 2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

本学園は、「建学の精神」「教育理念」に基づき、「尚絅大学学則」第 1 条に定める使命・目的を達成するため、「学校法人尚絅学園寄附行為」に則り、中長期の行動計画を策定している。中長期計画の策定は、「学

校法人尚絅学園寄附行為」第35条に基づき、五年以上十年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が事業に関する中長期的な計画を編成し、評議員会での諮問を経て、理事会の承認を得ることと規定している。【資料5-4-1】【資料5-4-2】

第一期中長期計画として「尚絅学園の長期ビジョン(将来像)と中長期行動計画」〈期間:平成25(2013)年度～令和4(2022)年度〉を策定し、同時に平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの5ヶ年の中期財務計画を策定した。

「尚絅学園の長期ビジョン(将来像)と中長期行動計画」は、本学園を取り巻く環境変化、計画の進捗状況のほか、平成28(2016)年に発生した熊本地震の影響等により、計4回の改定を行っており、これに伴い、中期財務計画については、平成29(2017)年度を初年度として令和4(2022)年度までの6年間の計画を再策定している。

再策定後の中期財務計画では、令和2(2020)年度での収支均衡を計画していたが、その後の学生・生徒の確保が計画比マイナスで推移したため、あらためて令和元(2019)年度に、現代文化学部の九品寺キャンパス移転を織り込んだ中期財務計画の再度の改定を行った。【資料5-4-3】

単年度の予算編成は、中期財務計画を基に各部署からの概算要求と事業計画との整合性を図りつつ、策定している。また予算管理については、予算執行状況の精査・検証を徹底し、きめ細かな業務運営を行うよう教職員に周知している。

予算の修正が必要な場合は、「学校法人尚絅学園経理規程」に則り補正予算を編成し、評議員会の諮問を経て理事会で承認を得ている。【資料5-4-4】

【自己評価】

中長期的な計画を策定し、学園を取巻く環境変化や計画の進捗状況等に対応して改定を行い、実効性のある計画としている。中期財務計画は単年度予算を策定する場合の基礎としており、さらに決算においても中期財務計画との比較を行い、計画的な財務運営を行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

中期財務計画に基づき、単年度収支の均衡を原則とした予算編成を基本としているが、令和4(2022)年度予算は、中期人員計画に対し学生・生徒数がマイナスになること、令和5(2023)年度に新設予定の大学の「こども教育学部」に伴う費用計上により、赤字予算の策定となった。【資料5-4-5】

財務状況については、基本金組入前当年度収支差額が過去5年間マイナスで推移しており不安定な状態となっている。毎年度、決算確定後に、経年比較による部門別（設置校別、学部・学科別）事業活動収支分析、損益分岐点分析、財務比率分析、私学事業団等の資料を活用した財務分析を行い、原因分析を含め、その結果を理事会・評議員会等へ報告している。このことから法人全体の基本金組入前当年度収支差額のマイナスについては、本部費負担後で中学・高校部門でのマイナスが5割から6割程度となっている。【資料5-4-6】

資金収支・事業活動収支において、収入面では令和2(2020)年度新入生から授業料値上げを実施し、学生生徒等納付金収入の増加を見込んだが、入学者数の落ち込みによる収容定員割れが続き、特に大学、大学短期大学部では、令和4(2022)年度に全学部・学科で入学定員未充足となったことから、授業料値上げ効果は極めて限定的となった。一方、支出面では人件費の高留まりに加え、現代文化学部のキャンパス移転や令和5(2023)年度の新学部設置に伴う費用計上等による収益圧迫要因が続いた。

収支バランスの改善について、収入面では、収入の大宗を占める学生生徒等納付金収入の拡大を第一として、学生確保の為に学部・学科の改組や移転、新学部の設置等に加え、広報戦略や学生募集活動の強化等の中長期計画に織込み、単年度事業計画において具体的施策を展開している。また、年々支給基準が厳しくなる補助金についても私立大学等改革総合支援事業への積極的なチャレンジを続け、科研費等の外部

資金についても積極的に取り組んでいる。また、寄附金への取り組みも周年事業として強化する一方で継続的な寄附金に注力している。支出面では、人件費の適正な抑制に加え、教育研究経費、管理経費ともに厳格な予算編成による適正支出に努めている。

【自己評価】

中期財務計画は進捗状況や環境変化、将来計画等と照らし合わせて見直しに取り組んでいる。

また、部門別損益分析や財務分析を活用しながら、安定的な財務基盤を確立するため、収入面の増加策に積極的に取り組み、不断に経費削減を含めた適切な支出に努めている。

現状の収支バランスは、入学定員割れ・在籍定員割れを主因として不均衡になっており、財務基盤も不安定となっているが、当面の資金繰りに不安はなく、定員確保に向けた改善方策を実施している。

＜資料一覧＞

【資料 5-4-1】「尚絅大学学則」

【資料 5-4-2】「学校法人尚絅学園寄附行為」

【資料 5-4-3】「中期財務計画（令和元年 7 月改定）」

【資料 5-4-4】「学校法人尚絅学園経理規程」

【資料 5-4-5】「理事会議事録 令和 4 年度予算（案）」（令和 4(2022)年 3 月 28 日）

【資料 5-4-6】「理事会議事録」（令和 4(2022)年 7 月 26 日）

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取り組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、**【改善を要する点】**や**【参考意見】**として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

・平成 29(2017)年度を初年度とし、令和元(2019)年に改定を行った中期財務計画に基づき、単年度計画の確実な履行による安定的な財務基盤の確立に努める。

・収入面で学生生徒等納付金については、令和 2(2020)年度入学生から授業料の値上げを行い、定員未充足の現代文化学部については、令和 2(2020)年度に武蔵ヶ丘キャンパスから九品寺キャンパスへ移転したことで、通学の利便性、中高大連携、学修環境の改善等から定員増を見込んでいる。また、入学者確保に関する調査・分析の精度向上、及び積極的な入試広報による入学定員確保を図り、収支バランス及び財務基盤の安定に努める。また、令和 5(2022)年度に開設することも教育学部において、将来的な収支バランス改善の柱として、定員確保を目指している。さらに、財務基盤の改善及び将来を見据えた手元資金の確保のため、基本財産（土地）の処分について令和 5（2023）年 3 月理事会において承認を得、令和 5（2023）年度中期財務計画に反映させている。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

安定的な財務基盤確保、収支バランスの改善に向け、喫緊の課題である入学定員確保・収容定員確保について、積極的な入試広報戦略の立案と学生・生徒の確保策を事業計画に反映させることとしている。

5-5. 会計

基 準	基準 5	経営・管理と財務
基準項目	5-5	会計
担 当	学園事務局経理課	
責 任 者	黒瀬学園事務局長	
担 当 者	久野総務部長	

1. 評価の視点及び自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 会計処理の適正な実施	☐ 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。
② 会計監査の体制整備と厳正な実施	☐ 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点☑	
☐ 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。	

※エビデンスの例示☑

- ・ 経理に関する規則
- ・ 監事の監査報告書、理事会議事録（評議員会を含む）

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

5-5-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

本学園は、会計処理の適正確保のため、学校法人会計基準の趣旨に則った「学校法人尚絅学園経理規程」「学校法人尚絅学園経理規程施行細則」「尚絅学園固定資産及び物品調達規程」「学校法人尚絅学園固定資産及び物品管理規程」「学校法人尚絅学園資金運用管理規程」「尚絅学園決裁権限規程」「学校法人尚絅学園文書取扱・管理規程」「尚絅学園旅費規程」等の諸規程を整備している。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】【資料 5-5-6】【資料 5-5-7】【資料 5-5-8】

「学校法人尚絅学園経理規程」第 14 条に則り決定した年度予算に基づき、予算執行伝票である会計伝票は、各部署で起票され、部門や経費区分（教育研究経費と管理経費）、勘定科目の仕訳を行い、証憑書類とともに精査・検証のうえ、法人本部である学園事務局総務部経理課へ回付される。経理課では、回付された会計伝票と証憑書類の内容を学校法人会計基準や法令・規程等に則って再度チェックし、精査・検証を行った上で、会計システムへの登録を行っている。

予算編成は、12 月に各部門・部署の責任者・担当者を対象に「予算編成会議」を開催し、経理責任者で

ある学園事務局長が次年度の予算編成の重要事項や注意事項を示達している。その上で、各部門・部署から予算単位ごとに概算要求を提出させ、教育環境目的の達成と収支バランスの精査・検証を行い、3月に予算を編成している。予算の執行状況は毎月末に月次決算を行い、当該年度の収支状況を学園事務局で精査・検証している。また、当初予算は状況変化により計画を変更、または追加することがある。このような場合は、補正予算を編成し、評議員会の諮問を経て、理事会で審議し決定している。【資料 5-5-9】【資料 5-5-10】【資料 5-5-11】

【自己評価】

会計処理は、学校法人会計基準に則り、法令や関連規程等を遵守して、真実正確・明瞭に行われており、会計処理は適切に行われていると判断している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

本学園の監査システムは、監事による監事監査、監査法人による会計監査及び内部監査室による内部監査の三様監査体制を構築している。

監事は「学校法人尚絅学園寄附行為」第7条に則り選任された学外の非常勤監事2人で構成されており、「私立学校法」第37条及び「学校法人尚絅学園寄附行為」第15条に規定された業務監査と財産状況の監査を実施し、毎会計年度に監査報告書を作成後、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。さらに監事は、理事会・評議員会に出席し、理事の業務執行状況の監査として、予算・決算等の審議のほか、中長期計画及び事業報告による学校法人の経営や運営の状況、教育研究活動の計画と実績の審議等に関して意見を述べている。令和4(2022)年度は、理事会が6回、評議員会が6回開催されたが、2人の監事のうち、少なくともどちらか一方が毎回出席した。【資料 5-5-11】【資料 5-5-12】

監査法人による監査は、「私立学校振興助成法」第14条に基づく貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類監査のほか、法人や大学の運営全般について、管理・運営が適切に行われているか、内部統制の観点から監査を行い、毎会計年度終了後、理事会に対して監査法人の監査報告書を提出している。令和4(2022)年度の監査法人による往査は、14回43人日であった。また年に一度、監査法人による理事者・監事とのディスカッションを実施し、想定されるリスクや取組むべき現下の課題を双方で確認し、ガバナンス強化と内部統制の充実強化に努めている。【資料 5-5-13】【資料 5-5-14】

内部監査室は、「学校法人尚絅学園内部監査規程」第6条による理事長直属の組織で、現在専任職員1人を室長とする他、兼務職員1人を配置している。内部監査室は「学校法人尚絅学園内部監査規程」第3条、第4条及び第5条に基づき、学園全般の内部監査を実施している。内部監査室と監事及び独立監査法人の間では、監査状況に関する報告や意見交換も随時行われており、会計監査・業務監査・システム監査の実効性を高めるとともに、学校法人のガバナンス向上に寄与している。【資料 5-5-15】【資料 5-5-16】

【自己評価】

監事による監査及び監査法人による監査、内部監査室による監査とも、十分な体制が整備されており、適切に行われていると判断している。

<資料一覧>

- 【資料 5-5-1】 学校法人尚絅学園経理規程
- 【資料 5-5-2】 学校法人尚絅学園経理規程施行規則
- 【資料 5-5-3】 尚絅学園固定資産及び物品調達規程
- 【資料 5-5-4】 学校法人尚絅学園固定資産及び物品管理規程
- 【資料 5-5-5】 学校法人尚絅学園資金運用管理規程

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 【資料 5-5-6】 | 尚絅学園決裁権限規程 |
| 【資料 5-5-7】 | 学校法人尚絅学園文書取扱・管理規程 |
| 【資料 5-5-8】 | 尚絅学園旅費規程 |
| 【資料 5-5-9】 | 令和 3 年度補正予算書(案) |
| 【資料 5-5-10】 | 理事会議事録(令和 4 年 5 月 30 日) |
| 【資料 5-5-11】 | 学校法人尚絅学園寄附行為 |
| 【資料 5-5-12】 | 監事監査報告書 |
| 【資料 5-5-13】 | 独立監査人の監査報告書 |
| 【資料 5-5-14】 | 監査計画立案に先立って実施する面談について(理事者) |
| 【資料 5-5-15】 | 学校法人尚絅学園内部監査規程 |
| 【資料 5-5-16】 | 監査計画立案に先立って実施する面談について(学園監事) |

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

- ・会計処理の正確性を担保した上で、事務効率化と迅速性を一層高めていくため、会計処理システムの全学的導入に向けて検討している。また、三様監査体制の一層の充実・改善を図り、会計監査の厳正な実施を含め学園経営に寄与すべく実効性を高めていく。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

- ・会計処理システムの全学的導入準備
現行の会計処理に係る事務プロセスを見直し、会計処理システムの全学的導入に向けた計画を立案する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

基 準	基準 6	内部質保証
基準項目	6-1	内部質保証の組織体制
担 当	自己点検・評価委員会、大学企画室	
責 任 者	山縣自己点検・評価委員長	
担 当 者	梶原大学企画室長	

1. 評価の視点及び自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☐
① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立	☐ 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。 ☐ 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。 ☐ 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

※エビデンスの例示☐

- ☐ 内部質保証に関する全学的な方針を示す資料
☐ 内部質保証のための組織及び責任体制を示す組織図・資料

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【事実の説明】

尚綱大学学則 74 条により本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検・評価及び外部評価を行い、その結果を公表し、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。また、内部質保証の推進に責任を負う全学的な内部質保体制を強化するため、「内部質保証に関する基本方針」を掲げ、併せて「内部質保証に関する規程」及び「内部質保証委員会規程」を定めた。以下、内部質保証に関する取り組みについて、①授業に関すること、②教育プログラムに関すること、③大学・短期大学部全体に関することの 3 点に分けて説明する。

【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】

① 授業に関すること

授業に関する内部質保証に関しては、SD・FD 委員会の下部組織に FD 推進部会を置き、FD 推進部会において学生が授業内容や自身の修学状況を客観的に評価するための「授業改善アンケート」、教員相互で授業参観を行うことで授業方法を客観的に評価する「オープンクラス・ウィーク」を実施している。これらの結果は、FD 推進部会や SD・FD 委員会、教授会、学科会議、教務連絡協議会等でデータを共有するとともに

改善案を議論し、適宜対応を進めている。また、報告書を教員に配布し、教員自らの授業改善や、学内のFD活動に役立てている。また、「授業の中で気になることや改善してほしいこと」と題した会議に、学生の代表者が参加しディスカッションを行ない、授業改善に役立てている。【資料 6-1-6】【資料 6-1-7】【資料 6-1-8】

② 教育プログラムに関すること

教育プログラムに関する内部質保証に関しては、教務課において成績評価・GPA 算出、大学企画委員会において「卒業時アンケート」「卒業生アンケート」「就職先アンケート」などを実施し、学修定着度の測定や学修成果、課題を把握し、教育プログラム改善に活用できるようにしている。前述のアンケートは、大学企画委員会で審議した後教授会で報告し、全教職員に結果を周知している。学生支援委員会においても在学生の学生生活全般の状況を把握するための「学生生活実態調査」を実施し、問題点の改善に努めるよう関係部署・学部・短期大学部に依頼、改善を行っている。【資料 6-1-10】【資料 6-1-11】【資料 6-1-12】【資料 6-1-13】

③ 大学・短期大学部全体に関すること

大学・短期大学部全体に関する内部質保証に関しては、自己点検・評価委員会において自己点検・評価を毎年度実施している。自己点検・評価は、基準項目に定められた評価の視点毎の担当者及び基準項目毎の責任者を決め、作成担当者が作成し、責任者が作成の取り纏めを行った後、自己点検・評価委員会の下部組織である大学実施部会、自己点検・評価委員会及び評議会において点検を行い、さらに外部評価委員会の評価及び提言を受け、理事会において報告を行い、学長が委員長としてリーダーシップを適切に発揮している。また改善・向上すべき事項があれば改善・向上方策に記載し、必要に応じて翌年度の事業計画に反映させている。自己点検・評価の結果は、学内の教職員に配布し、結果を共有するとともに、尚綱大学・尚綱大学短期大学部ホームページ上に自己点検評価書を公表している。【資料 6-1-14】【資料 6-1-15】【資料 6-1-16】【資料 6-1-17】

【自己評価】

本学の大学運営において、上記①、②、③に関して、ミクロからマクロの視点で内部質保証システムを構築しており、それぞれ担当する組織が適切に実施している。

<資料一覧>

- 【資料 6-1-1】尚綱大学アセスメントポリシー
- 【資料 6-1-2】内部質保証に関する基本方針
- 【資料 6-1-3】内部質保証に関する規程
- 【資料 6-1-4】内部質保証委員会規程
- 【資料 6-1-5】内部質保証システム体系図及び PDCA サイクル図
- 【資料 6-1-6】令和 4 年度前期末授業改善アンケート集計結果速報、令和 3 年度後期末授業改善アンケート集計結果速報
- 【資料 6-1-7】令和 4 年度オープンクラス・ウィーク報告書
- 【資料 6-1-8】令和 4 年度学生との意見交換会 報告書
- 【資料 6-1-9】尚綱大学におけるグレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度に関する規程
- 【資料 6-1-10】令和 4 年度卒業時アンケート調査結果
- 【資料 6-1-11】令和 4 年度卒業生アンケート調査結果
- 【資料 6-1-12】令和 4 年度卒業生の就職先に対するアンケート調査結果
- 【資料 6-1-13】学生生活実態調査集計結果
- 【資料 6-1-14】学生生活実態調査結果より得られた問題点の改善について（依頼）
- 【資料 6-1-15】令和 4 年度自己点検・評価シート作成要領
- 【資料 6-1-16】大学ホームページ（大学評価）

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/daigakuhyoka/>

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

適切かつ定期的な点検・評価の実施により、内部質保証システムの機能の強化を図る。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

尚綱大学・尚綱大学短期大学部内部質保証委員会規程に基づき、内部質保証委員会を開催する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

基 準	基準 6	内部質保証
基準項目	6-2	内部質保証のための自己点検・評価
担 当	自己点検・評価委員会、大学企画室	
責 任 者	山縣自己点検・評価委員長	
担 当 者	梶原大学企画室長	

1. 評価の視点及びエビデンスの例示

評価の視点	自己判定の留意点☑
① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有	☐ 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。 ☐ エビデンスに基づく、自己点検・評価を定期的の実施しているか。 ☐ 自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。
② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析	☐ 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

※エビデンスの例示☑

- ☐ 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の項目を示す資料
- ☐ 自己点検・評価及び認証評価などの外部評価の結果の共有と社会への公表の状況を示す資料
- ☐ IR 機能の構築及び活動状況を示す資料

※関連する参照法令等

- ・学校教育法第 109 条（認証評価制度）
- ・学校教育法施行規則第 166 条（点検及び評価）
- ・大学設置基準第 1 条（趣旨）

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

【事実の説明】

自己点検・評価については、自己点検・評価委員会において毎年度実施している。自己点検・評価は、評価の視点毎の作成者及び基準項目毎の責任者を決めている。作成者は、各種 IR データ等に基づき、エビデンスを示しながら作成し、責任者が作成の取り纏めを行った後、自己点検・評価委員会の下部組織である大学実施部会、自己点検・評価委員会及び評議会において、点検を行い、改善・向上すべき事項があれば、改善・向上方策に記載し、必要に応じて翌年度の事業計画に反映させている。自己点検・評価の結果

は、学内の教職員に配布し、結果を共有するとともに、大学ホームページ上に自己点検評価書を公表している。また、令和元（2019）年度より外部評価委員会を設置し、令和4（2022）年度は4月25日（月）に外部評価委員会を開催し、本学の教育・研究について意見を求め、報告書としてまとめたものを本学のホームページ上に令和4（2022）年度 外部評価報告書として公表している。【資料 6-2-1】 【資料 6-2-2】

【資料 6-2-3】 【資料 6-2-4】

さらに、外部評価で指摘された課題については計画的に解決するよう努めている。

【自己評価】

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価及び外部評価を実施し、それらの結果についても、学内の教職員および学外に向けて共有している。

6-2-② IR(Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

本学では、IR 機能の整備について、平成 27(2015)年 8 月に、FD 及び自己点検・評価を担当していた FD・評価事務室に IR(Institutional Research)機能を加えた大学企画室が設置されている。【資料 6-2-5】 同部署ではこれまで、入試状況・就職状況・学修状況等に関するデータについて経年及び定点分析を行ってきた。

令和 4（2022）年度は、学内データをまとめた「SHOKEIDATA BOOK」を作成し、学外配布用は高校訪問等で活用し、学内用は専任の教職員に配布している。また、令和 4（2022）年度の卒業生を対象とした「卒業時アンケート」、令和元（2019）年度の卒業生を対象とした「卒業生アンケート」、令和 2（2020）年度の卒業生の就職先を対象とした「就職先アンケート」を実施している。その分析結果に基づき、令和 4（2022）年度事業計画の改正を行っている。また、学内ポータルサイトを構築中で、分析の際には結果の見える化に努めている。【資料 6-2-6】 【資料 6-2-7】 【資料 6-2-8】 【資料 6-2-9】 【資料 6-2-10】 【資料 6-2-11】

【自己評価】

IR 機能を活用し、外部環境や内部環境の分析を行い、それらの結果をもとに課題を抽出し、問題提起を行ってきており、IR 機能を活用した調査・データの収集と分析を実施している。

<資料一覧>

- 【資料 6-2-1】 令和 4 年度大学自己点検・評価シート作成要領
- 【資料 6-2-2】 令和 4 年度大学自己点検・評価シート担当者一覧
- 【資料 6-2-3】 令和 4(2022)年度 自己点検・評価及び外部評価について
- 【資料 6-2-4】 令和 4(2022)年度 外部評価報告書
- 【資料 6-2-5】 尚絅学園組織規程 大学企画室規程
- 【資料 6-2-6】 SHOKEIDATA BOOK（外部配布用）
- 【資料 6-2-7】 SHOKEIDATA BOOK（学内用）
- 【資料 6-2-8】 令和 4 年度卒業時アンケート調査結果
- 【資料 6-2-9】 令和 4 年度卒業生アンケート調査結果
- 【資料 6-2-10】 令和 4 年度卒業生の就職先に対するアンケート調査結果
- 【資料 6-2-11】 学内ポータルサイトトップページ

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

IR 機能の活用によるエビデンスに基づく自己点検・評価の実質化を図る。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

- ・自己点検・規程及び機関別認証評価基準に基づき、適切な自己点検・評価を行う。
- ・各種調査データ「見える化」ポータルサイトの活用を推進する。

6-3. 内部質保証の機能性

基準	基準 6	内部質保証
基準項目	6-3	内部質保証の機能性
担当	自己点検・評価委員会、大学企画室	
責任者	山縣自己点検・評価委員長	
担当者	梶原大学企画室長	

1. 評価の視点及びエビデンスの例示

評価の視点	エビデンスの例示
① <u>内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性</u>	☐ 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映しているか。 ☐ 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。

※エビデンスの例示☑

- ☐ 三つのポリシーを起点とした教育の質保証活動とその結果に基づく改善状況を示す資料
- ☐ 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果への改善状況を示す資料

※関連する参照法令等

- ・ 学校教育法施行規則第 165 条の 2（方針の策定）
- ・ 大学設置基準第 1 条（趣旨）
- ・ 私立学校法第 45 条の 2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【事実の説明】

三つのポリシーについては、各学部で作成し教育環境等に合わせた随時見直しを行うこととしている。平成 30(2018)年 4 月開設の現代文化学部に関しては、作業チームが作成した令和 4（2022）年度設置計画履行状況報告書を教授会において審議し、常勤理事会、評議会の協議を経て、大学ホームページに掲載し社会に公表している。【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】

自己点検・評価委員会の下部組織である大学実施部会、自己点検・評価委員会及び評議会において点検を行い、さらに外部評価委員会の評価及び提言を受け、理事会において報告を行い、学長が委員長として

リーダーシップを適切に発揮している。また改善・向上すべき事項があれば改善・向上方策に記載し、必要に応じて翌年度の事業計画に反映させている。

学内の活動については、事業計画に基づいた教育・研究活動を行っており、事業計画の策定、数値目標の設定を行い、活動状況を半期ごとに中間評価および実績評価を行いながら、次年度の事業計画に反映することとしている。【資料 6-3-3】【資料 6-3-4】

【自己評価】

三つのポリシーを起点とした内部質保証のための PDCA サイクルに加え、設置計画履行状況報告書及び事業計画等における教育・研究活動においても PDCA サイクルの仕組みづくりを行っている。

<資料一覧>

【資料 6-3-1】大学ホームページ掲載「現代文化学部設置計画履行状況報告書」

【資料 6-3-2】現代文化学部設置計画履行状況報告書

【資料 6-3-3】令和 4 年度事業計画 重点施策及び具体策の進捗管理について（メール）

【資料 6-3-4】2022 年度事業の実績の提出について（メール）

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

客観的なデータに基づく点検・評価を推進し、各部局と大学全体の恒常的な PDCA サイクルの確立に努める。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

- ・学修成果の可視化とアセスメント体制の整備
- ・情報コンテンツを利用した情報発信
- ・各種アンケート調査データの「見える化」、分析、結果の公開、改善実行

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設置した基準による自己評価

基準A. 地域連携

A-1. 地域連携に関する方針及び体制の整備

基 準	基準A	地域連携
基準項目	A-1	地域連携に関する方針及び体制の整備
担 当	地域連携推進センター運営委員会	
責 任 者	柳田地域連携推進センター長	
担 当 者	柳田地域連携推進センター長	

1. 評価の視点及びエビデンスの例示

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点 ☒
① 建学の精神、理念、使命・目的を踏まえた地域連携に関する方針の明確化と周知	☐ 地域連携に関する方針を適切に設定し、明示しているか。
② 地域連携を促進するための体制の整備	☐ 地域連携を促進するために必要な体制が整備されているか。

※エビデンスの例示

- ・ 地域連携に関する方針を示す資料
- ・ 地域連携を促進するための体制の整備に関する資料

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取り組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

A-1-① 建学の精神、理念、使命・目的を踏まえた地域連携に関する方針の明確化と周知

【事実の説明】

本学は、建学の精神及び教育理念を踏まえ「尚絅大学における教育・研究目標」を設定し、その中の1つとして社会連携に関する目標を掲げている。令和5（2022）年度からの新たな第二期中長期計画の中で、「社会連携の推進」を行動計画の中に位置づけ、「教育研究活動を通じて、地域社会において教育的・学術的・文化的貢献を果たす人材を養成するとともに、地域の課題解決のため、自治体・企業等との連携を推進して、本学の知の成果を社会に還元する」ことを目標としている。評価指標としても、①地域連携事業件数 7 件以上②シンポジウム・公開講座・講演会開催件数 5 回以上、参加人数 100 人以上、③研究会・交流会の継続的開催、④寄附講座開設数 1 件以上、⑤シンポジウム・公開講座・講演会受講者の満足度 90% 以上と、評価指標を設け、本学の社会連携の具体的な方向性が明確化されている。

【自己評価】

上記に記載したように、地域連携に関する方針は、本学園のミッション（使命）を踏まえ、大学の教育・研究目標として明確化され、新たな第二期中長期計画の中においても重点施策として掲げられており、こ

の方向性に沿った事業が実施されている。各事業の実施により、パブリシティによる広報効果が非常に大きいものがあり、実施の周知についても、Web (<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/chiiki/center>) を通じて公表していることから適切に行われていると判断している。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】

A-1-② 地域連携を促進するための体制の整備

【事実の説明】

本学は、併設の尚絅大学短期大学部と協働し、地域連携にかかわる組織として、尚絅地域連携推進センター、尚絅子育て研究センター、尚絅食育研究センター、尚絅ボランティア支援センターという 4 つのセンターを運営している。「尚絅地域連携推進センター運営委員会規程」に基づき、4 センターの代表者に職員を加えたメンバーで全学的に地域連携を推進する体制が整備されている。【資料 A-1-3】

【自己評価】

地域連携に関する規程の整備の上、委員会が設置されている。この会議では、各センターの地域連携に関する事業の情報交換に加え、地域連携推進センター独自事業の検討が行われている。これにより、地域連携を促進するための体制は十分に整備されていると判断している。

<資料一覧>

【資料 A-1-1】第二期中長期計画

【資料 A-1-2】「Web ページ (<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/chiiki/center/>)

【資料 A-1-3】尚絅地域連携推進運営委員会規程

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

令和 4（2022）年度より、本学と熊本県の共同事業である「くまモン学プロジェクト」の実施責任を本センターが担っており、引き続き重点的に取り組んでいく。

尚絅地域連携推進センターを中心に、他の 3 センターとの情報共有及び活動促進を通じて、第二期中長期計画に基づき、地域連携に関する重点施策の確実な遂行に努め、自治体・企業との提携事業をすすめていく。

熊本大学 COC＋事業の後継プロジェクトに参画し、教育による地域活性化に取り組んでいく。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

- ・「くまモン学プロジェクト」の実施
- ・全学科及び 3 センターとの密な情報共有
- ・企業等との協定・連携の推進、協働事業の実施
- ・新たな連携先との協議・実証実験の実施

A-2. 大学の有する知的資源の社会への還元

基準	基準 A	地域連携
基準項目	A-2	大学の有する知的資源の社会への還元
担当	地域連携推進センター運営委員会	
責任者	柳田地域連携推進センター長	
担当者	柳田地域連携推進センター長	

1. 評価の視点及びエビデンスの例示

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
① 大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的な取組み	□ 地域連携の方針に基づき、大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的な取組みが、組織的かつ継続的に行われているか。

※エビデンスの例示

- ・大学の有する知的資源の社会への還元を示す資料（委員会議事要録、年間活動報告書等）

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている
------	--------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的や関係諸法令に照らして、その取組みや現状について、必要に応じて経緯を踏まえながらわかりやすい文章で「評価の視点」ごとに細分化して記述してください。また、エビデンスなどを用いた分析結果を含め可能な限り客観的に記述してください。

※ 記述の根拠となった資料を必ず明記してください。

※ 自己点検・評価シートを提出する際は、記述の根拠となった資料（エビデンス）を添付してください。

A-2-① 大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的な取組み

【事実の説明】

本学の有する知的資源は、尚絅地域連携推進センター、尚絅子育て研究センター、尚絅食育研究センター、尚絅ボランティア支援センター、グローバル化推進センターの4センターに加え、公開講座や大学コンソーシアム熊本における活動を通して、以下のとおり社会に還元されている。

＜尚絅地域連携推進センター＞

大学の有する知的資源を社会へと還元するため、自治体や企業などと協定を締結し、教育活動による成果を社会に還元する活動に取り組んでいる。

令和4(2022)年度からは、「くまモン学プロジェクト」の推進役を担っている。「くまモン学」の授業を実施している現代文化学部との協力により、令和4(2022)年7月にオープンキャンパスに「くまモン学」のイベントを実施し、Webニュースの取材や熊本県の公式YouTubeチャンネルの取材で大きく取り上げられた。

また、熊本県が実施するくまモン検定のPRに協力することで、新聞、Webに取り上げられた。さらに、令和5(2023)年2月18日には、本学の有する知的資源を社会へと還元するための「くまモン学フォーラム」を開催した際には、秋田県から沖縄県まで全国各地から参加申込みがあり、一般申込みの半数が県外であることから、全国的な広がりをみせている。また、令和5(2023)年には、「くまモン学サイト」を新たに立ち上げ、「くまモン学プロジェクト」の推進に寄与している。

さらに、当センターと湯前町との連携事業として、昨年度の郷土料理「骨かじり」に続き、湯前町で試験栽培されている米「ぴかまる」の認知向上を目標に、生活科学部の学生がレシピ提案やぴかまる PR 動画作製など、知名度アップを手伝った。また、熊本市の食品製造企業である株式会社通宝との共同の食品開発にも取り組んだ。

これら活動については、大学の YouTube チャンネルで紹介するとともに、パブリシティでも多く取り上げられ大きな効果があった。この点でも、大学の知的資源を社会に還元することに貢献できている。

【資料 A-2-1】くまモン学関係のパブリシティ関係

【資料 A-2-2】くまモン学フォーラムチラシ

【資料 A-2-3】ぴかまる関係のパブリシティ関係

【資料 A-2-4】本学 YouTube チャンネル [尚綱大学・尚綱大学短期大学部 YouTube 公式チャンネル](#) - YouTube

＜尚綱子育て研究センター＞

尚綱子育て研究センター運営委員会を 5 回開催し、子育て研究センターの事業を進めてきた。

尚綱子育て研究センターの研究員がファシリテーター役となり、現場の保育関係施設職員との共同研究「乳幼児保育研究会」を開催し、現場の実践報告に対して短期大学部の知的資源を還元した。新型コロナウイルス感染症防止のため、オンライン（ZOOM）と併用し、3 密を避けた環境にて、令和 4（2022）年 4 月 20 日、6 月 15 日、8 月 24 日、12 月 21 日、令和 5（2023）年 2 月 15 日に開催した。【資料 A-2-5】

尚綱大学短期大学部附属こども園子育て支援室「どんぐりルームコロコロ」において、「地域の未就園児とその保護者への子育て支援」についての企画・運営に協力し、令和 4（2022）年 6 月 27 日、11 月 10 日、12 月 20 日に当研究員が保育や子育てに関する専門知識の提供を行った。【資料 A-2-6】

保育者の早期離職予防の一環として、保育経験豊かな保育・教育アドバイザーを配置し、少人数制で若手保育者や特別支援員も気軽に保育の悩みを話し合い、明日からの保育の意識を高める場づくりとしての「保育 Café」を令和 4（2022）年 4 月 20 日、5 月 11 日、6 月 15 日、7 月 11 日、8 月 24 日、9 月 7 日、10 月 19 日、11 月 30 日、12 月 21 日、令和 5（2023）年 1 月 18 日、2 月 15 日、3 月 25 日に開催した。【資料 A-2-7】

親子の交流の場を設け、気軽に話せる子育ての相談の場の提供や子ども・保護者の健康への関心を高める取り組みとして「子育て Café」を令和 4（2022）年 4 月 24 日、5 月 29 日、6 月 26 日、7 月 18 日、8 月 21 日、9 月 19 日、10 月 23 日、11 月 23 日、12 月 25 日、令和 5（2023）年 1 月 22 日、2 月 19 日、3 月 19 日に実施した。【資料 A-2-8】

熊本の保育や子育ての質の向上をめざした学びの場としての第 21 回公開シンポジウムを、令和 4（2022）年 8 月 6 日に実施した。「誰一人取り残すことのない学び」と題して講演があり、「誰もが大切にされる保育とは」についてシンポジストからの実践報告があり、保育関係者や子育てに関心のある市民に対して、熊本の保育や子育ての質の向上をめざした学びの場を提供することができた。なお、講演者が大阪在住であったため、新型コロナウイルス感染症防止のため、講演はオンライン（Zoom）に切り替えて実施した。

【資料 A-2-9】

保育現場と共同して実践研究を重ねていく中で課題として浮上したことをテーマに、第 8 回保育実践講演会を行った。第 21 回公開シンポジウムの事前学習として、令和 4（2022）年 7 月 11 日に「みんなの学校」の自主上映会を実施し、令和 5（2023）年 1 月 18 日には「リズム遊びの講演会と演習」を実施し、学びの場を提供した。【資料 A-2-10】

尚綱子育て研究センター紀要である『児やらい』第 19 巻を発行し、当研究員ならびに本学教員の研究論文を発表し、保育・教育現場に広く公表した。【資料 A-2-11】

【資料 A-2-5】乳幼児保育研究会

【資料 A-2-6】どんぐりルーム 12 月だより

【資料 A-2-7】保育 Café

【資料 A-2-8】子育て Café

【資料 A-2-9】尚絅子育て研究センター 第 21 回公開シンポジウム／尚絅大学短期大学部公開講座
第 35 回サマーセミナー

【資料 A-2-10】第 8 回保育実践講演会のご案内

【資料 A-2-11】尚絅子育て研究センター紀要「児やらい」

＜尚絅食育研究センター＞

知的資源を社会へ還元する取組としては、天草地区漁業士会や菊陽町等との連携事業が挙げられる。

天草地区漁業士会との連携活動については、毎年食育活動の充実と魚食普及、熊本の水産物の魅力の再発見をすることを目的に、令和元（2019）年から毎年、尚絅食育の日（おさかなの日）を開催し、天草地区漁業士会の協力により、天草の郷土料理の「鯛飯、あおさ汁、がね揚げ」等を学食で提供し、天草の郷土料理や魚介類に関するアンケート調査を行っている。令和 4（2022）年度は、学生たちからの要望に応え、同漁業士会の協力を得て 6 月と 10 月 2 回実施した。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和 2（2020）年度・3（2021）年度は郷土料理教室を中止にせざるを得なかったが、令和 4（2022）年度は漁業士会の方を講師として招聘し、郷土料理教室を開催した。学生 20 人が参加し、鯛の捌き方と鯛そうめん、鯛の潮汁、魚のホイル焼きを教えていただいた。

さらに、11 月には熊本県養殖漁協栖本事業所へ見学に行き、養魚場の水産加工における HACCAP 管理や養殖魚の実際について学ぶとともに、天草地区漁業士会の方々との交流を行い、魚食普及のために学生が作成した教材も披露した。【資料 A-2-12】

菊陽町との連携事業では、菊陽町の広報誌の「恋する野菜」コーナーに学生が考案したレシピを 7 年以上毎月掲載している。特に菊陽出身の学生のレシピが掲載された際には、地元の方から声をかけていただくなど、簡単でおしゃれな野菜レシピが好評である。2 年おきにレシピをまとめてリーフレットを作成し、菊陽町役場や物産館で配布する他、高校訪問時にも活動紹介として配布している。【資料 A-2-13】

また、令和 5（2023）年 1 月、食育研究センターで作成した「熊本の郷土料理ポスター」を学食においてパネル展示と郷土料理の認知度・食経験・調理経験の学生アンケートを行い、啓発活動を実施した。その他、くまもとクジラの食文化を守る会と協力して、学食で「鯨カツ、鯨汁」の提供と捕鯨及び鯨料理等のパネル展示、学生アンケートを行い、食文化の継承活動を行った。【資料 A-2-12】

さらに、新型コロナウイルス感染症に配慮し、少人数予約制による尚絅乳幼児食育研究会を 4 月・6 月・9 月・12 月と 3 月に開催した。副園長・保育士・給食担当者（管理栄養士・栄養士・調理師）が参加し、行事食や食育の取組、衛生管理の課題等の事例報告やお勧めのレシピ紹介等の意見交換を行った。【資料 A-2-12】

1 月には、尚絅子育て研究センターと協力し、「子どもの未来を拓く保育・食育を目指して」～みんなで育てる子どものおいしい笑顔～をテーマに、第 4 回尚絅食育推進シンポジウムを対面・オンラインを取り入れたハイブリッド方式で開催した。尚絅食育推進プロジェクトチームによる研究報告、基調講演、パネルディスカッションを行い、約 100 人の参加があった。【資料 A-2-12】

また、尚絅大学短期大学部附属こども園の協力により、食育推進プログラム「噛む力・飲み込む力を育むプログラム」（保護者講話、学生による食育活動、食育だよりの発行、保育士による食育活動、かみかみメニューの提供、家庭でのかみかみ習慣等）に取り組み、保育者養成及び管理栄養士・栄養士養成を行う本学の特徴を活かした拠点作りに貢献した。

【資料 A-2-12】令和 4 年度尚絅食育研究センター報告書

【資料 A-2-13】恋する野菜レシピ集リーフレット

＜尚絅ボランティア支援センター＞

平成 26（2014）年に開設されて以来、学生と学部の特徴を生かしたボランティア活動を支援している。当

センターでは尚絅学園のホームページ上のウェブページ「尚絅ボランティア支援センター」において、随時、外部団体からのボランティア募集に関する詳細な情報を収集しており、情報を精査したうえで同ウェブページ上にアップロードすることにより、学生にボランティア情報の提供を行っている。【資料 A-2-14】また、キャンパス内に設置された掲示板にボランティア募集に関するポスター・チラシを掲示して、ボランティア活動への参加を希望する学生を募集している。令和 2 (2020) 年度より「ボランティア支援センター classroom」を設置し、ボランティア情報の配信に加えて、ボランティア保険の申請用紙、ボランティア登録申込書、ボランティア活動申込書、ボランティア活動報告書の様式ダウンロードを可能にした。

【資料 A-2-15】

一方、今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、対面式のボランティア活動を自粛せざるを得なかった。このような制限下において、学内で「フードドライブ」の取り組みを令和 4 (2022) 年 6 月 13 日から 6 月 30 日および令和 5 (2023) 年 1 月 5 日から 1 月 20 日の期間で実施し、収集した食料品を「フードバンク熊本」へ寄付する形で地域社会への貢献を行った。また、熊本県との連携により、令和 4 (2022) 年 9 月 21 日に、「食品表示ウォッチャー講習会」を実施し、学生 41 人および教職員 3 人が講習会を受講して、食品表示ウォッチャーとして活動することになった。【資料 A-2-16】【資料 A-2-17】【資料 A-2-18】【資料 A-2-19】他方、コロナによる行動制限が緩和された年度末に「熊本城マラソン 2023」が開催され、万全の感染防止対策を行ったうえで学生 40 人がボランティア活動を行った。【資料 A-2-20】

【資料 A-2-14】 ボランティア支援センターウェブページ

【資料 A-2-15】 ボランティア支援センター「classroom」

【資料 A-2-16】 フードドライブ学内配布・掲示用資料 (1)

【資料 A-2-17】 フードドライブ学内配布・掲示用資料 (2)

【資料 A-2-18】 令和 4 年度第 3 回ボランティア支援センター運営委員会議事録

【資料 A-2-19】 食品表示ウォッチャー講習会のお知らせ

【資料 A-2-20】 令和 4 (2022) 年度尚絅ボランティア支援センター活動報告書

<グローバル化推進センター>

令和 4 (2022) 年度は、新型コロナウイルス感染症の状況や協定先の国情を睨みながら、実地による国際交流プログラムの再開を進めた。その結果、交換留学では、上海杉達学院 (中国) から 2 人を受け入れるとともに、仁徳大学校 (韓国) へ 3 人、済州大学校 (韓国) へ 2 人、慈済大学 (台湾) へ 1 人、高雄大学 (台湾) へ 1 人をそれぞれ派遣した。【資料 A-2-21】

また、研修旅行では、韓国 (仁徳大学校) への研修旅行を実施し、現代文化学部生 4 人、短期大学部生 3 人の計 7 人の学生が参加した。【資料 A-2-22】

【資料 A-2-21】 交換留学生受入及び派遣一覧

【資料 A-2-22】 韓国 (仁徳大学校) 研修旅行

<尚絅公開講座>

令和元 (2019) 年度までは、九品寺キャンパスで尚絅公開講座、武蔵ヶ丘キャンパスで「現代文化学部・文化言語学部公開講座」を開催していたが、令和 2 (2020) 年度から令和 3 (2021) 年度は新型コロナウイルスの影響により中止とした。しかし、令和 4 (2022) 年度はコロナウイルス感染が一時的に低下したため、感染防止対策として募集定員を 80 人に制限し、実施講義数を 4 講座に減らし、茶話会は中止としたうえで縮小開催とした。中止前の令和元 (2019) 年度は 10 講座で平日の月曜～金曜の 5 日間にわたり実施したが、令和 4 (2022) 年度は「人間探求－共存共栄－」をテーマに、4 講座を 10 月 15 日 (土) と 10 月 22 日 (土) の午前中 (9:30～12:40) に九品寺キャンパスで開催することで、平日勤務の方にも受講しやすいように配慮して開催

した。講師は4人で内訳は尚絅大学2人、尚絅短期大学部2人が担当し、延べ受講者数は106人であった。受講者の年代は10代～80代までと幅広いが、60～80代が全体の78%を占めている。

【資料 A-2-2-23】尚絅公開講座テーマ及び実施形態等について

【資料 A-2-2-24】尚絅公開講座のまとめ

【自己評価】

＜尚絅地域連携推進センター＞

「くまモン学」については、「くまモン学プロジェクトミーティング」による研究・教育の方向性に基づき、推進役である本センターで予定どおり着実に進行できている。また、「くまモン学」を推進することで、共同研究者である熊本県をはじめ様々な関係者・研究者とつながる等の副次的効果も出ている。

その他、各センター・学部を中心とした各種地域連携について順調に事業が進められており、これらの成果から、大学の有する知的資源を社会に還元する基盤整備活動が組織的かつ継続的に行われたものと判断している。

＜尚絅子育て研究センター＞

尚絅子育て研究センターは、保育・教育現場を中心に地域との連携を大切にしながら、継続的かつ組織的に短期大学部の有する知的資源を社会に還元することができたと判断している。

「乳幼児保育研究会」では、実践カンファレンスを通じ、保育・教育の課題の明確化や質の向上に貢献するとともに、実践力の向上にも貢献したと判断している。

「地域の未就園児とその保護者への子育て支援」については、本学教員によるスーパーバイズや出前講座を行い、保護者の子育ての一助となったと判断している。

「保育 Café」の開催を通じた早期離職予防の取り組みでは、保育者養成から、卒後の早期離職予防及び若手保育者の育成まで、保育実践力を持ち、なおかつ長く働き続けられる保育者の育成に貢献したと判断している。

保護者の子育てや生活の困難を共有し、適切な助言を行う「子育て Café」の取り組みでは、大学の教育環境や専門知識を活かし、地域の子育ての一つの拠り所としての役割を果たしたと判断している。

第21回公開シンポジウムでは、新型コロナウイルス感染症の感染対策を取り、すべての子どもにとっての居場所づくりをいかに作っていくかについて、保育関係者や子育てに関心のある市民に対して、学びの場を提供することができたと判断している。

第8回保育実践講演会については、第21回公開シンポジウムの事前学習、リズム遊びの講演会と演習について、保育・教育関係者及び一般市民に専門知識を提供することができたと判断している。

『兄やらい』第19巻を発行することにより、保育・教育・心理に関する研究成果や専門知識を還元した。また、本誌を国会図書館に寄贈し登録することで、研究者をはじめ多方面に周知することができたと判断している。

＜尚絅食育研究センター＞

尚絅食育研究センターの自主事業は定着してきたので、さらに充実させていく。コロナ禍にあっても、感染対策を行いながら、センター活動をそれぞれの委員が責任をもって実施してきた。しかし、尚絅乳幼児食育研究会については、乳幼児を対象にしている仕事のため、参加者が少なかった。アフターコロナにあっては、参加者のニーズに合った尚絅乳幼児食育研究会を2か月に1回開催する。

尚絅食育推進プロジェクトでは、食育プログラムを県内の保育施設に発信し、モデル園として3園で実施する。

さらに、熊本県と協力して、郷土料理本の作成に取り組む、本学の知的財産を社会へ還元していく。

＜尚絅ボランティア支援センター＞

新型コロナウイルス感染症拡大という困難な状況下において、学生の安全を最優先にする中で実施可能な活動を行うことができたと判断している。

＜グローバル化推進センター＞

令和4年度から国際交流プログラムの再開を進めたものの、依然として新型コロナウイルス感染症の状況を睨みながらであり、海外協定校からの交換留学生を中心に積極的な地域社会との交流の場を持つまでには至らなかった。そうした中で、長洲町合併65周年記念事業「国際交流フェスタ」に交換留学生が日本人学生と一緒に参加するなどしており、コロナ禍前まで本学の国際交流事業が組織的かつ継続的に実施してきた知的資源の社会への還元は回復の緒に就いたと考えている。【資料 A-2-25】

【資料 A-2-25】国際交流フェスタ

＜公開講座委員会＞

コロナウイルス感染症拡大による尚絅公開講座の中止が危ぶまれたが、開催時期の10月は感染者数の低減期で縮小開催ながら開催することができ、尚絅大学および短期大学部が有する知的資源を社会へ還元することができた。

＜資料一覧＞

【資料 A-2-1】くまモン学関係のパブリシティ関係

【資料 A-2-2】くまモン学フォーラムチラシ

【資料 A-2-3】びかまる関係のパブリシティ関係

【資料 A-2-4】本学 YouTube チャンネル尚絅大学・尚絅大学短期大学部 YouTube 公式チャンネル
- YouTube

【資料 A-2-5】乳幼児保育研究会開催報告

【資料 A-2-6】尚絅大学短期大学部附属こども園子育て支援室「どんぐりルームころころ」お便り 12 月

【資料 A-2-7】保育 Café 開催報告

【資料 A-2-8】子育て Café 開催報告

【資料 A-2-9】尚絅子育て研究センター 第 21 回公開シンポジウム／尚絅大学短期大学部公開講座
第 35 回サマーセミナー

【資料 A-2-10】第 8 回保育実践講演会のご案内

【資料 A-2-11】尚絅子育て研究センター紀要「児やらい」

【資料 A-2-12】令和 4 年度尚絅食育研究センター報告書

【資料 A-2-12】恋する野菜レシピ集リーフレット

【資料 A-2-14】ボランティア支援センターウェブページ

【資料 A-2-15】ボランティア支援センター「classroom」

【資料 A-2-16】フードドライブ学内配布・掲示用資料（1）

【資料 A-2-17】フードドライブ学内配布・掲示用資料（2）

【資料 A-2-18】令和 4 年度第 2 回ボランティア支援センター運営委員会議事録

【資料 A-2-19】食品表示ウォッチャー講習会のお知らせ

【資料 A-2-20】令和 4（2022）年度尚絅ボランティア支援センター活動報告書

【資料 A-2-21】交換留学生受入及び派遣一覧

【資料 A-2-22】韓国（仁徳大学校）研修旅行

【資料 A-2-23】尚絅公開講座テーマ及び実施形態等について

【資料 A-2-24】尚絅公開講座のまとめ

【資料 A-2-25】国際交流フェスタ

4. 改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策の具体的な取組み・検討事項に対する学内体制や改善プロセス、将来計画などについて、検討する委員会名や期日など、できる限り具体的に記述してください。また、方策が期待や理想にとどまっていないか注意してください。なお、平成 29 年度大学機関別認証評価結果において、【改善を要する点】や【参考意見】として指摘された事項がある場合、それらに対する対応も含めて記述してください。

×＝「～が必要である」「～を検討すべきである」「～が課題である」

＜尚絅地域連携推進センター＞

「くまモン学」については、全国の研究者とネットワークを構築し、研究内容をさらに拡大深化させていく。また、拡大した研究を教育内容に反映し充実を図る。新たに立ち上げた「くまモン学サイト」により広報活動をさらに推進する。

尚絅子育て研究センター、尚絅食育研究センター、尚絅ボランティア支援センターとの情報共有・活動促進を通じて、令和 5（2023）年度事業計画に基づき地域連携に関する重点施策の確実な遂行に努める。加えて、熊本大学 COC＋事業の後継プロジェクトに参画し、本学の強みを活かした地域連携活動を通じて大学の有する知的資源を社会に還元していく。

＜尚絅子育て研究センター＞

「乳幼児保育研究会」については、次年度以降も、オンライン（Zoom）との併用で隔月開催とする。保育・教育に関する実践カンファレンス及び保育・教育技術の向上に向けて研究会を実施する。

「地域の未就園児とその保護者への子育て支援」については、子育て・発達支援の講師派遣に関して、附属こども園の子育て支援室との協議において年間計画を作成し、専門知識の提供を行う。

「保育 Café」の開催を通した早期離職予防の取り組みは、年間計画を作成し、継続的に実施する。

保護者の子育てや生活の困難を共有し、適切な助言を行う「子育て Café」の取り組みについても、年間計画を作成し、定期的の実施する。

第 22 回公開シンポジウムを令和 5（2023）年 8 月に計画し、当センター研究員もシンポジストとなり、研究成果および専門知識の提供を行う。

第 9 回保育実践講演会については、令和 6（2024）年 2 月に計画し、保育・教育関係者及び一般市民に対して専門知識の提供を行う。

『児やらい』第 20 巻を実習連絡協議会、実習訪問、高校訪問、研究会等にて保育・教育関係者に配布することにより、本学の研究成果や専門知識を広く還元する。また『児やらい』を国立国会図書館に寄贈し、全国に研究成果や専門知識の提供を行う。

＜尚絅食育研究センター＞

尚絅食育研究センターの自主事業は定着してきたので、さらに充実させていく。コロナ禍にあつて、9 月から 1 月に行事が集中しているので、アフターコロナにあつては、尚絅食育の日は 6 月と 10 月に実施する。また、尚絅乳幼児食育研究会も 2 か月に 1 回、年 6 回開催する。

尚絅食育推進プロジェクトでは、令和 5（2023）年度末には食育プログラムのまとめと研究報告を行い、令和 6（2024）年度には県内の保育施設に発信していく。

＜尚絅ボランティア支援センター＞

学内他組織や地元自治体等と連携し、効果的なボランティア情報の収集および発信を行うことにより、学生のボランティア活動の支援に努めるとともに、新型コロナウイルスの影響下においても参加可能なボ

ランティア活動を検討し、学生のボランティア活動への参加を促す。学生へのボランティア情報の周知は、掲示板での掲示、尚絅ボランティア支援センターのウェブサイトおよび classroom を活用して行っているが、今後は学生会やサークルとの連携なども含めて効率的な周知方法の検討を行う。

<グローバル化推進センター>

交換留学や短期語学留学制度の質向上策の一つとして、協定校と協力してオンラインを活用し、留学生（派遣・受入）に対する留学前後の指導及び交流を実施する。

<尚絅公開講座>

令和 4（2022）年度の尚絅公開講座は、コロナウイルスのために縮小開催となったが、令和 5（2023）年度は通常の開催で平日勤務の社会人が受講しやすくするために、今年度と同様に土日開催とし、受講者の年代を若年者層へ拡大する対策を検討実施する。但し、コロナウイルスへの感染状況を注視し、開催方法や時期、対応等も検討しながら進めるが、中止となった場合には速やかに周知する。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 5 年度事業計画の具体策として反映させるべきものがあれば、記載してください。

<尚絅地域連携推進センター>

本学ホームページを活用し、順調に進んでいる各センターの事業の広報を進めるとともに、地域の新たなシーズを本学の知と結び付け、新たな連携先との協議・実証実験の実施に着手する。

<尚絅子育て研究センター>

①「乳幼児保育研究会」の定例開催は、令和 5（2023）年 4 月 19 日、6 月 21 日、8 月 30 日、10 月 18 日、12 月 20 日、令和 6（2024）年 2 月 21 日の計 6 回の開催の計画を立てた。研究会の趣旨・日程等を保育現場に周知徹底し、熊本の保育の質向上のための役割を果たす。

②第 22 回公開シンポジウムの開催は、令和 5（2023）年 8 月 5 日に計画し、「インクルーシブ教育・合理的配慮への理解を深める」をテーマに掲げ、保育関係者等に学びの場を提供していく。第 9 回保育実践講演会の開催は、令和 6（2024）年 2 月 21 日に計画している。

<尚絅食育研究センター>

- ① 食育プログラムを県内の保育施設に発信し、モデル園として 3 園で実施する。
- ② 尚絅乳幼児食育研究会を隔月開催するとともに、1 月に尚絅食育推進シンポジウムを開催する。
- ③ 熊本県と協力して、郷土料理本の作成に取り組み、本学の知的財産を社会へ還元していく。

<尚絅ボランティア支援センター>

- ① ボランティア支援センターの活用を推進する。
- ② 学内他組織との連携を強化する。